野村インデックスファンド・
内外7資産バランス・為替ヘッジ型

愛称：Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年5月30日）

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月28日に関東財務局長に提出しており、2024年11月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	ＣＥＯ兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 12
３【投資リスク】 31
４【手数料等及び税金】 35
５【運用状況】 39
第２【管理及び運営】 60
１【申込（販売）手続等】 60
２【換金（解約）手続等】 61
３【資産管理等の概要】 62
４【受益者の権利等】 65
第３【ファンドの経理状況】 67
１【財務諸表】 70
【中間財務諸表】 302
２【ファンドの現況】 325
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 327
第三部【委託会社等の情報】 328
第１【委託会社等の概況】 328
１【委託会社等の概況】 328
２【事業の内容及び営業の概況】 330
３【委託会社等の経理状況】 331
４【利害関係人との取引制限】 381
５【その他】 381
約款 382

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型
（ファンドの愛称を「Funds-i　内外７資産バランス・為替ヘッジ型」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i　内外７資産為替ヘッジ」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

２兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

①　取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

１万口以上１万口単位(当初元本１口＝1円)または１万円以上１円単位

※分配金を再投資する場合には１口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年11月29日から2025年11月27日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※　ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は１兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特　殊　型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし	日経 225 ＴＯＰＩＸ その他 （合成指数）

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2013 年 9 月 12 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンド	野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型
マザーファンド（親投資信託）	国内株式マザーファンド 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド 新興国債券マザーファンド J－REIT インデックス　マザーファンド 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

■委託会社の概況（2025 年 4 月末現在）■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

［1］ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
①国内株式マザーファンド	1/6	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
②外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）
③国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	1/9	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合
④外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1/9	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
⑤新興国債券マザーファンド	1/9	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）*
⑥J-REIT インデックス マザーファンド	1/6	J－REIT※1	東証 REIT 指数（配当込み）
⑦海外 REIT インデックス為替ヘッジ型 マザーファンド	1/6	日本を除く世界各国の REIT※2	S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

※1　わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※2　海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

＊　JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Plus（US ドルベース）をもとに、委託会社が為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。
（新興国債券マザーファンドは「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいては、原則として基本投資割合の範囲で為替予約取引等を行ない、「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）」に連動する投資成果を目指します。）

■投資プロセス■

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

［2］合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

［3］実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

①配当込みTOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正

確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

○MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.（MSCI ）、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市

場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI の書面による許諾を得ることなくMSCI との関係を一切主張することはできません。

○NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）

本書に含まれるJP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、

明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

○東証 REIT 指数（配当込み）

①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

④ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

○S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本

ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

（2）【投資対象】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」各受益証券を主要投資対象とします。

■各マザーファンドの主要投資対象■

マザーファンド名	主要投資対象
国内株式マザーファンド	わが国の株式
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式
国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド	わが国の公社債
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債
J-REIT インデックス　マザーファンド	J－REIT
海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT

①　投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限④、

⑤、⑧および⑩」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ　約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ　金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

２　次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

ロ　次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②　有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券NOMURA－BPI 総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J－REIT インデックス マザーファンド、および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 15 号および第 16 号の証券ならびに第 19 号の証券または証書のうち第 15 号および第 16 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④ その他の投資対象

1 先物取引等
2 スワップ取引
3 金利先渡取引※1
4 為替先渡取引※2
5 直物為替先渡取引※3

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同

じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3　「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

（参考）各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

②　非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50％以下を基本とします。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資は行ないません。

③　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④　有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤　スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（J－REITインデックス　マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J－REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

①J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。
運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年９月６日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限(信託約款)

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20％以内とします。
・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以内とします。
・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ｉ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
（ⅱ）上記（ｉ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

（ⅰ）委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ⅱ）委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅲ）委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ⅲ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ⅲ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ⅱ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ⅳ）上記（ⅰ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で

保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において

市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

●REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

●ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年4月末～2025年3月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**25.2**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **14.4**	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**3.3**	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜 2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.55%(税抜年 0.50%)以内(2025 年 5 月 29 日現在　年 0.55%(税抜年 0.50%))の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年 0.23%	年 0.23%	年 0.04%

＊上記配分は、2025 年 5 月 29 日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③　ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

④　監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

⑤　ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

ください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊上記は 2025 年 3 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.56	0.54	0.02

（2023年9月7日～2024年9月6日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2025年3月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	14,988,035,987	99.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	33,982,800	0.22
合計（純資産総額）		15,022,018,787	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	739,136,760,545	97.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	21,884,534,964	2.87
合計（純資産総額）		761,021,295,509	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	20,390,920,000	2.67

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	61,428,499,325	72.79
	カナダ	2,699,975,964	3.19
	ドイツ	2,210,237,464	2.61
	イタリア	679,870,216	0.80
	フランス	2,486,807,979	2.94
	オランダ	1,028,757,249	1.21
	スペイン	662,332,656	0.78
	ベルギー	169,053,071	0.20
	オーストリア	44,117,689	0.05
	ルクセンブルグ	11,708,432	0.01
	フィンランド	227,058,180	0.26
	アイルランド	69,751,047	0.08
	ポルトガル	35,787,947	0.04
	スイス	25,187,232	0.02
	ジャージー	4,027,607	0.00

	イギリス	3,312,172,766	3.92
	スイス	2,224,644,117	2.63
	スウェーデン	714,721,138	0.84
	ノルウェー	144,615,034	0.17
	デンマーク	529,919,271	0.62
	オーストラリア	1,390,004,621	1.64
	ニュージーランド	43,749,378	0.05
	香港	386,358,573	0.45
	シンガポール	280,225,180	0.33
	イスラエル	107,135,089	0.12
	小計	80,916,717,225	95.89
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	1,393,946,358	1.65
	フランス	28,588,967	0.03
	イギリス	22,609,723	0.02
	オーストラリア	84,155,021	0.09
	香港	17,632,524	0.02
	シンガポール	23,174,999	0.02
	小計	1,570,107,592	1.86
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,897,029,427	2.24
合計（純資産総額）		84,383,854,244	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,891,689,660	2.24
	買建	カナダ	93,158,676	0.11
	買建	ドイツ	230,579,869	0.27
	買建	イギリス	100,778,647	0.11
	買建	スイス	64,846,454	0.07
	買建	オーストラリア	37,681,970	0.04

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	975,270,557,650	83.78
地方債証券	日本	59,320,310,994	5.09
特殊債券	日本	70,855,501,657	6.08
社債券	日本	52,246,483,000	4.48
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	6,369,657,583	0.54
合計（純資産総額）		1,164,062,510,884	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	39,304,535,809	47.61
	カナダ	1,644,709,229	1.99
	メキシコ	667,103,443	0.80
	ドイツ	4,626,023,946	5.60
	イタリア	5,595,559,513	6.77
	フランス	5,996,172,562	7.26
	オランダ	1,048,687,344	1.27
	スペイン	3,631,172,993	4.39
	ベルギー	1,276,488,649	1.54
	オーストリア	912,678,647	1.10
	フィンランド	420,601,358	0.50
	アイルランド	335,554,420	0.40
	ポルトガル	496,209,006	0.60
	イギリス	4,459,571,165	5.40
	スウェーデン	133,400,040	0.16
	ノルウェー	134,597,809	0.16
	デンマーク	168,167,116	0.20
	ポーランド	474,832,646	0.57
	オーストラリア	1,010,268,087	1.22
	ニュージーランド	231,096,733	0.27
	シンガポール	745,733,698	0.90
	中国	9,202,037,359	11.14
	イスラエル	259,022,488	0.31
	小計	82,774,224,060	100.26
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	△221,775,520	△0.26
合計（純資産総額）		82,552,448,540	100.00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	45,541,685,140	97.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,057,477,535	2.26
合計（純資産総額）		46,599,162,675	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	63,734,459,250	96.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,057,277,374	3.12
合計（純資産総額）		65,791,736,624	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,629,628,000	2.47

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	5,224,603,111	78.95
	カナダ	81,627,684	1.23
	ドイツ	1,860,030	0.02
	イタリア	785,278	0.01
	フランス	125,039,857	1.88
	オランダ	9,847,819	0.14
	スペイン	29,218,161	0.44
	ベルギー	63,334,835	0.95
	アイルランド	2,128,435	0.03
	シンガポール	2,431,200	0.03
	ガーンジー	5,726,124	0.08
	イギリス	282,481,137	4.26
	オーストラリア	450,112,541	6.80
	ニュージーランド	5,684,710	0.08
	香港	62,623,776	0.94
	シンガポール	195,393,516	2.95
	韓国	10,836,996	0.16
	イスラエル	8,326,754	0.12
	小計	6,562,061,964	99.16
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	55,358,331	0.83
合計（純資産総額）		6,617,420,295	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	125,178,144	1.89

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	830,778,995	2.9393	2,441,919,814	3.0660	2,547,168,398	16.95

2	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	970,214,337	2.6117	2,533,908,784	2.6110	2,533,229,633	16.86
3	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,643,023,993	1.6009	2,630,317,111	1.4938	2,454,349,240	16.33
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	771,109,262	3.1315	2,414,728,654	3.1478	2,427,297,734	16.15
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1,718,809,192	1.0040	1,725,684,429	0.9794	1,683,401,722	11.20
6	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	1,397,870,135	1.2437	1,738,531,087	1.2001	1,677,583,949	11.16
7	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	655,772,080	2.4226	1,588,673,442	2.5390	1,665,005,311	11.08

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.77
合　　計	99.77

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,387,600	3,349.53	34,793,588,512	2,616.00	27,173,961,600	3.57
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,740,700	2,397.55	16,161,179,072	3,765.00	25,378,735,500	3.33
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,345,500	1,597.72	19,724,734,064	2,011.00	24,826,800,500	3.26
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,020,500	3,019.76	15,160,740,312	3,458.00	17,360,889,000	2.28
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,973,900	3,037.49	12,070,681,511	3,795.00	15,080,950,500	1.98
6	日本	株式	任天堂	その他製品	1,233,700	7,919.57	9,770,380,631	10,110.00	12,472,707,000	1.63
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,567,300	7,303.12	11,446,180,503	7,657.00	12,000,816,100	1.57
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	195,500	69,612.64	13,609,272,965	58,480.00	11,432,840,000	1.50
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,879,000	5,141.09	9,660,124,193	5,736.00	10,777,944,000	1.41
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,597,700	3,090.75	8,028,850,116	4,051.00	10,523,282,700	1.38
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,821,000	3,319.18	12,682,622,358	2,626.50	10,035,856,500	1.31
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,389,700	7,255.83	10,083,439,327	6,901.00	9,590,319,700	1.26
13	日本	株式	三菱重工業	機械	3,451,300	1,350.07	4,659,503,461	2,526.00	8,717,983,800	1.14
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,037,700	3,849.31	11,693,076,385	2,799.50	8,504,041,150	1.11
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,295,100	160.91	9,380,403,702	144.70	8,435,300,970	1.10
16	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	413,600	34,016.69	14,069,305,820	20,110.00	8,317,496,000	1.09
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,743,800	4,132.19	7,205,723,614	4,413.00	7,695,389,400	1.01
18	日本	株式	信越化学工業	化学	1,740,600	5,794.05	10,085,126,272	4,236.00	7,373,181,600	0.96
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	966,700	7,969.65	7,704,270,151	7,479.00	7,229,949,300	0.95
20	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2,883,000	2,174.27	6,268,427,903	2,359.50	6,802,438,500	0.89
21	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,392,800	195.20	6,127,889,632	208.40	6,542,259,520	0.85
22	日本	株式	第一三共	医薬品	1,812,800	5,329.70	9,661,688,752	3,511.00	6,364,740,800	0.83

23	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	379,100	18,214.93	6,905,279,963	16,780.00	6,361,298,000	0.83
24	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,629,900	1,708.57	7,910,528,661	1,342.50	6,215,640,750	0.81
25	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,007,400	2,742.54	5,505,393,491	2,720.00	5,460,128,000	0.71
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,816,100	2,382.57	4,326,987,491	2,951.00	5,359,311,100	0.70
27	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	116,300	41,178.21	4,789,026,808	44,060.00	5,124,178,000	0.67
28	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	2,283,900	2,047.91	4,677,224,416	2,163.00	4,940,075,700	0.64
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,169,200	4,377.75	5,118,465,611	4,114.00	4,810,088,800	0.63
30	日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	保険業	1,410,400	2,977.96	4,200,123,719	3,225.00	4,548,540,000	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.26
		建設業	2.13
		食料品	3.02
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.76
		医薬品	4.10
		石油・石炭製品	0.53
		ゴム製品	0.63
		ガラス・土石製品	0.61
		鉄鋼	0.85
		非鉄金属	0.74
		金属製品	0.48
		機械	5.40
		電気機器	16.85
		輸送用機器	7.02
		精密機器	2.12
		その他製品	2.89
		電気・ガス業	1.25
		陸運業	2.34
		海運業	0.65
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.36
		卸売業	6.53
		小売業	4.39
		銀行業	9.25
		証券、商品先物取引業	0.86

		保険業	3.42
		その他金融業	1.10
		不動産業	1.87
		サービス業	4.42
合　　計			97.12

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	128,810	29,033.79	3,739,842,953	32,580.40	4,196,682,354	4.97
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	209,780	14,178.98	2,974,466,760	16,397.85	3,439,942,735	4.07
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	60,501	61,493.09	3,720,393,462	56,638.17	3,426,666,286	4.06
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	81,060	28,497.01	2,309,968,182	28,815.49	2,335,783,976	2.76
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	18,675	74,414.60	1,389,692,820	86,234.16	1,610,423,028	1.90
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	50,050	25,378.02	1,270,170,381	23,075.42	1,154,924,851	1.36
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	42,660	25,626.23	1,093,215,092	23,334.09	995,432,331	1.17
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	24,747	29,145.93	721,274,419	39,405.99	975,180,183	1.15
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	38,140	21,073.34	803,737,523	25,286.82	964,439,406	1.14
10	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	11,400	63,179.67	720,248,307	78,693.87	897,110,132	1.06
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	24,120	30,672.53	739,821,491	36,310.93	875,819,680	1.03
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	6,912	118,053.51	815,985,902	122,981.69	850,049,477	1.00
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	14,814	43,124.55	638,847,208	51,262.93	759,409,075	0.89
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	37,650	17,559.62	661,120,024	17,602.98	662,752,558	0.78
15	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	7,883	77,274.92	609,158,245	77,158.30	608,238,885	0.72
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	7,021	69,875.18	490,593,650	80,832.00	567,521,523	0.67
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	3,802	121,869.26	463,346,951	139,002.76	528,488,506	0.62

18	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	3,661	98,191.27	359,478,274	139,629.25	511,182,692	0.60
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	20,170	25,031.14	504,878,159	25,123.84	506,747,966	0.60
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	20,620	22,770.40	469,525,665	24,477.91	504,734,694	0.59
21	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	37,850	9,892.24	374,421,405	12,731.62	481,892,120	0.57
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	15,140	25,113.37	380,216,561	30,694.96	464,721,706	0.55
23	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	8,509	53,270.98	453,282,816	53,550.58	455,661,953	0.53
24	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	35,050	9,579.74	335,770,111	10,521.72	368,786,370	0.43
25	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	14,620	24,271.58	354,850,523	24,833.77	363,069,817	0.43
26	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	58,670	5,849.22	343,173,878	6,167.70	361,858,959	0.42
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	8,903	30,639.60	272,784,388	39,993.24	356,059,816	0.42
28	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	22,330	15,607.97	348,526,005	15,344.40	342,640,666	0.40
29	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3,358	132,785.66	445,894,249	101,397.24	340,491,959	0.40
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	8,157	41,482.82	338,375,435	40,365.91	329,264,764	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.56
		メディア	0.45
		娯楽	1.38
		不動産管理・開発	0.28
		エネルギー設備・サービス	0.20
		石油・ガス・消耗燃料	3.98
		化学	1.52
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.17
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.32
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.34
		電気設備	1.02
		コングロマリット	0.68
		機械	1.72
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.65
		航空貨物・物流サービス	0.37
		旅客航空輸送	0.05
		海上運輸	0.04

		陸上運輸	0.86
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.08
		自動車	1.59
		家庭用耐久財	0.22
		繊維・アパレル・贅沢品	0.87
		ホテル・レストラン・レジャー	1.93
		販売	0.07
		大規模小売り	3.21
		専門小売り	1.55
		生活必需品流通・小売り	1.80
		飲料	1.26
		食品	1.11
		タバコ	0.67
		家庭用品	0.98
		パーソナルケア用品	0.46
		ヘルスケア機器・用品	2.15
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.76
		バイオテクノロジー	1.72
		医薬品	4.44
		銀行	6.07
		金融サービス	3.49
		保険	3.38
		情報技術サービス	1.29
		ソフトウェア	8.12
		通信機器	0.72
		コンピュータ・周辺機器	5.24
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	7.75
		各種電気通信サービス	1.07
		無線通信サービス	0.26
		電力	1.65
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.76
		水道	0.08
		消費者金融	0.43
		資本市場	3.48
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.87

		専門サービス	0.96
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.86
合　　計			97.75

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	92.93	23,234,250,000	0.4	2033/6/20	1.99
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	94.08	22,581,120,000	0.5	2033/3/20	1.93
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.00	18,620,950,000	0.2	2028/3/20	1.59
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６０回	18,000,000,000	99.68	17,944,170,000	99.60	17,928,360,000	0.3	2026/5/1	1.54
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.11	16,680,060,000	0.4	2028/9/20	1.43
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	97.78	14,178,390,000	0.3	2028/9/20	1.21
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	95.75	13,406,120,000	0.1	2029/9/20	1.15
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.26	12,904,840,000	0.1	2026/6/20	1.10
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	95.74	12,446,980,000	0.8	2033/9/20	1.06
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.39	12,299,750,000	0.6	2029/3/20	1.05
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	12,600,000,000	97.77	12,319,020,000	94.59	11,918,970,000	0.1	2030/9/20	1.02
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.15	11,402,595,000	0.005	2026/6/20	0.97
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.73	11,385,545,000	0.1	2028/3/20	0.97
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６７回	13,000,000,000	89.35	11,615,689,000	83.85	10,900,500,000	0.5	2038/12/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	94.42	10,386,200,000	0.5	2032/12/20	0.89
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	86.75	9,976,940,000	0.7	2038/9/20	0.85
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.16	9,816,000,000	0.1	2027/9/20	0.84
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.16	9,816,000,000	0.1	2027/9/20	0.84

19	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.50	9,750,600,000	0.3	2028/12/20	0.83
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	95.06	9,506,800,000	0.8	2034/3/20	0.81
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	93.78	9,378,200,000	0.6	2033/12/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１８９回	9,400,000,000	102.05	9,592,700,000	95.68	8,994,766,000	1.9	2044/6/20	0.77
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.38	8,854,830,000	0.1	2027/6/20	0.76
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	98.37	8,854,110,000	0.7	2029/9/20	0.76
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	99.31	8,938,170,000	98.18	8,836,200,000	0.005	2027/6/20	0.75
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	97.95	8,815,680,000	0.6	2029/9/20	0.75
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	99.53	8,957,715,000	97.61	8,785,530,000	0.4	2029/3/20	0.75
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第８３回	8,900,000,000	99.87	8,888,850,000	94.21	8,385,402,000	2.2	2054/6/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	96.80	8,228,000,000	93.01	7,906,360,000	0.2	2032/6/20	0.67
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７７回	8,000,000,000	98.17	7,854,210,000	97.57	7,806,320,000	1.2	2034/12/20	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.78
地方債証券	5.09
特殊債券	6.08
社債券	4.48
合　　計	99.45

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	15,071.84	904,310,836	15,079.03	904,741,931	4.875	2026/4/30	1.09
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,600,000	12,775.41	843,177,098	12,952.75	854,881,705	1.875	2032/2/15	1.03
3	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,000,000	2,071.47	704,300,342	2,068.50	703,290,894	1.85	2027/5/15	0.85
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,350,000	16,340.37	710,806,441	15,975.86	694,949,936	5.375	2031/2/15	0.84
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	14,584.18	670,872,317	14,494.09	666,728,370	2.875	2028/5/15	0.80
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,300,000	14,214.32	611,216,110	14,431.30	620,546,204	0.75	2026/4/30	0.75

			N/B								
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	15,300.62	596,724,302	15,098.89	588,856,766	4.25	2031/2/28	0.71
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,307.77	572,311,126	14,420.79	576,831,773	1.625	2026/10/31	0.69
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	14,562.72	567,946,146	14,458.75	563,891,599	2.875	2028/8/15	0.68
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	14,434.52	534,077,250	14,544.61	538,150,804	1.875	2026/7/31	0.65
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	14,450.87	520,231,437	14,565.64	524,363,105	1.875	2026/6/30	0.63
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	14,412.23	504,428,148	14,558.34	509,541,926	1.625	2026/5/15	0.61
13	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000	2,049.33	491,840,990	2,043.18	490,365,322	1.06	2026/12/15	0.59
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,666.17	478,315,975	13,650.99	477,784,985	1.25	2028/9/30	0.57
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,557.63	474,517,360	13,597.84	475,924,739	1	2028/7/31	0.57
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	3,020,000	15,495.75	467,971,667	15,609.65	471,411,528	5.25	2028/11/15	0.57
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,620.53	468,616,164	15,387.12	461,613,769	4.625	2030/9/30	0.55
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,861.63	475,849,110	15,262.72	457,881,615	4.5	2033/11/15	0.55
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	2,900,000	15,786.32	457,803,326	15,779.03	457,591,942	6.125	2027/11/15	0.55
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	14,062.56	450,001,944	14,087.00	450,784,092	2.375	2029/3/31	0.54
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	14,004.63	462,152,863	13,639.61	450,107,151	2.75	2032/8/15	0.54
22	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,700,000	16,318.14	440,590,006	16,327.60	440,845,387	2.75	2029/2/25	0.53
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,138.60	454,158,208	14,610.61	438,318,433	3.875	2033/8/15	0.53
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,325.88	429,776,550	14,458.17	433,745,229	1.5	2026/8/15	0.52
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,185.12	425,553,761	14,395.67	431,870,383	0.75	2026/5/31	0.52
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	12,595.59	428,250,373	12,519.37	425,658,865	0.625	2030/8/15	0.51
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	15,302.18	428,461,101	14,936.52	418,222,607	4.125	2032/11/15	0.50
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	13,627.63	408,829,112	13,782.12	413,463,679	0.375	2027/7/31	0.50
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	14,635.01	409,780,493	14,544.90	407,257,421	3.125	2028/11/15	0.49
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	12,818.34	410,187,187	12,596.18	403,077,882	1.375	2031/11/15	0.48

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	100.26
合　　計	100.26

（参考）新興国債券マザーファンド

順	国／	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	利率	償還期限	投資

位	地域				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	(%)		比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,400,000	7,315.37	907,106,441	9,446.89	1,171,414,966	4.125	2035/7/9	2.51
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,400,000	7,253.01	536,722,973	9,928.05	734,675,829	5	2038/1/9	1.57
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,305,471.92	8,994.00	567,114,742	11,041.92	696,245,756	0.75	2030/7/9	1.49
4	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	4,900,000	12,899.88	632,094,305	12,682.28	621,432,034	4.4	2050/4/16	1.33
5	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,900,000	15,074.06	587,888,418	14,780.03	576,421,270	5	2034/1/16	1.23
6	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,500,000	14,543.67	509,028,729	14,022.10	490,773,526	5.5	2054/3/18	1.05
7	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,500,000	13,431.15	470,090,281	13,840.47	484,416,652	3.875	2030/6/12	1.03
8	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,100,000	15,582.97	483,072,207	15,558.54	482,314,828	6.25	2031/1/25	1.03
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	6,500,000	8,234.96	535,273,048	7,374.32	479,331,215	5.5	2035/7/31	1.02
10	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000	14,861.16	475,557,331	14,931.47	477,807,308	4.75	2030/1/16	1.02
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,200,000	14,814.92	474,077,681	14,805.22	473,767,158	5.125	2034/9/18	1.01
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,700,000	16,525.89	446,199,080	16,304.67	440,226,173	9.125	2030/7/13	0.94
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,300,000	12,817.20	422,967,858	13,146.52	433,835,179	2.783	2031/1/23	0.93
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	15,068.92	421,929,890	15,067.82	421,898,993	6.375	2025/10/14	0.90
15	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,300,000	12,568.24	414,752,033	12,608.17	416,069,786	2.659	2031/5/24	0.89
16	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,700,000	15,092.38	407,494,332	15,317.83	413,581,426	6.875	2037/5/13	0.88
17	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,000,000	13,652.87	409,586,117	13,578.65	407,359,764	4.875	2032/9/23	0.87
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000	16,530.93	413,273,281	16,287.40	407,185,013	9.875	2028/1/15	0.87
19	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	2,800,000	14,177.48	396,969,619	14,379.33	402,621,475	3.75	2030/4/16	0.86
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,600,000	14,835.65	385,726,911	14,888.54	387,102,058	6.625	2035/3/15	0.83
21	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,300,000	11,752.15	387,821,238	11,635.03	383,956,101	3.875	2050/4/16	0.82
22	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000	12,028.88	384,924,288	11,736.92	375,581,561	8.875	2050/5/29	0.80
23	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,600,000	14,511.00	377,286,059	14,246.80	370,416,901	5.75	2054/1/16	0.79
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,600,000	14,596.14	379,499,702	14,072.08	365,874,178	5.5	2053/4/4	0.78
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000	16,716.33	367,759,392	16,577.19	364,698,305	9.375	2033/1/19	0.78
26	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,500,000	14,673.85	366,846,274	14,460.19	361,504,933	6	2036/5/7	0.77
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,400,000	14,679.87	352,316,966	14,959.18	359,020,534	4.625	2029/3/18	0.77
28	アメリカ	国債証券	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,300,000	15,721.33	361,590,795	15,531.42	357,222,830	5.75	2034/10/28	0.76
29	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,500,000	14,290.80	357,270,115	14,276.16	356,904,240	5.5	2036/3/26	0.76
30	アメリカ	国債証券	SAUDI	2,400,000	14,527.37	348,657,075	14,738.86	353,732,801	4.875	2033/7/18	0.75

			INTERNATIONAL BOND								

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.73
合　　計	97.73

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	37,992	118,214	4,491,192,366	127,400	4,840,180,800	7.35
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	33,453	104,846	3,507,434,647	107,300	3,589,506,900	5.45
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	33,774	91,447	3,088,531,991	95,700	3,232,171,800	4.91
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	20,756	141,535	2,937,710,838	142,500	2,957,730,000	4.49
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	18,223	151,091	2,753,347,693	147,800	2,693,359,400	4.09
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	11,347	244,523	2,774,606,338	231,600	2,627,965,200	3.99
7	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	21,432	130,368	2,794,060,049	120,600	2,584,699,200	3.92
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	9,713	244,868	2,378,405,409	236,800	2,300,038,400	3.49
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	12,978	160,745	2,086,159,511	176,200	2,286,723,600	3.47
10	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	35,887	67,217	2,412,222,938	63,000	2,260,881,000	3.43
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	14,401	142,045	2,045,603,293	148,600	2,139,988,600	3.25
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	12,803	157,869	2,021,208,457	143,100	1,832,109,300	2.78
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	23,929	77,450	1,853,322,586	72,500	1,734,852,500	2.63
14	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	19,572	79,129	1,548,721,203	79,700	1,559,888,400	2.37
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	4,454	331,113	1,474,778,103	340,000	1,514,360,000	2.30
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	14,198	106,236	1,508,351,080	102,900	1,460,974,200	2.22
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	11,926	122,866	1,465,311,484	116,200	1,385,801,200	2.10
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	11,245	125,358	1,409,656,444	108,900	1,224,580,500	1.86
19	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	12,988	89,853	1,167,020,505	92,100	1,196,194,800	1.81
20	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	8,088	147,753	1,195,029,499	139,300	1,126,658,400	1.71
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	3,166	361,770	1,145,366,194	340,000	1,076,440,000	1.63
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,659	129,955	995,327,642	134,000	1,026,306,000	1.55
23	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	7,909	131,151	1,037,273,259	123,800	979,134,200	1.48
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	12,083	87,333	1,055,254,909	79,100	955,765,300	1.45
25	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,620	119,328	789,952,617	132,800	879,136,000	1.33

26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,298	307,987	1,015,741,521	264,100	871,001,800	1.32
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	9,620	100,172	963,658,584	88,700	853,294,000	1.29
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,755	144,658	832,509,955	143,300	824,691,500	1.25
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,670	286,500	764,955,854	294,900	787,383,000	1.19
30	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	12,555	67,916	852,687,388	62,300	782,176,500	1.18

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.87
合　　計	96.87

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	28,210	18,854.47	531,884,655	16,514.48	465,873,594	7.04
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	18,550	18,940.46	351,345,559	22,939.35	425,525,098	6.43
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,965	125,092.02	370,897,842	120,064.55	355,991,420	5.37
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	9,340	24,871.15	232,296,605	24,563.14	229,419,780	3.46
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	26,640	9,182.02	244,609,098	8,464.32	225,489,677	3.40
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	4,797	50,391.23	241,726,732	44,014.20	211,136,129	3.19
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	9,630	22,784.44	219,414,199	21,246.79	204,606,607	3.09
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	61,700	3,165.84	195,332,902	2,752.38	169,821,926	2.56
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	32,090	4,967.05	159,392,776	4,786.13	153,587,079	2.32
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,450	25,597.82	165,105,965	21,749.17	140,282,206	2.11
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,327	33,796.00	146,235,316	31,934.48	138,180,502	2.08
12	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	13,310	9,411.88	125,272,222	10,280.99	136,840,046	2.06
13	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	8,940	16,184.04	144,685,361	12,724.15	113,753,919	1.71
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	10,400	11,211.00	116,594,500	10,672.73	110,996,471	1.67
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,956	45,021.96	88,062,968	45,753.12	89,493,103	1.35
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	17,340	5,476.91	94,969,751	5,153.95	89,369,569	1.35
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,560	24,051.78	85,624,362	24,805.36	88,307,110	1.33
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	3,650	20,363.12	74,325,420	19,474.98	71,083,677	1.07
19	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,690	17,193.30	80,636,599	14,294.11	67,039,385	1.01
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	20,710	3,446.63	71,379,858	3,129.45	64,810,984	0.97
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21,460	3,268.15	70,134,563	3,018.80	64,783,637	0.97
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,350	7,652.43	63,897,821	7,535.80	62,923,997	0.95
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	6,660	9,020.54	60,076,807	9,374.90	62,436,861	0.94
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	9,160	6,622.24	60,659,726	6,659.62	61,002,127	0.92
25	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,250	18,443.29	59,940,699	18,286.29	59,430,462	0.89
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,820	10,710.11	62,332,884	9,932.61	57,807,811	0.87
27	香港	投資証券	LINK REIT	78,620	704.22	55,365,839	702.49	55,229,842	0.83
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	40,800	1,641.65	66,979,540	1,349.76	55,070,309	0.83
29	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	9,660	5,865.66	56,662,368	5,618.96	54,279,169	0.82
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	4,970	10,973.27	54,537,165	10,895.52	54,150,746	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.16
合　　計	99.16

②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 06 月限)	買建	766	日本円	20,888,324,891	20,390,920,000	2.67

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500株価指数先物(2025年06月限)	買建	45	米ドル	12,840,887.5	1,919,969,499	12,651,750	1,891,689,660	2.24
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60株価指数先物(2025年06月限)	買建	3	カナダドル	898,980	93,961,390	891,300	93,158,676	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50株価指数先物(2025年06月限)	買建	27	ユーロ	1,450,560	235,106,764	1,422,630	230,579,869	0.27
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200株価指数先物(2025年06月限)	買建	2	豪ドル	398,575	37,454,093	401,000	37,681,970	0.04
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100株価指数先物(2025年06月限)	買建	6	英ポンド	522,040	101,181,794	519,960	100,778,647	0.11
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI株価指数先物(2025年06月限)	買建	3	スイスフラン	387,210	65,841,188	381,360	64,846,454	0.07

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
REIT指数先物取引	大阪取引所	REIT指数先物(2025年06月限)	買建	968	日本円	1,584,393,890	1,629,628,000	2.47

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025年06月限)	買建	23	米ドル	837,000	125,148,241	837,200	125,178,144	1.89

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間 (2015年 9月 7日)	1,879	1,879	1.1491	1.1491
第3計算期間 (2016年 9月 6日)	2,813	2,813	1.2795	1.2795
第4計算期間 (2017年 9月 6日)	4,900	4,900	1.3162	1.3162
第5計算期間 (2018年 9月 6日)	7,472	7,472	1.3695	1.3695
第6計算期間 (2019年 9月 6日)	10,413	10,413	1.4703	1.4703
第7計算期間 (2020年 9月 7日)	15,149	15,149	1.4419	1.4419
第8計算期間 (2021年 9月 6日)	17,564	17,564	1.7425	1.7425
第9計算期間 (2022年 9月 6日)	18,535	18,535	1.5432	1.5432
第10計算期間 (2023年 9月 6日)	18,879	18,879	1.5825	1.5825
第11計算期間 (2024年 9月 6日)	16,587	16,587	1.6832	1.6832
2024年 3月末日	17,570	—	1.6746	—
4月末日	16,981	—	1.6411	—
5月末日	16,712	—	1.6391	—
6月末日	16,816	—	1.6576	—
7月末日	16,620	—	1.6743	—
8月末日	16,754	—	1.6974	—
9月末日	16,679	—	1.7072	—
10月末日	16,357	—	1.6923	—
11月末日	16,251	—	1.7003	—
12月末日	15,693	—	1.6785	—
2025年 1月末日	15,613	—	1.6995	—
2月末日	15,359	—	1.6882	—
3月末日	15,022	—	1.6599	—

②【分配の推移】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2014年 9月 9日～2015年 9月 7日	0.0000円
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	0.0000円
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	0.0000円
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	0.0000円

第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	0.0000円
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	0.0000円
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	0.0000円
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	0.0000円
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	0.0000円
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	収益率
第2計算期間	2014年 9月 9日～2015年 9月 7日	1.1%
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	11.3%
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	2.9%
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	4.0%
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	7.4%
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	△1.9%
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	20.8%
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	△11.4%
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	2.5%
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	6.4%
第12期（中間期）	2024年 9月 7日～2025年 3月 6日	0.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2014年 9月 9日～2015年 9月 7日	1,605,724,941	536,415,481	1,635,967,612
第3計算期間	2015年 9月 8日～2016年 9月 6日	1,024,082,214	461,295,091	2,198,754,735
第4計算期間	2016年 9月 7日～2017年 9月 6日	2,316,145,480	791,558,944	3,723,341,271
第5計算期間	2017年 9月 7日～2018年 9月 6日	2,702,679,152	969,694,777	5,456,325,646
第6計算期間	2018年 9月 7日～2019年 9月 6日	3,211,652,592	1,585,250,907	7,082,727,331
第7計算期間	2019年 9月 7日～2020年 9月 7日	5,953,915,625	2,530,429,290	10,506,213,666
第8計算期間	2020年 9月 8日～2021年 9月 6日	2,362,386,528	2,788,397,143	10,080,203,051
第9計算期間	2021年 9月 7日～2022年 9月 6日	3,342,478,345	1,411,716,584	12,010,964,812
第10計算期間	2022年 9月 7日～2023年 9月 6日	1,512,376,031	1,593,255,127	11,930,085,716
第11計算期間	2023年 9月 7日～2024年 9月 6日	1,063,027,592	3,138,371,279	9,854,742,029
第12期（中間期）	2024年 9月 7日～2025年 3月 6日	417,942,095	1,177,007,698	9,095,676,426

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2024年9月	0　円
2023年9月	0　円
2022年9月	0　円
2021年9月	0　円
2020年9月	0　円
設定来累計	0　円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率（%）
国内株式マザーファンド	17.0
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	16.2
国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド	11.2
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11.2
新興国債券マザーファンド	11.1
Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	16.9
海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	16.3

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.6
2	ソニーグループ	電気機器	0.6
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.6
4	日立製作所	電気機器	0.4
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.3

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.7
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3

・「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	0.2
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	0.2
3	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.2
4	国庫債券　利付（２年）第４６０回	国債証券	0.2
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.2

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.3
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2
3	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2
4	STATE OF QATAR	国債証券	0.1
5	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.1

・「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	日本ビルファンド投資法人　投資証券	投資証券	1.2
2	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	投資証券	0.9
3	日本都市ファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.8
4	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.8
5	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	投資証券	0.7

・「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	PROLOGIS INC	投資証券	1.1
2	WELLTOWER INC	投資証券	1.1
3	EQUINIX INC	投資証券	0.9
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.6
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.6

年間収益率の推移（暦年ベース）

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ニューヨーク証券取引所　　・ニューヨークの銀行

(4)販売単位

１万口以上１万口単位（当初元本１口＝1円）または１万円以上１円単位（分配金を再投資する場合には１口単位）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端

な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、

一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※１　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※２　残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適

用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2013年9月12日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ii）上記（i）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（iii）上記（i）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をも

って行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項(上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｆ）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（ⅱ）委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｇ）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から５年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2023年9月7日から2024年9月6日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年１１月５日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型の２０２３年９月７日から２０２４年９月６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型の２０２４年９月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 10 期 (2023 年 9 月 6 日現在)	第 11 期 (2024 年 9 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,927,074	78,076,152
親投資信託受益証券	18,850,044,403	16,537,461,709
派生商品評価勘定	－	33,337,721
未収入金	43,676,620	27,696,660
未収利息	－	509
流動資産合計	18,966,648,097	16,676,572,751
資産合計	18,966,648,097	16,676,572,751
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,361,326	－
未払解約金	－	42,004,453
未払受託者報酬	4,176,657	3,739,660
未払委託者報酬	48,031,443	43,005,968
未払利息	136	－
その他未払費用	313,188	280,412
流動負債合計	86,882,750	89,030,493
負債合計	86,882,750	89,030,493
純資産の部		
元本等		
元本	11,930,085,716	9,854,742,029
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,949,679,631	6,732,800,229
（分配準備積立金）	3,152,298,479	2,803,748,172
元本等合計	18,879,765,347	16,587,542,258
純資産合計	18,879,765,347	16,587,542,258
負債純資産合計	18,966,648,097	16,676,572,751

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 10 期 自　2022 年 9 月 7 日 至　2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自　2023 年 9 月 7 日 至　2024 年 9 月 6 日
営業収益		
受取利息	9	39,964
有価証券売買等損益	815,769,290	1,219,476,978
為替差損益	△225,494,986	△65,765,775

営業収益合計	590,274,313	1,153,751,167
営業費用		
支払利息	32,307	8,174
受託者報酬	8,178,839	7,680,044
委託者報酬	94,056,444	88,320,193
その他費用	717,497	687,988
営業費用合計	102,985,087	96,696,399
営業利益又は営業損失（△）	487,289,226	1,057,054,768
経常利益又は経常損失（△）	487,289,226	1,057,054,768
当期純利益又は当期純損失（△）	487,289,226	1,057,054,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,107,482	100,870,379
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,524,444,832	6,949,679,631
剰余金増加額又は欠損金減少額	797,118,013	647,732,470
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	797,118,013	647,732,470
剰余金減少額又は欠損金増加額	858,064,958	1,820,796,261
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	858,064,958	1,820,796,261
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,949,679,631	6,732,800,229

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 9月 7日から2024年 9月 6日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 2023年 9月 6日現在	第11期 2024年 9月 6日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 11,930,085,716口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 9,854,742,029口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.5825円 （10,000口当たり純資産額）（15,825円）	２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.6832円 （10,000口当たり純資産額）（16,832円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 2022年 9月 7日 至 2023年 9月 6日	第11期 自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日

1．分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	448,541,408 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,228,201,748 円
分配準備積立金額	D	2,703,757,071 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,380,500,227 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,930,085,716 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,186 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

1．分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	435,098,079 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,929,052,057 円
分配準備積立金額	D	2,368,650,093 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,732,800,229 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,854,742,029 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,832 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 10 期 2023 年 9 月 6 日現在	第 11 期 2024 年 9 月 6 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日		第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日	
期首元本額	12,010,964,812 円	期首元本額	11,930,085,716 円
期中追加設定元本額	1,512,376,031 円	期中追加設定元本額	1,063,027,592 円
期中一部解約元本額	1,593,255,127 円	期中一部解約元本額	3,138,371,279 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 10 期 自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	770,133,621	987,997,958
合計	770,133,621	987,997,958

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 10 期(2023 年 9 月 6 日現在)				第 11 期(2024 年 9 月 6 日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,079,097,158	－	2,113,458,484	△34,361,326	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721
米ドル	2,079,097,158	－	2,113,458,484	△34,361,326	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721
合計	2,079,097,158	－	2,113,458,484	△34,361,326	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年９月６日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年９月６日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	909,040,492	2,662,397,792	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	1,492,489,586	1,860,388,268	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,053,809,104	2,756,975,377	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	873,523,104	2,732,118,212	
		新興国債券マザーファンド	775,928,558	1,852,219,060	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1,854,123,007	1,866,360,218	
		海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,742,722,284	2,807,002,782	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：99.7%	8,701,636,135	16,537,461,709 100.0%	
合計				16,537,461,709	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」および「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年 9月 6日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,098,177,109
株式	700,410,486,640
派生商品評価勘定	29,335,917
未収入金	171,403,331
未収配当金	365,918,437
未収利息	248,525
その他未収収益	20,350,128
差入委託証拠金	937,311,626
流動資産合計	740,033,231,713
資産合計	740,033,231,713
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	150,412,660
未払金	6,786,132,116
未払解約金	444,074,937
未払利息	4,679,802
有価証券貸借取引受入金	21,651,861,673
流動負債合計	29,037,161,188
負債合計	29,037,161,188
純資産の部	
元本等	
元本	242,759,849,857
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	468,236,220,668
元本等合計	710,996,070,525
純資産合計	710,996,070,525
負債純資産合計	740,033,231,713

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ

	る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月 6日現在	
１． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	2.9288円
(10,000口当たり純資産額)	(29,288円)
２． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	20,436,797,650円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	226,846,567,891円
同期中における追加設定元本額	48,568,646,976円
同期中における一部解約元本額	32,655,365,010円
期末元本額	242,759,849,857円
期末元本額の内訳＊	

バランスセレクト３０	91,504,529 円
バランスセレクト５０	210,407,339 円
バランスセレクト７０	358,229,669 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,515,173,695 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,197,364,450 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	11,885,012,023 円
野村資産設計ファンド２０１５	22,269,445 円
野村資産設計ファンド２０２０	24,978,385 円
野村資産設計ファンド２０２５	35,918,578 円
野村資産設計ファンド２０３０	64,108,478 円
野村資産設計ファンド２０３５	67,647,255 円
野村資産設計ファンド２０４０	121,603,482 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20,146,559,595 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,575,934,541 円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,037,508,479 円
のむラップ・ファンド（積極型）	9,736,042,003 円
野村資産設計ファンド２０４５	29,615,165 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,481,894,394 円
マイ・ロード	1,866,696,457 円
ネクストコア	19,597,956 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	909,040,492 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,491,844,267 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,001,642,812 円
野村資産設計ファンド２０５０	32,061,605 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,998,746 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,657,274 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,094,366 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,938,095 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	447,665,962 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,084,920,423 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,094,851 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,586,896 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	21,956,540 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,683,830 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	35,445,128 円
野村６資産均等バランス	4,949,994,706 円
世界６資産分散ファンド	96,269,114 円
野村資産設計ファンド２０６０	33,755,436 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	490,931,207 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,901,555,363 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,702,339 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	92,801,127 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	195,837,152 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	93,894,127 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,341,353 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,423,661 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	428,953 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,270,660,948 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,289,289 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	20,762,991 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,102,013 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	61,585,506 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	111,947,467 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,157,238,425 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	21,210,360 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	141,413,063 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	4,801,346,330 円

野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	28,689,712 円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	111,197,903 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,313,990 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,844,885 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,890,266 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	34,351,987 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	85,927,926 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	7,004,021,127 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,305,262,288 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	30,802,759,882 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	42,497,607,535 円
マイバランスＤＣ３０	3,137,051,824 円
マイバランスＤＣ５０	6,067,531,733 円
マイバランスＤＣ７０	7,581,968,106 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,440,654,823 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,109,225,437 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	80,187,631 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,197,353,352 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,883,774,038 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	1,851,334,366 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	16,636,638 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	8,430,444 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	165,574,003 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	52,314,101 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	58,603,593 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	44,834,165 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,159,343,233 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	956,514,739 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	748,609,622 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,095,413,434 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	41,822,942 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	463,303,807 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	163,159,938 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	214,057,705 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	159,444,420 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	3,650,127 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2024 年 9 月 6 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,100	4,060.00	45,066,000	
		ニッスイ	268,600	923.70	248,105,820	貸付有価証券 100 株
		マルハニチロ	39,900	2,984.50	119,081,550	貸付有価証券 8,600 株（300 株）
		雪国まいたけ	22,900	999.00	22,877,100	貸付有価証券 1,300 株（1,300 株）

		カネコ種苗	7,600	1,369.00	10,404,400	
		サカタのタネ	29,900	3,375.00	100,912,500	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		ホクト	21,500	1,819.00	39,108,500	貸付有価証券 500株（500株）
		ホクリヨウ	1,000	979.00	979,000	貸付有価証券 400株（400株）
		住石ホールディングス	38,000	905.00	34,390,000	貸付有価証券 17,600株（400株）
		日鉄鉱業	10,800	4,210.00	45,468,000	貸付有価証券 100株（100株）
		三井松島ホールディングス	15,900	4,595.00	73,060,500	貸付有価証券 3,900株
		ＩＮＰＥＸ	811,700	1,994.50	1,618,935,650	貸付有価証券 11,500株
		石油資源開発	31,100	5,360.00	166,696,000	貸付有価証券 6,100株（2,500株）
		Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,200	3,310.00	40,382,000	貸付有価証券 2,500株（1,800株）
		ショーボンドホールディングス	36,600	5,575.00	204,045,000	貸付有価証券 2,900株
		ミライト・ワン	81,100	2,067.50	167,674,250	
		タマホーム	16,900	3,995.00	67,515,500	貸付有価証券 7,800株（400株）
		サンヨーホームズ	700	706.00	494,200	貸付有価証券 300株
		日本アクア	3,000	844.00	2,532,000	
		ファーストコーポレーション	1,700	756.00	1,285,200	貸付有価証券 800株
		ベステラ	1,400	944.00	1,321,600	貸付有価証券 600株（300株）
		キャンディル	1,100	608.00	668,800	貸付有価証券 500株
		ダイセキ環境ソリューション	1,200	1,039.00	1,246,800	貸付有価証券 500株（500株）
		第一カッター興業	7,700	1,493.00	11,496,100	
		安藤・間	155,600	1,137.00	176,917,200	貸付有価証券 700株（700株）
		東急建設	84,100	728.00	61,224,800	貸付有価証券 1,500株
		コムシスホールディングス	85,700	3,201.00	274,325,700	
		ビーアールホールディングス	39,400	358.00	14,105,200	貸付有価証券 900株（900株）
		高松コンストラクショングループ	20,000	2,907.00	58,140,000	
		東建コーポレーション	6,800	11,150.00	75,820,000	
		ソネック	600	939.00	563,400	貸付有価証券

				200株
ヤマウラ	13,600	1,117.00	15,191,200	貸付有価証券 5,000株
オリエンタル白石	99,400	377.00	37,473,800	貸付有価証券 500株
大成建設	172,100	6,507.00	1,119,854,700	
大林組	671,900	1,862.50	1,251,413,750	
清水建設	532,700	1,003.00	534,298,100	
飛島建設	19,400	1,431.00	27,761,400	
長谷工コーポレーション	172,400	1,855.00	319,802,000	貸付有価証券 16,800株（15,500株）
松井建設	17,500	783.00	13,702,500	貸付有価証券 100株（100株）
錢高組	600	3,490.00	2,094,000	
鹿島建設	416,600	2,581.00	1,075,244,600	
不動テトラ	13,000	2,355.00	30,615,000	貸付有価証券 2,200株（300株）
大末建設	1,700	1,627.00	2,765,900	
鉄建建設	13,500	2,408.00	32,508,000	貸付有価証券 300株（300株）
西松建設	35,800	5,139.00	183,976,200	貸付有価証券 100株
三井住友建設	139,800	375.00	52,425,000	貸付有価証券 600株
大豊建設	6,500	3,505.00	22,782,500	貸付有価証券 3,000株（300株）
佐田建設	2,700	862.00	2,327,400	
ナカノフドー建設	3,000	482.00	1,446,000	
奥村組	30,500	4,455.00	135,877,500	
東鉄工業	23,300	3,415.00	79,569,500	貸付有価証券 200株（200株）
イチケン	1,000	2,537.00	2,537,000	
富士ピー・エス	1,900	443.00	841,700	
淺沼組	69,400	700.00	48,580,000	貸付有価証券 4,900株（4,000株）
戸田建設	254,200	990.20	251,708,840	貸付有価証券 6,200株
熊谷組	31,000	3,475.00	107,725,000	貸付有価証券 100株
北野建設	700	3,750.00	2,625,000	
植木組	1,200	1,607.00	1,928,400	貸付有価証券 500株
矢作建設工業	25,600	1,614.00	41,318,400	貸付有価証券 500株（500株）

ピーエス・コンストラクション	23,800	982.00	23,371,600	
日本ハウスホールディングス	40,100	342.00	13,714,200	貸付有価証券 2,400株
新日本建設	26,400	1,593.00	42,055,200	
東亜道路工業	36,100	1,299.00	46,893,900	貸付有価証券 400株
日本道路	22,000	1,673.00	36,806,000	貸付有価証券 800株（100株）
東亜建設工業	56,700	919.00	52,107,300	
日本国土開発	53,400	487.00	26,005,800	貸付有価証券 9,700株（4,300株）
若築建設	6,500	3,290.00	21,385,000	貸付有価証券 100株（100株）
東洋建設	47,300	1,377.00	65,132,100	
五洋建設	266,300	618.40	164,679,920	貸付有価証券 1,700株
世紀東急工業	24,100	1,610.00	38,801,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
福田組	7,100	5,400.00	38,340,000	
住友林業	162,400	5,984.00	971,801,600	貸付有価証券 9,600株（500株）
日本基礎技術	2,500	690.00	1,725,000	
巴コーポレーション	5,300	936.00	4,960,800	
大和ハウス工業	519,500	4,574.00	2,376,193,000	貸付有価証券 4,700株（4,700株）
ライト工業	34,700	2,119.00	73,529,300	
積水ハウス	569,800	3,853.00	2,195,439,400	貸付有価証券 2,500株
日特建設	17,900	1,005.00	17,989,500	貸付有価証券 400株（200株）
北陸電気工事	12,900	1,177.00	15,183,300	
ユアテック	41,400	1,524.00	63,093,600	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
日本リーテック	14,700	1,083.00	15,920,100	
四電工	7,900	3,875.00	30,612,500	貸付有価証券 200株
中電工	29,200	3,270.00	95,484,000	
関電工	117,600	2,159.00	253,898,400	貸付有価証券 500株
きんでん	130,600	3,205.00	418,573,000	貸付有価証券 8,000株（6,200株）
東京エネシス	17,500	1,131.00	19,792,500	貸付有価証券 200株（200株）
トーエネック	6,200	4,875.00	30,225,000	貸付有価証券 1,200株

		住友電設	17,900	3,550.00	63,545,000	
		日本電設工業	35,300	1,783.00	62,939,900	貸付有価証券 200株（100株）
		エクシオグループ	183,600	1,589.50	291,832,200	貸付有価証券 5,000株（5,000株）
		新日本空調	12,200	3,415.00	41,663,000	貸付有価証券 200株
		九電工	40,600	6,572.00	266,823,200	
		三機工業	40,600	2,292.00	93,055,200	
		日揮ホールディングス	185,900	1,243.00	231,073,700	貸付有価証券 900株（900株）
		中外炉工業	6,100	2,662.00	16,238,200	
		ヤマト	3,500	970.00	3,395,000	貸付有価証券 500株（500株）
		太平電業	11,900	5,400.00	64,260,000	
		高砂熱学工業	50,300	5,110.00	257,033,000	貸付有価証券 2,500株（2,300株）
		三晃金属工業	600	4,060.00	2,436,000	
		朝日工業社	17,500	1,324.00	23,170,000	
		明星工業	36,400	1,220.00	44,408,000	貸付有価証券 2,000株（1,800株）
		大氣社	21,600	4,775.00	103,140,000	貸付有価証券 200株
		ダイダン	24,700	2,935.00	72,494,500	
		日比谷総合設備	13,600	3,375.00	45,900,000	
		フィル・カンパニー	3,700	634.00	2,345,800	
		テスホールディングス	40,500	283.00	11,461,500	貸付有価証券 4,800株（1,200株）
		インフロニア・ホールディングス	216,600	1,212.50	262,627,500	
		レイズネクスト	27,200	1,657.00	45,070,400	
		ニップン	56,500	2,247.00	126,955,500	貸付有価証券 26,200株（25,600株）
		日清製粉グループ本社	174,400	1,872.00	326,476,800	貸付有価証券 100株（100株）
		日東富士製粉	3,400	7,140.00	24,276,000	
		昭和産業	17,700	2,946.00	52,144,200	貸付有価証券 100株（100株）
		鳥越製粉	3,700	675.00	2,497,500	
		中部飼料	26,100	1,511.00	39,437,100	貸付有価証券 300株
		フィード・ワン	27,600	847.00	23,377,200	貸付有価証券 100株
		東洋精糖	800	1,438.00	1,150,400	貸付有価証券

				300株（300株）
日本甜菜製糖	11,000	2,717.00	29,887,000	貸付有価証券 800株（600株）
ＤＭ三井製糖ホールディングス	18,700	3,285.00	61,429,500	
塩水港精糖	5,500	264.00	1,452,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
ウェルネオシュガー	9,400	2,204.00	20,717,600	
森永製菓	78,900	2,890.00	228,021,000	
中村屋	4,700	3,220.00	15,134,000	
江崎グリコ	53,900	4,237.00	228,374,300	貸付有価証券 200株
名糖産業	7,400	1,873.00	13,860,200	貸付有価証券 3,400株
井村屋グループ	11,200	2,474.00	27,708,800	貸付有価証券 100株（100株）
不二家	12,900	2,660.00	34,314,000	貸付有価証券 6,000株
山崎製パン	126,200	2,783.50	351,277,700	
第一屋製パン	900	602.00	541,800	貸付有価証券 400株
モロゾフ	6,100	4,600.00	28,060,000	貸付有価証券 1,200株
亀田製菓	10,800	4,540.00	49,032,000	
寿スピリッツ	89,200	1,794.50	160,069,400	貸付有価証券 41,100株
カルビー	86,300	3,445.00	297,303,500	貸付有価証券 4,100株（400株）
森永乳業	65,900	3,448.00	227,223,200	貸付有価証券 1,300株
六甲バター	13,800	1,434.00	19,789,200	
ヤクルト本社	269,500	3,165.00	852,967,500	貸付有価証券 26,700株
明治ホールディングス	231,200	3,707.00	857,058,400	
雪印メグミルク	45,600	2,710.00	123,576,000	貸付有価証券 600株（600株）
プリマハム	25,300	2,374.00	60,062,200	
日本ハム	81,100	5,507.00	446,617,700	貸付有価証券 100株
林兼産業	1,400	476.00	666,400	
丸大食品	19,000	1,723.00	32,737,000	貸付有価証券 8,800株（100株）
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	20,800	2,694.00	56,035,200	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
柿安本店	7,400	2,591.00	19,173,400	貸付有価証券 3,400株

		伊藤ハム米久ホールディングス	28,800	3,910.00	112,608,000	
		サッポロホールディングス	62,100	7,554.00	469,103,400	貸付有価証券 14,200株
		アサヒグループホールディングス	472,100	5,440.00	2,568,224,000	貸付有価証券 37,200株（4,000株）
		キリンホールディングス	785,700	2,233.00	1,754,468,100	貸付有価証券 15,300株（11,200株）
		宝ホールディングス	127,200	1,159.00	147,424,800	
		オエノンホールディングス	61,100	390.00	23,829,000	貸付有価証券 2,300株（500株）
		養命酒製造	6,200	2,316.00	14,359,200	貸付有価証券 2,200株（200株）
		コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	133,000	2,091.00	278,103,000	貸付有価証券 3,800株（3,300株）
		ライフドリンク　カンパニー	3,700	6,950.00	25,715,000	
		サントリー食品インターナショナル	132,800	5,401.00	717,252,800	貸付有価証券 3,800株
		ダイドーグループホールディングス	21,400	2,892.00	61,888,800	貸付有価証券 8,500株（2,000株）
		伊藤園	63,200	3,300.00	208,560,000	貸付有価証券 8,100株（2,200株）
		キーコーヒー	21,100	2,052.00	43,297,200	貸付有価証券 9,800株
		ユニカフェ	1,400	936.00	1,310,400	
		ジャパンフーズ	100	2,441.00	244,100	
		日清オイリオグループ	26,600	5,240.00	139,384,000	
		不二製油グループ本社	43,900	3,262.00	143,201,800	貸付有価証券 100株
		かどや製油	500	3,640.00	1,820,000	
		Ｊ－オイルミルズ	21,600	1,945.00	42,012,000	
		キッコーマン	625,000	1,626.50	1,016,562,500	貸付有価証券 5,700株（1,900株）
		味の素	443,300	5,442.00	2,412,438,600	
		ブルドックソース	10,000	1,820.00	18,200,000	貸付有価証券 4,300株
		キユーピー	101,400	3,682.00	373,354,800	貸付有価証券 1,700株
		ハウス食品グループ本社	63,500	2,999.50	190,468,250	貸付有価証券 5,600株（5,200株）
		カゴメ	80,700	3,170.00	255,819,000	貸付有価証券 26,700株
		アリアケジャパン	18,800	4,650.00	87,420,000	貸付有価証券 1,300株
		ピエトロ	600	1,785.00	1,071,000	

		エバラ食品工業	4,500	2,781.00	12,514,500	
		やまみ	600	4,895.00	2,937,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ニチレイ	86,400	4,336.00	374,630,400	
		東洋水産	95,300	8,973.00	855,126,900	
		イートアンドホールディングス	8,900	2,010.00	17,889,000	貸付有価証券 4,000株（800株）
		大冷	600	1,965.00	1,179,000	貸付有価証券 200株
		ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,600	1,681.00	14,456,600	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
		日清食品ホールディングス	198,900	3,850.00	765,765,000	
		永谷園ホールディングス	3,100	3,085.00	9,563,500	
		一正蒲鉾	1,800	733.00	1,319,400	貸付有価証券 100株（100株）
		フジッコ	19,400	1,711.00	33,193,400	貸付有価証券 5,500株（4,400株）
		ロック・フィールド	23,000	1,467.00	33,741,000	貸付有価証券 10,700株（6,200株）
		日本たばこ産業	1,146,100	4,173.00	4,782,675,300	貸付有価証券 4,500株
		ケンコーマヨネーズ	13,000	2,258.00	29,354,000	
		わらべや日洋ホールディングス	12,600	2,265.00	28,539,000	貸付有価証券 2,500株
		なとり	11,800	2,077.00	24,508,600	貸付有価証券 100株（100株）
		イフジ産業	800	1,403.00	1,122,400	
		ファーマフーズ	25,000	955.00	23,875,000	貸付有価証券 11,600株（400株）
		ユーグレナ	117,200	493.00	57,779,600	貸付有価証券 54,500株（11,400株）
		紀文食品	16,400	1,187.00	19,466,800	貸付有価証券 7,600株
		ピックルスホールディングス	11,100	1,016.00	11,277,600	貸付有価証券 5,100株（200株）
		ミヨシ油脂	1,600	1,525.00	2,440,000	貸付有価証券 100株
		理研ビタミン	16,300	2,618.00	42,673,400	
		片倉工業	17,700	1,957.00	34,638,900	
		グンゼ	13,600	5,550.00	75,480,000	貸付有価証券 900株
		東洋紡	82,900	989.00	81,988,100	貸付有価証券 2,000株（1,200株）
		ユニチカ	62,100	308.00	19,126,800	貸付有価証券 28,900株（4,900株）

		富士紡ホールディングス	8,400	4,255.00	35,742,000	
		倉敷紡績	13,600	4,705.00	63,988,000	貸付有価証券 700株
		シキボウ	13,800	1,045.00	14,421,000	貸付有価証券 100株
		日本毛織	49,200	1,311.00	64,501,200	
		ダイトウボウ	7,000	102.00	714,000	貸付有価証券 3,200株（1,100株）
		トーア紡コーポレーション	1,800	402.00	723,600	貸付有価証券 100株
		ダイドーリミテッド	5,300	957.00	5,072,100	貸付有価証券 2,400株（400株）
		帝国繊維	21,700	2,627.00	57,005,900	貸付有価証券 200株（200株）
		帝人	184,300	1,344.00	247,699,200	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
		東レ	1,285,500	768.00	987,264,000	
		住江織物	900	2,087.00	1,878,300	貸付有価証券 400株
		日本フエルト	2,400	495.00	1,188,000	貸付有価証券 200株
		イチカワ	500	1,651.00	825,500	
		日東製網	400	1,459.00	583,600	貸付有価証券 100株（100株）
		アツギ	3,000	743.00	2,229,000	貸付有価証券 1,200株
		ダイニック	1,300	766.00	995,800	
		セーレン	37,000	2,380.00	88,060,000	貸付有価証券 17,200株（13,100株）
		ソトー	1,300	713.00	926,900	
		東海染工	400	777.00	310,800	
		小松マテーレ	27,800	704.00	19,571,200	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		ワコールホールディングス	35,800	4,365.00	156,267,000	
		ホギメディカル	22,600	4,325.00	97,745,000	貸付有価証券 1,400株
		クラウディアホールディングス	1,100	354.00	389,400	貸付有価証券 500株（400株）
		ＴＳＩホールディングス	57,500	947.00	54,452,500	貸付有価証券 9,100株（600株）
		マツオカコーポレーション	1,300	1,776.00	2,308,800	貸付有価証券 600株
		ワールド	27,100	1,909.00	51,733,900	
		三陽商会	9,000	2,383.00	21,447,000	
		ナイガイ	1,400	236.00	330,400	貸付有価証券

				600株
オンワードホールディングス	113,100	537.00	60,734,700	貸付有価証券 3,900株
ルックホールディングス	6,100	2,608.00	15,908,800	
ゴールドウイン	34,000	8,314.00	282,676,000	貸付有価証券 100株（100株）
デサント	33,100	4,345.00	143,819,500	貸付有価証券 100株
キング	1,600	733.00	1,172,800	
ヤマトインターナショナル	3,400	331.00	1,125,400	
特種東海製紙	10,200	3,655.00	37,281,000	
王子ホールディングス	799,300	574.20	458,958,060	
日本製紙	108,300	912.00	98,769,600	貸付有価証券 50,100株（16,600株）
三菱製紙	5,800	549.00	3,184,200	貸付有価証券 2,600株
北越コーポレーション	94,300	1,469.00	138,526,700	貸付有価証券 43,800株（1,300株）
中越パルプ工業	1,700	1,309.00	2,225,300	貸付有価証券 700株（200株）
大王製紙	84,700	848.20	71,842,540	貸付有価証券 200株
阿波製紙	1,200	473.00	567,600	貸付有価証券 500株
レンゴー	174,700	988.00	172,603,600	
トーモク	11,100	2,375.00	26,362,500	
ザ・パック	14,300	3,770.00	53,911,000	貸付有価証券 900株（100株）
北の達人コーポレーション	80,800	169.00	13,655,200	貸付有価証券 37,600株（1,000株）
クラレ	279,600	1,836.00	513,345,600	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
旭化成	1,298,000	1,035.50	1,344,079,000	
共和レザー	2,500	690.00	1,725,000	
巴川コーポレーション	1,200	760.00	912,000	貸付有価証券 400株（400株）
レゾナック・ホールディングス	172,200	3,230.00	556,206,000	貸付有価証券 41,600株（4,900株）
住友化学	1,423,800	397.40	565,818,120	貸付有価証券 11,600株（11,600株）
住友精化	9,000	5,230.00	47,070,000	
日産化学	89,500	4,978.00	445,531,000	
ラサ工業	7,400	2,485.00	18,389,000	

クレハ	39,700	2,729.00	108,341,300	貸付有価証券 2,600株
多木化学	7,500	3,760.00	28,200,000	貸付有価証券 200株
テイカ	15,700	1,659.00	26,046,300	貸付有価証券 100株
石原産業	31,800	1,466.00	46,618,800	
片倉コープアグリ	1,000	1,028.00	1,028,000	
日本曹達	22,400	5,050.00	113,120,000	貸付有価証券 1,900株（200株）
東ソー	256,100	1,855.50	475,193,550	
トクヤマ	62,000	2,625.50	162,781,000	
セントラル硝子	20,500	3,415.00	70,007,500	
東亜合成	92,300	1,594.50	147,172,350	貸付有価証券 9,900株
大阪ソーダ	13,400	8,830.00	118,322,000	貸付有価証券 1,800株
関東電化工業	37,100	911.00	33,798,100	貸付有価証券 700株
デンカ	69,800	2,220.00	154,956,000	貸付有価証券 5,900株（300株）
信越化学工業	1,720,600	5,734.00	9,865,920,400	
日本カーバイド工業	10,100	1,688.00	17,048,800	
堺化学工業	14,600	2,562.00	37,405,200	
第一稀元素化学工業	21,000	819.00	17,199,000	貸付有価証券 600株（600株）
エア・ウォーター	181,000	1,998.00	361,638,000	貸付有価証券 800株（800株）
日本酸素ホールディングス	186,100	5,020.00	934,222,000	貸付有価証券 3,400株（3,200株）
日本化学工業	7,000	2,705.00	18,935,000	
東邦アセチレン	4,500	341.00	1,534,500	
日本パーカライジング	85,500	1,228.00	104,994,000	
高圧ガス工業	27,900	881.00	24,579,900	
チタン工業	600	875.00	525,000	
四国化成ホールディングス	21,700	1,965.00	42,640,500	
戸田工業	4,400	1,768.00	7,779,200	貸付有価証券 900株（800株）
ステラ　ケミファ	10,400	3,980.00	41,392,000	
保土谷化学工業	6,000	4,535.00	27,210,000	
日本触媒	111,700	1,688.00	188,549,600	
大日精化工業	13,300	2,966.00	39,447,800	

カネカ	47,300	3,750.00	177,375,000	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
三菱瓦斯化学	140,000	2,600.50	364,070,000	
三井化学	158,300	3,830.00	606,289,000	貸付有価証券 2,300株
東京応化工業	91,500	3,197.00	292,525,500	
大阪有機化学工業	16,100	2,954.00	47,559,400	貸付有価証券 2,600株（1,300株）
三菱ケミカルグループ	1,402,700	896.50	1,257,520,550	
ＫＨネオケム	34,600	2,044.00	70,722,400	貸付有価証券 300株
ダイセル	238,100	1,285.50	306,077,550	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
住友ベークライト	53,700	3,660.00	196,542,000	
積水化学工業	382,100	2,223.50	849,599,350	
日本ゼオン	131,500	1,209.50	159,049,250	
アイカ工業	48,400	3,261.00	157,832,400	
ＵＢＥ	91,300	2,582.50	235,782,250	貸付有価証券 1,500株
積水樹脂	28,600	2,322.00	66,409,200	貸付有価証券 700株（500株）
タキロンシーアイ	48,900	869.00	42,494,100	貸付有価証券 6,000株（4,300株）
旭有機材	12,800	3,845.00	49,216,000	貸付有価証券 300株
ニチバン	10,400	1,957.00	20,352,800	貸付有価証券 100株
リケンテクノス	36,000	984.00	35,424,000	貸付有価証券 100株（100株）
大倉工業	8,900	2,566.00	22,837,400	貸付有価証券 300株
積水化成品工業	26,900	406.00	10,921,400	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
群栄化学工業	4,500	2,711.00	12,199,500	
タイガースポリマー	1,900	794.00	1,508,600	貸付有価証券 100株（100株）
ミライアル	1,400	1,380.00	1,932,000	貸付有価証券 600株（600株）
ダイキアクシス	1,800	707.00	1,272,600	貸付有価証券 800株
ダイキョーニシカワ	42,300	657.00	27,791,100	貸付有価証券 2,000株（1,900株）
竹本容器	1,600	829.00	1,326,400	
森六ホールディングス	10,000	2,286.00	22,860,000	貸付有価証券 100株（100株）
恵和	12,400	1,067.00	13,230,800	貸付有価証券 1,000株（100株）

日本化薬	146,600	1,290.50	189,187,300	
カーリット	20,700	1,060.00	21,942,000	貸付有価証券 1,000株
日本精化	12,700	2,255.00	28,638,500	
扶桑化学工業	20,300	3,735.00	75,820,500	貸付有価証券 2,800株（1,800株）
トリケミカル研究所	23,300	3,360.00	78,288,000	貸付有価証券 3,100株（2,200株）
ＡＤＥＫＡ	66,900	2,971.00	198,759,900	貸付有価証券 200株
日油	173,700	2,225.50	386,569,350	貸付有価証券 3,200株
新日本理化	5,900	188.00	1,109,200	貸付有価証券 300株
ハリマ化成グループ	14,900	862.00	12,843,800	貸付有価証券 100株（100株）
花王	467,200	7,138.00	3,334,873,600	貸付有価証券 12,500株
第一工業製薬	7,700	3,085.00	23,754,500	
石原ケミカル	8,600	2,225.00	19,135,000	貸付有価証券 3,900株
日華化学	1,700	1,242.00	2,111,400	
ニイタカ	900	1,848.00	1,663,200	貸付有価証券 300株（300株）
三洋化成工業	11,800	4,025.00	47,495,000	
有機合成薬品工業	3,500	265.00	927,500	貸付有価証券 300株（200株）
大日本塗料	21,300	1,094.00	23,302,200	
日本ペイントホールディングス	849,000	893.80	758,836,200	貸付有価証券 50,100株
関西ペイント	165,800	2,674.50	443,432,100	貸付有価証券 4,700株（2,800株）
神東塗料	3,600	130.00	468,000	貸付有価証券 100株
中国塗料	39,400	1,963.00	77,342,200	貸付有価証券 100株
日本特殊塗料	3,000	1,188.00	3,564,000	貸付有価証券 700株（700株）
藤倉化成	22,100	474.00	10,475,400	
太陽ホールディングス	33,400	3,555.00	118,737,000	貸付有価証券 100株
ＤＩＣ	68,200	3,152.00	214,966,400	
サカタインクス	42,700	1,546.00	66,014,200	貸付有価証券 900株
ａｒｔｉｅｎｃｅ	34,400	3,780.00	130,032,000	貸付有価証券 1,800株（700株）
富士フイルムホールディ	1,069,200	3,781.00	4,042,645,200	

ングス				
資生堂	401,100	3,247.00	1,302,371,700	貸付有価証券 27,900株
ライオン	244,500	1,521.50	372,006,750	
高砂香料工業	14,400	4,935.00	71,064,000	
マンダム	41,500	1,239.00	51,418,500	
ミルボン	30,800	3,011.00	92,738,800	貸付有価証券 600株
ファンケル	83,000	2,797.00	232,151,000	
コーセー	39,100	8,585.00	335,673,500	貸付有価証券 14,200株（2,300株）
コタ	19,500	1,637.00	31,921,500	貸付有価証券 200株
シーボン	600	1,309.00	785,400	
ポーラ・オルビスホールディングス	98,500	1,467.00	144,499,500	貸付有価証券 29,200株（4,200株）
ノエビアホールディングス	17,100	5,540.00	94,734,000	
アジュバンホールディングス	1,000	849.00	849,000	貸付有価証券 100株
新日本製薬	11,000	1,798.00	19,778,000	貸付有価証券 5,100株
Ｉ－ｎｅ	6,400	1,746.00	11,174,400	貸付有価証券 1,600株（1,000株）
アクシージア	12,600	733.00	9,235,800	貸付有価証券 100株（100株）
エステー	14,800	1,523.00	22,540,400	貸付有価証券 100株（100株）
アグロ　カネショウ	6,700	1,325.00	8,877,500	貸付有価証券 300株
コニシ	55,500	1,248.00	69,264,000	
長谷川香料	36,700	2,980.00	109,366,000	貸付有価証券 200株（200株）
小林製薬	50,300	5,530.00	278,159,000	貸付有価証券 8,400株
荒川化学工業	16,300	1,210.00	19,723,000	貸付有価証券 200株（100株）
メック	15,800	3,530.00	55,774,000	
日本高純度化学	4,300	3,175.00	13,652,500	
タカラバイオ	51,800	1,003.00	51,955,400	貸付有価証券 500株
ＪＣＵ	21,200	3,385.00	71,762,000	貸付有価証券 300株（300株）
新田ゼラチン	2,900	840.00	2,436,000	貸付有価証券 200株（200株）
ＯＡＴアグリオ	7,900	2,014.00	15,910,600	貸付有価証券 300株

		デクセリアルズ	47,500	5,981.00	284,097,500	貸付有価証券 700株（700株）
		アース製薬	17,500	5,280.00	92,400,000	貸付有価証券 900株（200株）
		北興化学工業	17,200	1,308.00	22,497,600	
		大成ラミック	5,600	2,685.00	15,036,000	
		クミアイ化学工業	76,300	775.00	59,132,500	貸付有価証券 5,100株（2,200株）
		日本農薬	35,200	594.00	20,908,800	貸付有価証券 200株（200株）
		アキレス	12,100	1,556.00	18,827,600	
		有沢製作所	33,700	1,457.00	49,100,900	
		日東電工	121,500	11,305.00	1,373,557,500	貸付有価証券 100株（100株）
		レック	24,600	1,228.00	30,208,800	貸付有価証券 3,100株（2,500株）
		三光合成	24,200	552.00	13,358,400	貸付有価証券 500株（500株）
		きもと	7,100	244.00	1,732,400	貸付有価証券 200株
		藤森工業	15,200	4,280.00	65,056,000	貸付有価証券 200株（200株）
		前澤化成工業	12,400	1,782.00	22,096,800	貸付有価証券 3,700株
		未来工業	6,900	3,365.00	23,218,500	貸付有価証券 1,300株
		ウェーブロックホールディングス	1,600	616.00	985,600	
		ＪＳＰ	13,500	1,963.00	26,500,500	貸付有価証券 6,200株
		エフピコ	36,300	2,850.00	103,455,000	
		天馬	12,800	2,541.00	32,524,800	
		信越ポリマー	41,400	1,491.00	61,727,400	
		東リ	9,500	370.00	3,515,000	貸付有価証券 800株
		ニフコ	57,500	3,571.00	205,332,500	
		バルカー	16,100	3,390.00	54,579,000	
		ユニ・チャーム	400,200	5,142.00	2,057,828,400	貸付有価証券 36,500株（1,600株）
		ショーエイコーポレーション	1,300	575.00	747,500	貸付有価証券 600株
		協和キリン	232,100	3,202.00	743,184,200	
		武田薬品工業	1,700,300	4,271.00	7,261,981,300	貸付有価証券 112,200株（5,300株）
		アステラス製薬	1,685,200	1,801.00	3,035,045,200	貸付有価証券 2,800株（2,800株）

住友ファーマ	142,500	576.00	82,080,000	貸付有価証券 63,800株（63,300株）
塩野義製薬	233,700	6,548.00	1,530,267,600	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
わかもと製薬	4,500	246.00	1,107,000	貸付有価証券 300株（300株）
日本新薬	50,300	3,505.00	176,301,500	
中外製薬	601,400	6,577.00	3,955,407,800	貸付有価証券 3,000株（1,700株）
科研製薬	32,900	4,063.00	133,672,700	貸付有価証券 700株
エーザイ	233,700	5,809.00	1,357,563,300	
ロート製薬	186,100	3,630.00	675,543,000	貸付有価証券 2,800株（1,200株）
小野薬品工業	392,900	2,016.50	792,282,850	貸付有価証券 300株
久光製薬	42,700	3,994.00	170,543,800	貸付有価証券 12,100株（3,900株）
持田製薬	21,500	3,290.00	70,735,000	貸付有価証券 100株（100株）
参天製薬	339,000	1,827.50	619,522,500	
扶桑薬品工業	6,800	2,182.00	14,837,600	貸付有価証券 100株（100株）
日本ケミファ	500	1,625.00	812,500	貸付有価証券 100株
ツムラ	60,500	3,933.00	237,946,500	
キッセイ薬品工業	31,800	3,530.00	112,254,000	貸付有価証券 100株（100株）
生化学工業	32,600	821.00	26,764,600	貸付有価証券 3,500株
栄研化学	33,100	2,326.00	76,990,600	貸付有価証券 100株（100株）
鳥居薬品	10,300	3,635.00	37,440,500	貸付有価証券 2,800株
ＪＣＲファーマ	65,000	665.00	43,225,000	貸付有価証券 24,400株
東和薬品	29,500	2,950.00	87,025,000	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	14,200	1,290.00	18,318,000	貸付有価証券 400株
ゼリア新薬工業	26,600	2,252.00	59,903,200	
ネクセラファーマ	90,200	1,302.00	117,440,400	貸付有価証券 41,900株（200株）
第一三共	1,673,600	5,646.00	9,449,145,600	
杏林製薬	41,700	1,560.00	65,052,000	貸付有価証券 1,600株（200株）
大幸薬品	43,500	409.00	17,791,500	貸付有価証券

				9,000株（7,600株）
ダイト	14,300	2,312.00	33,061,600	貸付有価証券 200株
大塚ホールディングス	479,500	8,173.00	3,918,953,500	貸付有価証券 17,500株（500株）
ペプチドリーム	93,100	2,524.00	234,984,400	貸付有価証券 4,700株（500株）
セルソース	12,800	1,416.00	18,124,800	貸付有価証券 5,800株
あすか製薬ホールディングス	19,700	2,261.00	44,541,700	
サワイグループホールディングス	43,900	6,095.00	267,570,500	貸付有価証券 5,900株（3,100株）
日本コークス工業	194,900	97.00	18,905,300	貸付有価証券 90,700株（28,600株）
ニチレキ	25,000	2,444.00	61,100,000	貸付有価証券 1,800株（400株）
ユシロ化学工業	10,000	1,591.00	15,910,000	
ビーピー・カストロール	2,000	883.00	1,766,000	貸付有価証券 100株（100株）
富士石油	56,000	371.00	20,776,000	貸付有価証券 8,700株（3,900株）
ＭＯＲＥＳＣＯ	1,500	1,222.00	1,833,000	
出光興産	997,600	1,012.50	1,010,070,000	貸付有価証券 1,800株
ＥＮＥＯＳホールディングス	3,041,500	758.10	2,305,761,150	貸付有価証券 42,400株（42,400株）
コスモエネルギーホールディングス	57,000	7,497.00	427,329,000	
横浜ゴム	97,200	3,164.00	307,540,800	貸付有価証券 800株
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	110,400	2,064.00	227,865,600	貸付有価証券 6,500株
ブリヂストン	562,400	5,441.00	3,060,018,400	貸付有価証券 3,200株
住友ゴム工業	188,400	1,516.00	285,614,400	貸付有価証券 6,900株
藤倉コンポジット	18,500	1,193.00	22,070,500	貸付有価証券 200株（200株）
オカモト	9,000	5,210.00	46,890,000	
フコク	10,100	1,737.00	17,543,700	
ニッタ	19,500	3,665.00	71,467,500	貸付有価証券 200株（200株）
住友理工	29,800	1,498.00	44,640,400	貸付有価証券 400株
三ツ星ベルト	22,300	4,030.00	89,869,000	貸付有価証券 200株

		バンドー化学	28,500	1,795.00	51,157,500	貸付有価証券 200株（200株）
		日東紡績	24,300	5,100.00	123,930,000	貸付有価証券 600株
		ＡＧＣ	186,900	4,532.00	847,030,800	貸付有価証券 6,300株（3,400株）
		日本板硝子	91,700	343.00	31,453,100	貸付有価証券 42,600株（25,600株）
		石塚硝子	700	2,450.00	1,715,000	貸付有価証券 300株（300株）
		日本山村硝子	1,600	1,475.00	2,360,000	貸付有価証券 700株
		日本電気硝子	71,300	3,238.00	230,869,400	
		オハラ	9,100	1,365.00	12,421,500	
		住友大阪セメント	32,000	3,785.00	121,120,000	
		太平洋セメント	110,100	3,079.00	338,997,900	
		日本ヒューム	16,800	1,278.00	21,470,400	貸付有価証券 7,800株
		日本コンクリート工業	37,200	342.00	12,722,400	貸付有価証券 2,200株（1,900株）
		三谷セキサン	8,100	5,690.00	46,089,000	
		アジアパイルホールディングス	27,300	811.00	22,140,300	貸付有価証券 400株（400株）
		東海カーボン	177,200	846.30	149,964,360	貸付有価証券 11,900株
		日本カーボン	11,000	4,260.00	46,860,000	
		東洋炭素	13,500	5,170.00	69,795,000	貸付有価証券 4,700株（800株）
		ノリタケ	21,300	3,830.00	81,579,000	貸付有価証券 400株
		ＴＯＴＯ	126,800	4,813.00	610,288,400	貸付有価証券 1,500株（1,200株）
		日本碍子	223,500	1,866.00	417,051,000	貸付有価証券 400株（400株）
		日本特殊陶業	160,900	4,098.00	659,368,200	貸付有価証券 500株（500株）
		ダントーホールディングス	1,400	425.00	595,000	貸付有価証券 600株
		ＭＡＲＵＷＡ	7,100	35,050.00	248,855,000	
		品川リフラクトリーズ	23,600	1,694.00	39,978,400	
		黒崎播磨	15,700	2,086.00	32,750,200	
		ヨータイ	11,200	1,734.00	19,420,800	
		東京窯業	4,600	411.00	1,890,600	貸付有価証券 100株（100株）
		ニッカトー	1,900	524.00	995,600	

フジミインコーポレーテッド	51,600	2,271.00	117,183,600	貸付有価証券 1,300株
クニミネ工業	1,200	1,067.00	1,280,400	
エーアンドエーマテリアル	900	1,195.00	1,075,500	貸付有価証券 100株（100株）
ニチアス	48,600	5,190.00	252,234,000	貸付有価証券 600株（500株）
ニチハ	24,100	3,570.00	86,037,000	
日本製鉄	920,200	3,082.00	2,836,056,400	貸付有価証券 84,600株（82,200株）
神戸製鋼所	397,500	1,677.50	666,806,250	貸付有価証券 33,100株（10,500株）
中山製鋼所	45,200	790.00	35,708,000	貸付有価証券 8,500株（1,900株）
合同製鐵	11,100	4,285.00	47,563,500	貸付有価証券 1,200株（300株）
ＪＦＥホールディングス	549,600	1,924.50	1,057,705,200	貸付有価証券 18,900株（18,900株）
東京製鐵	55,500	1,907.00	105,838,500	
共英製鋼	22,500	1,688.00	37,980,000	貸付有価証券 300株（300株）
大和工業	37,200	7,047.00	262,148,400	貸付有価証券 600株（600株）
東京鐵鋼	8,700	5,060.00	44,022,000	貸付有価証券 200株
大阪製鐵	9,100	3,290.00	29,939,000	貸付有価証券 2,300株
淀川製鋼所	20,500	5,490.00	112,545,000	貸付有価証券 300株
中部鋼鈑	13,000	2,282.00	29,666,000	貸付有価証券 1,500株（300株）
丸一鋼管	60,200	3,398.00	204,559,600	
モリ工業	5,000	5,210.00	26,050,000	
大同特殊鋼	124,500	1,352.50	168,386,250	貸付有価証券 1,800株（1,000株）
日本高周波鋼業	1,700	400.00	680,000	貸付有価証券 700株（600株）
日本冶金工業	14,400	4,425.00	63,720,000	貸付有価証券 1,800株（600株）
山陽特殊製鋼	19,500	1,880.00	36,660,000	貸付有価証券 300株（300株）
愛知製鋼	11,400	3,300.00	37,620,000	貸付有価証券 1,500株（1,200株）
日本金属	1,200	659.00	790,800	貸付有価証券 400株
大平洋金属	16,800	1,332.00	22,377,600	貸付有価証券

				7,100株（400株）
新日本電工	118,000	284.00	33,512,000	貸付有価証券 1,500株
栗本鐵工所	9,200	4,150.00	38,180,000	
虹技	600	1,045.00	627,000	
日本鋳鉄管	500	1,234.00	617,000	貸付有価証券 100株（100株）
三菱製鋼	14,600	1,346.00	19,651,600	貸付有価証券 200株（200株）
日亜鋼業	4,400	299.00	1,315,600	
日本精線	15,700	1,078.00	16,924,600	
エンビプロ・ホールディングス	19,500	512.00	9,984,000	貸付有価証券 700株（100株）
シンニッタン	5,500	214.00	1,177,000	貸付有価証券 900株（600株）
新家工業	1,000	4,900.00	4,900,000	
大紀アルミニウム工業所	25,000	1,076.00	26,900,000	貸付有価証券 100株
日本軽金属ホールディングス	57,700	1,567.00	90,415,900	貸付有価証券 400株
三井金属鉱業	57,500	4,428.00	254,610,000	貸付有価証券 100株（100株）
三菱マテリアル	141,300	2,437.00	344,348,100	貸付有価証券 1,600株（200株）
住友金属鉱山	229,100	3,673.00	841,484,300	
ＤＯＷＡホールディングス	48,800	4,790.00	233,752,000	貸付有価証券 300株
古河機械金属	26,100	1,602.00	41,812,200	貸付有価証券 400株（400株）
大阪チタニウムテクノロジーズ	34,300	2,497.00	85,647,100	貸付有価証券 13,900株（4,100株）
東邦チタニウム	40,800	1,123.00	45,818,400	貸付有価証券 9,300株
ＵＡＣＪ	27,700	4,925.00	136,422,500	
ＣＫサンエツ	4,800	3,390.00	16,272,000	
古河電気工業	65,800	3,156.00	207,664,800	貸付有価証券 5,700株（5,300株）
住友電気工業	739,300	2,298.00	1,698,911,400	貸付有価証券 7,600株（7,600株）
フジクラ	233,100	3,803.00	886,479,300	
ＳＷＣＣ	22,100	4,850.00	107,185,000	
タツタ電線	35,200	777.00	27,350,400	貸付有価証券 6,900株
カナレ電気	800	1,400.00	1,120,000	
平河ヒューテック	12,600	1,424.00	17,942,400	貸付有価証券 4,100株

		リョービ	21,000	1,949.00	40,929,000	貸付有価証券 2,100株（2,000株）
		アーレスティ	4,800	594.00	2,851,200	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
		ＡＲＥホールディングス	74,200	1,833.00	136,008,600	
		稲葉製作所	11,000	1,715.00	18,865,000	貸付有価証券 5,100株
		宮地エンジニアリンググループ	9,900	4,190.00	41,481,000	貸付有価証券 100株
		トーカロ	57,000	1,724.00	98,268,000	貸付有価証券 3,900株（1,400株）
		アルファＣｏ	1,600	1,207.00	1,931,200	貸付有価証券 100株（100株）
		ＳＵＭＣＯ	376,300	1,501.00	564,826,300	貸付有価証券 175,100株（5,400株）
		川田テクノロジーズ	14,000	2,552.00	35,728,000	貸付有価証券 400株
		ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	15,100	3,300.00	49,830,000	貸付有価証券 800株（400株）
		ジェイテックコーポレーション	800	1,608.00	1,286,400	貸付有価証券 300株（200株）
		信和	2,800	772.00	2,161,600	貸付有価証券 1,300株
		東洋製罐グループホールディングス	113,400	2,241.00	254,129,400	
		ホッカンホールディングス	9,600	1,660.00	15,936,000	
		コロナ	11,000	931.00	10,241,000	
		横河ブリッジホールディングス	30,900	2,632.00	81,328,800	
		駒井ハルテック	800	1,667.00	1,333,600	
		高田機工	300	3,615.00	1,084,500	
		三和ホールディングス	196,800	3,286.00	646,684,800	貸付有価証券 34,400株（24,800株）
		文化シヤッター	51,700	1,677.00	86,700,900	
		三協立山	24,900	719.00	17,903,100	貸付有価証券 5,900株（600株）
		アルインコ	15,100	992.00	14,979,200	
		東洋シヤッター	1,000	820.00	820,000	
		ＬＩＸＩＬ	308,600	1,715.00	529,249,000	貸付有価証券 4,000株（2,000株）
		日本フイルコン	2,900	515.00	1,493,500	貸付有価証券 100株（100株）
		ノーリツ	27,800	1,985.00	55,183,000	貸付有価証券 5,200株
		長府製作所	22,100	2,010.00	44,421,000	貸付有価証券

				1,000株
リンナイ	94,600	3,417.00	323,248,200	
ダイニチ工業	2,200	624.00	1,372,800	貸付有価証券 100株（100株）
日東精工	28,600	554.00	15,844,400	
三洋工業	500	3,195.00	1,597,500	
岡部	35,300	744.00	26,263,200	貸付有価証券 200株（200株）
ジーテクト	25,200	1,615.00	40,698,000	
東プレ	34,800	1,778.00	61,874,400	貸付有価証券 300株
高周波熱錬	29,300	1,007.00	29,505,100	貸付有価証券 200株（200株）
東京製綱	12,800	1,089.00	13,939,200	貸付有価証券 2,100株（900株）
サンコール	22,000	376.00	8,272,000	貸付有価証券 800株（800株）
モリテック　スチール	3,900	191.00	744,900	貸付有価証券 600株（500株）
パイオラックス	23,900	2,300.00	54,970,000	
エイチワン	20,300	904.00	18,351,200	
日本発條	174,800	1,626.50	284,312,200	貸付有価証券 8,100株（1,900株）
中央発條	14,600	1,155.00	16,863,000	貸付有価証券 1,200株（500株）
アドバネクス	500	1,011.00	505,500	
立川ブラインド工業	8,900	1,276.00	11,356,400	
三益半導体工業	5,100	3,685.00	18,793,500	貸付有価証券 200株（100株）
日本ドライケミカル	1,000	2,896.00	2,896,000	貸付有価証券 400株
日本製鋼所	53,300	4,196.00	223,646,800	貸付有価証券 300株
三浦工業	80,800	3,225.00	260,580,000	
タクマ	65,400	1,574.00	102,939,600	
ツガミ	41,300	1,463.00	60,421,900	
オークマ	16,900	5,616.00	94,910,400	貸付有価証券 2,000株（1,000株）
芝浦機械	18,200	3,530.00	64,246,000	貸付有価証券 3,000株（1,300株）
アマダ	293,200	1,455.50	426,752,600	貸付有価証券 7,200株（7,200株）
アイダエンジニアリング	43,300	778.00	33,687,400	貸付有価証券 1,800株
ＦＵＪＩ	91,100	2,286.00	208,254,600	

		牧野フライス製作所	21,400	5,450.00	116,630,000	貸付有価証券 1,400株（400株）
		オーエスジー	85,300	1,988.00	169,576,400	貸付有価証券 23,100株（9,600株）
		ダイジェット工業	400	739.00	295,600	
		旭ダイヤモンド工業	44,600	846.00	37,731,600	
		ＤＭＧ森精機	122,000	3,153.00	384,666,000	貸付有価証券 7,500株（4,300株）
		ソディック	51,000	756.00	38,556,000	
		ディスコ	93,200	34,650.00	3,229,380,000	
		日東工器	8,900	2,553.00	22,721,700	貸付有価証券 300株（300株）
		日進工具	17,900	748.00	13,389,200	貸付有価証券 500株（500株）
		パンチ工業	4,200	425.00	1,785,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
		冨士ダイス	14,300	753.00	10,767,900	貸付有価証券 200株
		豊和工業	2,300	785.00	1,805,500	貸付有価証券 300株
		リケンＮＰＲ	21,000	2,325.00	48,825,000	貸付有価証券 3,800株（3,500株）
		東洋機械金属	3,600	654.00	2,354,400	
		津田駒工業	900	369.00	332,100	貸付有価証券 300株
		エンシュウ	1,000	633.00	633,000	貸付有価証券 400株
		島精機製作所	30,800	1,336.00	41,148,800	貸付有価証券 4,900株（2,700株）
		オプトラン	31,800	1,682.00	53,487,600	貸付有価証券 400株（200株）
		ＮＣホールディングス	200	2,198.00	439,600	
		イワキポンプ	12,900	2,605.00	33,604,500	貸付有価証券 600株（600株）
		フリュー	18,200	1,060.00	19,292,000	貸付有価証券 4,900株（600株）
		ヤマシンフィルタ	46,000	441.00	20,286,000	貸付有価証券 13,900株（2,400株）
		日阪製作所	21,100	1,072.00	22,619,200	
		やまびこ	31,600	2,245.00	70,942,000	貸付有価証券 1,300株
		野村マイクロ・サイエンス	26,200	2,422.00	63,456,400	貸付有価証券 8,900株（1,100株）
		平田機工	9,200	4,775.00	43,930,000	貸付有価証券 1,500株（900株）
		ＰＥＧＡＳＵＳ	21,300	493.00	10,500,900	貸付有価証券 200株（200株）

マルマエ	8,400	1,458.00	12,247,200	貸付有価証券 2,300株
タツモ	13,800	2,875.00	39,675,000	貸付有価証券 6,400株（2,500株）
ナブテスコ	121,400	2,349.00	285,168,600	貸付有価証券 1,000株（900株）
三井海洋開発	24,500	2,710.00	66,395,000	
レオン自動機	22,400	1,355.00	30,352,000	貸付有価証券 200株（200株）
ＳＭＣ	57,900	60,000.00	3,474,000,000	
ホソカワミクロン	13,500	4,230.00	57,105,000	
ユニオンツール	8,500	5,610.00	47,685,000	貸付有価証券 100株
瑞光	13,900	1,171.00	16,276,900	貸付有価証券 6,400株（2,800株）
オイレス工業	26,200	2,071.00	54,260,200	貸付有価証券 100株（100株）
日精エー・エス・ビー機械	6,600	4,740.00	31,284,000	
サトーホールディングス	26,500	1,977.00	52,390,500	
技研製作所	18,200	1,744.00	31,740,800	貸付有価証券 8,400株（7,500株）
日本エアーテック	9,100	1,149.00	10,455,900	
カワタ	1,300	876.00	1,138,800	
日精樹脂工業	14,400	942.00	13,564,800	貸付有価証券 300株（100株）
オカダアイヨン	1,400	2,058.00	2,881,200	貸付有価証券 600株（600株）
ワイエイシイホールディングス	9,100	2,040.00	18,564,000	貸付有価証券 4,200株
小松製作所	906,800	3,685.00	3,341,558,000	
住友重機械工業	114,500	3,269.00	374,300,500	貸付有価証券 4,000株
日立建機	77,000	3,377.00	260,029,000	貸付有価証券 700株（700株）
日工	28,700	689.00	19,774,300	貸付有価証券 600株（600株）
巴工業	7,500	3,990.00	29,925,000	貸付有価証券 3,500株
井関農機	18,100	978.00	17,701,800	貸付有価証券 1,500株（100株）
ＴＯＷＡ	21,500	6,200.00	133,300,000	貸付有価証券 10,000株（5,100株）
丸山製作所	700	2,489.00	1,742,300	
北川鉄工所	7,600	1,271.00	9,659,600	貸付有価証券 100株（100株）
ローツェ	101,100	1,837.00	185,720,700	貸付有価証券

				2,100株（800株）
タカキタ	1,400	443.00	620,200	貸付有価証券 600株
クボタ	1,011,400	2,072.50	2,096,126,500	貸付有価証券 107,400株（50,700株）
荏原実業	9,300	3,810.00	35,433,000	
三菱化工機	6,800	3,335.00	22,678,000	
月島ホールディングス	26,100	1,285.00	33,538,500	貸付有価証券 400株（300株）
帝国電機製作所	13,200	2,550.00	33,660,000	
東京機械製作所	1,100	360.00	396,000	
新東工業	39,100	987.00	38,591,700	貸付有価証券 200株（200株）
澁谷工業	18,100	3,460.00	62,626,000	
アイチ　コーポレーション	26,700	1,128.00	30,117,600	
小森コーポレーション	47,600	1,111.00	52,883,600	貸付有価証券 200株（200株）
鶴見製作所	14,800	3,680.00	54,464,000	貸付有価証券 200株（200株）
日本ギア工業	1,600	443.00	708,800	
酒井重工業	3,800	4,445.00	16,891,000	貸付有価証券 400株（200株）
荏原製作所	397,100	1,745.50	693,138,050	貸付有価証券 13,500株
石井鐵工所	500	8,340.00	4,170,000	貸付有価証券 200株
酉島製作所	16,600	2,653.00	44,039,800	
北越工業	19,400	1,843.00	35,754,200	貸付有価証券 100株（100株）
ダイキン工業	231,000	17,305.00	3,997,455,000	貸付有価証券 500株（500株）
オルガノ	23,200	6,160.00	142,912,000	
トーヨーカネツ	6,600	3,985.00	26,301,000	
栗田工業	108,200	5,449.00	589,581,800	
椿本チエイン	26,600	5,720.00	152,152,000	貸付有価証券 1,300株（700株）
大同工業	1,900	755.00	1,434,500	貸付有価証券 400株（400株）
木村化工機	14,800	697.00	10,315,600	
アネスト岩田	29,900	1,266.00	37,853,400	貸付有価証券 600株（600株）
ダイフク	326,500	2,581.00	842,696,500	貸付有価証券 4,200株（1,900株）
サムコ	4,600	3,565.00	16,399,000	貸付有価証券

				2,100株（1,500株）
加藤製作所	2,200	1,218.00	2,679,600	貸付有価証券 600株（600株）
油研工業	700	2,187.00	1,530,900	
タダノ	111,300	925.00	102,952,500	貸付有価証券 6,400株
フジテック	45,200	4,599.00	207,874,800	
ＣＫＤ	53,500	2,606.00	139,421,000	貸付有価証券 200株
平和	57,200	2,103.00	120,291,600	
理想科学工業	15,500	3,395.00	52,622,500	貸付有価証券 500株（300株）
ＳＡＮＫＹＯ	186,200	2,097.50	390,554,500	
日本金銭機械	23,400	931.00	21,785,400	貸付有価証券 3,700株（1,800株）
マースグループホールディングス	9,800	3,585.00	35,133,000	貸付有価証券 1,900株（200株）
フクシマガリレイ	12,600	5,740.00	72,324,000	
オーイズミ	1,600	359.00	574,400	
ダイコク電機	9,500	3,355.00	31,872,500	貸付有価証券 4,400株（200株）
竹内製作所	35,100	4,110.00	144,261,000	貸付有価証券 300株
アマノ	54,900	4,220.00	231,678,000	貸付有価証券 2,300株（1,400株）
ＪＵＫＩ	30,000	392.00	11,760,000	貸付有価証券 9,700株
ジャノメ	19,600	849.00	16,640,400	貸付有価証券 600株（200株）
マックス	27,200	3,510.00	95,472,000	貸付有価証券 400株（400株）
グローリー	46,400	2,586.00	119,990,400	貸付有価証券 3,700株（1,600株）
新晃工業	19,500	4,555.00	88,822,500	
大和冷機工業	29,600	1,464.00	43,334,400	貸付有価証券 1,500株（200株）
セガサミーホールディングス	172,800	2,800.00	483,840,000	貸付有価証券 200株
ＴＰＲ	24,600	2,282.00	56,137,200	貸付有価証券 700株（100株）
ツバキ・ナカシマ	47,700	677.00	32,292,900	貸付有価証券 15,500株（14,900株）
ホシザキ	124,500	4,546.00	565,977,000	貸付有価証券 6,800株（5,200株）
大豊工業	16,700	612.00	10,220,400	貸付有価証券 100株（100株）

		日本精工	358,200	725.30	259,802,460	貸付有価証券 5,600株（5,600株）
		ＮＴＮ	419,600	257.00	107,837,200	貸付有価証券 41,000株（16,300株）
		ジェイテクト	172,100	1,103.50	189,912,350	貸付有価証券 6,900株（6,900株）
		不二越	14,300	3,025.00	43,257,500	貸付有価証券 1,700株（900株）
		日本トムソン	52,600	488.00	25,668,800	
		ＴＨＫ	111,600	2,525.50	281,845,800	貸付有価証券 8,600株
		ユーシン精機	15,300	627.00	9,593,100	
		前澤給装工業	13,900	1,281.00	17,805,900	
		イーグル工業	21,400	2,016.00	43,142,400	
		前澤工業	2,700	1,306.00	3,526,200	貸付有価証券 1,200株
		ＰＩＬＬＡＲ	17,900	3,995.00	71,510,500	貸付有価証券 1,000株（400株）
		キッツ	64,800	987.00	63,957,600	貸付有価証券 10,700株（2,100株）
		マキタ	220,600	4,735.00	1,044,541,000	
		三井Ｅ＆Ｓ	96,000	1,165.00	111,840,000	貸付有価証券 44,600株（1,700株）
		日立造船	170,700	943.00	160,970,100	貸付有価証券 12,700株（11,600株）
		三菱重工業	3,383,200	1,712.00	5,792,038,400	
		ＩＨＩ	144,000	6,218.00	895,392,000	
		サノヤスホールディングス	6,300	162.00	1,020,600	貸付有価証券 100株（100株）
		スター精密	32,600	1,888.00	61,548,800	貸付有価証券 200株（200株）
		日清紡ホールディングス	145,500	927.10	134,893,050	貸付有価証券 5,200株
		イビデン	100,900	4,278.00	431,650,200	
		コニカミノルタ	432,100	427.60	184,765,960	貸付有価証券 16,700株（11,000株）
		ブラザー工業	258,500	2,777.50	717,983,750	貸付有価証券 20,100株
		ミネベアミツミ	336,500	2,733.50	919,822,750	貸付有価証券 300株
		日立製作所	4,649,100	3,272.00	15,211,855,200	
		三菱電機	2,119,200	2,279.00	4,829,656,800	
		富士電機	117,600	7,677.00	902,815,200	貸付有価証券 5,700株（5,700株）

		東洋電機製造	1,500	1,069.00	1,603,500	
		安川電機	210,100	4,452.00	935,365,200	貸付有価証券 24,200株
		シンフォニアテクノロジー	21,300	4,260.00	90,738,000	
		明電舎	35,900	3,090.00	110,931,000	貸付有価証券 800株（800株）
		オリジン	1,000	1,205.00	1,205,000	貸付有価証券 100株（100株）
		山洋電気	8,400	9,310.00	78,204,000	貸付有価証券 2,200株（400株）
		デンヨー	14,700	2,474.00	36,367,800	
		ＰＨＣホールディングス	36,200	1,120.00	40,544,000	貸付有価証券 16,800株
		ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	101,100	3,245.00	328,069,500	貸付有価証券 27,500株（1,500株）
		ソシオネクスト	141,200	2,802.00	395,642,400	
		東芝テック	24,800	3,400.00	84,320,000	
		芝浦メカトロニクス	11,000	7,510.00	82,610,000	貸付有価証券 100株（100株）
		マブチモーター	84,900	2,147.00	182,280,300	貸付有価証券 8,000株（1,200株）
		ニデック	427,100	5,731.00	2,447,710,100	貸付有価証券 900株（900株）
		ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,200	378.00	4,611,600	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
		トレックス・セミコンダクター	9,900	1,550.00	15,345,000	貸付有価証券 100株（100株）
		東光高岳	11,700	1,777.00	20,790,900	
		ダブル・スコープ	55,400	411.00	22,769,400	貸付有価証券 24,900株（15,800株）
		ダイヘン	18,300	6,100.00	111,630,000	貸付有価証券 100株
		ヤーマン	37,600	831.00	31,245,600	貸付有価証券 17,500株（6,900株）
		ＪＶＣケンウッド	152,700	1,280.00	195,456,000	貸付有価証券 400株
		ミマキエンジニアリング	18,400	1,565.00	28,796,000	貸付有価証券 400株（400株）
		Ｉ－ＰＥＸ	10,700	1,576.00	16,863,200	貸付有価証券 100株
		大崎電気工業	41,500	688.00	28,552,000	貸付有価証券 200株（100株）
		オムロン	147,700	5,829.00	860,943,300	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
		日東工業	26,100	3,130.00	81,693,000	貸付有価証券 200株（100株）

ＩＤＥＣ	28,600	2,546.00	72,815,600	貸付有価証券 300株（100株）
正興電機製作所	1,400	1,254.00	1,755,600	
不二電機工業	900	1,071.00	963,900	貸付有価証券 400株
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	75,500	2,874.50	217,024,750	貸付有価証券 200株
サクサ	1,000	2,314.00	2,314,000	
メルコホールディングス	6,100	3,695.00	22,539,500	貸付有価証券 200株
テクノメディカ	4,700	1,919.00	9,019,300	貸付有価証券 2,100株
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	7,200	597.00	4,298,400	貸付有価証券 600株（200株）
日本電気	254,100	12,540.00	3,186,414,000	
富士通	1,780,300	2,787.00	4,961,696,100	
沖電気工業	87,500	982.00	85,925,000	貸付有価証券 2,600株（2,300株）
電気興業	7,800	2,035.00	15,873,000	
サンケン電気	18,000	6,453.00	116,154,000	貸付有価証券 8,300株
ナカヨ	700	1,150.00	805,000	
アイホン	10,400	2,887.00	30,024,800	
ルネサスエレクトロニクス	1,473,900	2,156.50	3,178,465,350	貸付有価証券 26,300株（2,000株）
セイコーエプソン	248,200	2,633.50	653,634,700	貸付有価証券 200株（200株）
ワコム	136,000	669.00	90,984,000	貸付有価証券 600株
アルバック	42,400	7,413.00	314,311,200	貸付有価証券 2,300株
アクセル	9,600	1,264.00	12,134,400	貸付有価証券 200株
ＥＩＺＯ	14,200	4,395.00	62,409,000	貸付有価証券 100株
日本信号	44,100	943.00	41,586,300	貸付有価証券 600株（600株）
京三製作所	40,500	496.00	20,088,000	
能美防災	26,100	2,474.00	64,571,400	
ホーチキ	14,400	1,985.00	28,584,000	貸付有価証券 4,200株（300株）
星和電機	1,900	522.00	991,800	
エレコム	46,200	1,436.00	66,343,200	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
パナソニック　ホールディングス	2,285,600	1,229.50	2,810,145,200	貸付有価証券 4,600株

		シャープ	326,100	912.20	297,468,420	貸付有価証券 71,000株（10,500株）
		アンリツ	136,300	1,116.00	152,110,800	貸付有価証券 7,400株（7,400株）
		富士通ゼネラル	54,800	1,944.50	106,558,600	貸付有価証券 100株
		ソニーグループ	1,341,400	13,195.00	17,699,773,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
		ＴＤＫ	306,300	9,142.00	2,800,194,600	貸付有価証券 700株（700株）
		帝国通信工業	8,500	2,422.00	20,587,000	
		タムラ製作所	77,100	607.00	46,799,700	貸付有価証券 8,700株（5,700株）
		アルプスアルパイン	172,800	1,505.50	260,150,400	貸付有価証券 3,200株（2,000株）
		池上通信機	1,400	684.00	957,600	
		日本電波工業	23,200	1,077.00	24,986,400	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
		鈴木	10,300	1,603.00	16,510,900	
		メイコー	19,200	5,780.00	110,976,000	
		日本トリム	4,300	3,555.00	15,286,500	
		フォスター電機	14,300	1,576.00	22,536,800	
		ＳＭＫ	5,200	2,235.00	11,622,000	
		ヨコオ	17,100	1,607.00	27,479,700	
		ティアック	7,000	87.00	609,000	貸付有価証券 300株（300株）
		ホシデン	44,000	2,071.00	91,124,000	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
		ヒロセ電機	28,100	18,420.00	517,602,000	貸付有価証券 200株
		日本航空電子工業	46,300	2,411.00	111,629,300	貸付有価証券 3,000株（2,500株）
		ＴＯＡ	22,000	940.00	20,680,000	貸付有価証券 800株（300株）
		マクセル	42,700	1,821.00	77,756,700	貸付有価証券 200株
		古野電気	25,100	1,657.00	41,590,700	貸付有価証券 9,500株
		スミダコーポレーション	26,100	910.00	23,751,000	貸付有価証券 3,000株（2,700株）
		アイコム	7,400	2,759.00	20,416,600	
		リオン	7,900	2,034.00	16,068,600	
		横河電機	211,700	3,655.00	773,763,500	貸付有価証券 2,800株（2,600株）
		新電元工業	7,400	2,470.00	18,278,000	貸付有価証券 400株（100株）

		アズビル	131,800	4,731.00	623,545,800	貸付有価証券 300株
		東亜ディーケーケー	2,000	851.00	1,702,000	貸付有価証券 500株
		日本光電工業	159,200	1,961.00	312,191,200	貸付有価証券 10,500株（9,900株）
		チノー	8,000	2,171.00	17,368,000	貸付有価証券 700株（700株）
		共和電業	4,400	425.00	1,870,000	
		日本電子材料	11,800	2,348.00	27,706,400	貸付有価証券 100株（100株）
		堀場製作所	36,300	8,706.00	316,027,800	貸付有価証券 9,500株
		アドバンテスト	548,800	5,868.00	3,220,358,400	
		小野測器	1,900	577.00	1,096,300	貸付有価証券 400株（400株）
		エスペック	15,300	2,419.00	37,010,700	
		キーエンス	191,600	63,900.00	12,243,240,000	貸付有価証券 600株（600株）
		日置電機	10,000	8,160.00	81,600,000	貸付有価証券 2,100株（800株）
		シスメックス	495,900	2,704.00	1,340,913,600	貸付有価証券 8,500株（8,500株）
		日本マイクロニクス	31,500	3,760.00	118,440,000	貸付有価証券 5,000株（2,200株）
		メガチップス	14,800	5,050.00	74,740,000	貸付有価証券 100株
		ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	12,000	3,910.00	46,920,000	貸付有価証券 5,500株（2,700株）
		澤藤電機	500	1,079.00	539,500	
		原田工業	1,900	544.00	1,033,600	貸付有価証券 800株
		コーセル	20,500	1,177.00	24,128,500	貸付有価証券 100株
		イリソ電子工業	17,600	2,520.00	44,352,000	貸付有価証券 100株
		オプテックスグループ	35,100	1,714.00	60,161,400	貸付有価証券 4,800株
		千代田インテグレ	6,700	3,525.00	23,617,500	
		レーザーテック	87,800	23,315.00	2,047,057,000	
		スタンレー電気	122,600	2,772.50	339,908,500	貸付有価証券 3,100株（3,100株）
		ウシオ電機	84,700	2,001.00	169,484,700	貸付有価証券 16,000株（1,500株）
		岡谷電機産業	3,300	237.00	782,100	貸付有価証券 800株
		ヘリオス　テクノ　ホールディング	4,200	909.00	3,817,800	貸付有価証券 100株

エノモト	1,200	1,418.00	1,701,600	貸付有価証券 100株
日本セラミック	17,600	2,448.00	43,084,800	貸付有価証券 3,800株（400株）
遠藤照明	1,900	1,231.00	2,338,900	
古河電池	14,100	1,380.00	19,458,000	貸付有価証券 4,500株（900株）
山一電機	17,200	2,480.00	42,656,000	貸付有価証券 500株（500株）
図研	15,900	3,355.00	53,344,500	
日本電子	48,000	5,672.00	272,256,000	貸付有価証券 600株（600株）
カシオ計算機	138,400	1,158.50	160,336,400	貸付有価証券 3,200株
ファナック	926,900	3,897.00	3,612,129,300	貸付有価証券 900株（900株）
日本シイエムケイ	44,900	401.00	18,004,900	
エンプラス	5,600	6,220.00	34,832,000	貸付有価証券 2,200株（1,100株）
大真空	28,500	616.00	17,556,000	貸付有価証券 4,100株（3,800株）
ローム	347,100	1,633.50	566,987,850	貸付有価証券 51,200株（26,100株）
浜松ホトニクス	153,700	3,408.00	523,809,600	貸付有価証券 26,300株（4,300株）
三井ハイテック	84,800	939.10	79,635,680	貸付有価証券 27,200株（6,000株）
新光電気工業	67,800	5,485.00	371,883,000	貸付有価証券 1,200株
京セラ	1,190,200	1,730.50	2,059,641,100	
太陽誘電	93,300	3,200.00	298,560,000	貸付有価証券 5,600株（600株）
村田製作所	1,711,100	2,831.00	4,844,124,100	
双葉電子工業	36,500	499.00	18,213,500	貸付有価証券 100株
北陸電気工業	1,600	1,315.00	2,104,000	
ニチコン	50,300	966.00	48,589,800	貸付有価証券 6,400株（900株）
日本ケミコン	20,400	1,101.00	22,460,400	貸付有価証券 4,100株（100株）
ＫＯＡ	29,000	1,196.00	34,684,000	貸付有価証券 4,100株（1,200株）
市光工業	34,500	432.00	14,904,000	貸付有価証券 4,600株
小糸製作所	198,500	2,043.00	405,535,500	貸付有価証券 5,500株
ミツバ	35,900	960.00	34,464,000	貸付有価証券

				3,700株（200株）
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	65,500	9,700.00	635,350,000	
キヤノン電子	18,100	2,227.00	40,308,700	
キヤノン	955,400	4,841.00	4,625,091,400	貸付有価証券 49,500株
リコー	480,300	1,505.00	722,851,500	貸付有価証券 26,900株（3,700株）
象印マホービン	57,200	1,652.00	94,494,400	貸付有価証券 1,200株
ＭＵＴＯＨホールディングス	600	2,342.00	1,405,200	
東京エレクトロン	405,400	22,000.00	8,918,800,000	
イノテック	12,800	1,472.00	18,841,600	貸付有価証券 400株（300株）
トヨタ紡織	80,700	1,880.50	151,756,350	貸付有価証券 2,400株
芦森工業	900	2,240.00	2,016,000	貸付有価証券 100株
ユニプレス	34,400	1,137.00	39,112,800	
豊田自動織機	163,400	10,965.00	1,791,681,000	貸付有価証券 800株（600株）
モリタホールディングス	33,600	1,948.00	65,452,800	貸付有価証券 400株（400株）
三櫻工業	29,200	755.00	22,046,000	貸付有価証券 2,200株（1,400株）
デンソー	1,580,400	2,072.00	3,274,588,800	
東海理化電機製作所	54,000	1,953.00	105,462,000	
川崎重工業	156,400	4,692.00	733,828,800	
名村造船所	59,600	1,476.00	87,969,600	貸付有価証券 21,000株（2,100株）
日本車輌製造	6,300	2,092.00	13,179,600	
三菱ロジスネクスト	30,600	1,213.00	37,117,800	貸付有価証券 4,500株（3,800株）
近畿車輛	600	1,409.00	845,400	
日産自動車	2,520,400	415.00	1,045,966,000	貸付有価証券 759,700株（140,900株）
いすゞ自動車	537,900	2,131.00	1,146,264,900	貸付有価証券 3,900株
トヨタ自動車	10,182,700	2,582.50	26,296,822,750	
日野自動車	288,100	423.70	122,067,970	貸付有価証券 38,900株（14,600株）
三菱自動車工業	747,300	403.00	301,161,900	貸付有価証券 347,900株
エフテック	2,900	533.00	1,545,700	貸付有価証券

				1,300株（800株）
レシップホールディングス	2,000	587.00	1,174,000	貸付有価証券 400株（300株）
ＧＭＢ	800	1,172.00	937,600	貸付有価証券 300株（300株）
ファルテック	800	464.00	371,200	貸付有価証券 200株（200株）
武蔵精密工業	46,800	1,948.00	91,166,400	
日産車体	19,400	954.00	18,507,600	貸付有価証券 2,800株
新明和工業	55,200	1,286.00	70,987,200	
極東開発工業	31,600	2,596.00	82,033,600	
トピー工業	15,500	1,971.00	30,550,500	貸付有価証券 300株（100株）
ティラド	4,300	3,650.00	15,695,000	
タチエス	35,300	1,926.00	67,987,800	貸付有価証券 500株（500株）
ＮＯＫ	74,400	2,369.50	176,290,800	貸付有価証券 900株（800株）
フタバ産業	51,300	687.00	35,243,100	貸付有価証券 500株
カヤバ	18,100	4,620.00	83,622,000	
大同メタル工業	37,400	495.00	18,513,000	貸付有価証券 900株（900株）
プレス工業	76,500	589.00	45,058,500	貸付有価証券 5,400株（1,000株）
ミクニ	5,400	353.00	1,906,200	貸付有価証券 2,000株（400株）
太平洋工業	43,900	1,386.00	60,845,400	貸付有価証券 3,800株（700株）
アイシン	135,200	4,879.00	659,640,800	貸付有価証券 15,500株（4,800株）
マツダ	633,600	1,130.00	715,968,000	貸付有価証券 6,100株（6,100株）
今仙電機製作所	2,700	567.00	1,530,900	貸付有価証券 900株（300株）
本田技研工業	4,538,600	1,527.50	6,932,711,500	
スズキ	1,407,300	1,572.50	2,212,979,250	貸付有価証券 7,200株（4,200株）
ＳＵＢＡＲＵ	594,000	2,583.00	1,534,302,000	貸付有価証券 11,500株（6,400株）
安永	1,900	601.00	1,141,900	貸付有価証券 800株（800株）
ヤマハ発動機	827,900	1,231.00	1,019,144,900	貸付有価証券 4,900株（1,000株）
ＴＢＫ	4,600	293.00	1,347,800	貸付有価証券 400株（400株）

エクセディ	31,300	3,045.00	95,308,500	貸付有価証券 1,300株
豊田合成	54,800	2,489.50	136,424,600	貸付有価証券 100株
愛三工業	31,800	1,436.00	45,664,800	貸付有価証券 200株（200株）
盟和産業	600	1,115.00	669,000	
日本プラスト	3,600	375.00	1,350,000	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
ヨロズ	17,900	1,082.00	19,367,800	貸付有価証券 700株（200株）
エフ・シー・シー	33,600	2,361.00	79,329,600	
シマノ	83,600	26,185.00	2,189,066,000	貸付有価証券 1,200株
テイ・エス　テック	68,200	1,814.00	123,714,800	
ジャムコ	11,500	1,287.00	14,800,500	貸付有価証券 2,800株（500株）
テルモ	1,067,800	2,646.00	2,825,398,800	貸付有価証券 3,700株（1,700株）
クリエートメディック	1,400	953.00	1,334,200	
日機装	49,600	995.00	49,352,000	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
日本エム・ディ・エム	15,200	730.00	11,096,000	貸付有価証券 300株（300株）
島津製作所	254,500	4,621.00	1,176,044,500	
ＪＭＳ	17,700	500.00	8,850,000	貸付有価証券 100株（100株）
クボテック	1,200	201.00	241,200	貸付有価証券 500株（300株）
長野計器	13,900	2,530.00	35,167,000	貸付有価証券 400株
ブイ・テクノロジー	10,100	2,623.00	26,492,300	貸付有価証券 200株（200株）
東京計器	14,700	2,634.00	38,719,800	貸付有価証券 2,500株（1,200株）
愛知時計電機	8,300	2,014.00	16,716,200	
インターアクション	11,500	1,232.00	14,168,000	貸付有価証券 200株
オーバル	3,800	385.00	1,463,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
東京精密	39,300	6,980.00	274,314,000	貸付有価証券 300株
マニー	76,600	1,865.00	142,859,000	貸付有価証券 21,400株（16,400株）
ニコン	276,900	1,457.50	403,581,750	貸付有価証券 45,100株
トプコン	93,100	1,455.00	135,460,500	貸付有価証券

				800株（400株）
オリンパス	1,096,700	2,529.50	2,774,102,650	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
理研計器	27,100	3,840.00	104,064,000	貸付有価証券 200株
タムロン	26,400	4,465.00	117,876,000	貸付有価証券 400株（400株）
ＨＯＹＡ	377,100	19,150.00	7,221,465,000	貸付有価証券 300株（300株）
シード	2,500	515.00	1,287,500	貸付有価証券 300株
ノーリツ鋼機	18,100	4,175.00	75,567,500	貸付有価証券 7,800株
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	27,900	2,279.00	63,584,100	貸付有価証券 900株
朝日インテック	233,500	2,746.50	641,307,750	貸付有価証券 15,700株
シチズン時計	176,200	918.00	161,751,600	貸付有価証券 29,500株（3,700株）
リズム	1,000	4,030.00	4,030,000	貸付有価証券 400株
大研医器	3,600	529.00	1,904,400	
メニコン	65,900	1,344.00	88,569,600	貸付有価証券 300株（300株）
シンシア	400	416.00	166,400	
松風	8,700	4,795.00	41,716,500	
セイコーグループ	26,700	3,785.00	101,059,500	貸付有価証券 100株
ニプロ	159,700	1,314.00	209,845,800	貸付有価証券 62,000株（53,600株）
ＫＹＯＲＩＴＳＵ	6,300	161.00	1,014,300	貸付有価証券 200株
中本パックス	1,400	1,562.00	2,186,800	貸付有価証券 600株（600株）
パラマウントベッドホールディングス	39,800	2,481.00	98,743,800	
トランザクション	12,600	1,950.00	24,570,000	貸付有価証券 5,800株（100株）
粧美堂	1,200	550.00	660,000	貸付有価証券 300株
ニホンフラッシュ	18,000	904.00	16,272,000	貸付有価証券 400株（400株）
前田工繊	34,100	1,638.00	55,855,800	貸付有価証券 4,000株（4,000株）
永大産業	5,000	220.00	1,100,000	貸付有価証券 400株（200株）
アートネイチャー	17,200	812.00	13,966,400	

		フルヤ金属	18,200	3,985.00	72,527,000	貸付有価証券 1,500株（500株）
		バンダイナムコホールディングス	520,000	3,259.00	1,694,680,000	
		アイフィスジャパン	1,200	566.00	679,200	
		ＳＨＯＥＩ	53,900	2,276.00	122,676,400	貸付有価証券 8,800株（800株）
		フランスベッドホールディングス	24,800	1,204.00	29,859,200	貸付有価証券 3,900株（3,800株）
		パイロットコーポレーション	30,000	4,244.00	127,320,000	貸付有価証券 900株（500株）
		萩原工業	12,800	1,505.00	19,264,000	貸付有価証券 5,900株
		フジシールインターナショナル	38,800	2,230.00	86,524,000	
		タカラトミー	87,200	3,519.00	306,856,800	貸付有価証券 2,000株（2,000株）
		広済堂ホールディングス	61,900	492.00	30,454,800	貸付有価証券 13,600株
		エステールホールディングス	1,000	631.00	631,000	貸付有価証券 400株
		タカノ	1,600	856.00	1,369,600	貸付有価証券 700株
		プロネクサス	19,900	1,230.00	24,477,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ホクシン	3,300	107.00	353,100	貸付有価証券 1,500株
		ウッドワン	1,600	791.00	1,265,600	貸付有価証券 700株（700株）
		ＴＯＰＰＡＮホールディングス	228,300	4,174.00	952,924,200	
		大日本印刷	198,600	5,104.00	1,013,654,400	貸付有価証券 5,000株
		共同印刷	5,400	3,325.00	17,955,000	
		ＮＩＳＳＨＡ	32,800	1,985.00	65,108,000	貸付有価証券 5,600株（900株）
		光村印刷	400	1,518.00	607,200	
		ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	11,300	2,751.00	31,086,300	
		アシックス	707,200	2,653.50	1,876,555,200	貸付有価証券 13,300株（13,200株）
		ツツミ	4,500	2,155.00	9,697,500	
		ローランド	14,100	3,880.00	54,708,000	貸付有価証券 800株（800株）
		小松ウオール工業	7,800	3,010.00	23,478,000	
		ヤマハ	116,700	3,520.00	410,784,000	貸付有価証券 1,100株（400株）

河合楽器製作所	5,800	2,717.00	15,758,600	
クリナップ	18,800	721.00	13,554,800	貸付有価証券 200株（200株）
ピジョン	122,000	1,580.50	192,821,000	貸付有価証券 600株
キングジム	16,900	856.00	14,466,400	貸付有価証券 7,800株（200株）
リンテック	38,500	3,215.00	123,777,500	
イトーキ	38,200	1,426.00	54,473,200	貸付有価証券 4,400株（1,300株）
任天堂	1,209,300	7,763.00	9,387,795,900	
三菱鉛筆	26,500	2,401.00	63,626,500	貸付有価証券 1,900株（600株）
タカラスタンダード	39,200	1,558.00	61,073,600	
コクヨ	95,800	2,488.00	238,350,400	貸付有価証券 44,500株
ナカバヤシ	20,600	525.00	10,815,000	貸付有価証券 200株（200株）
グローブライド	17,200	1,851.00	31,837,200	
オカムラ	57,700	2,020.00	116,554,000	貸付有価証券 1,600株
美津濃	19,000	9,170.00	174,230,000	
東京電力ホールディングス	1,726,700	678.90	1,172,256,630	貸付有価証券 6,800株
中部電力	705,900	1,804.50	1,273,796,550	貸付有価証券 200株
関西電力	739,700	2,496.50	1,846,661,050	
中国電力	332,800	1,011.00	336,460,800	貸付有価証券 5,000株
北陸電力	195,900	980.50	192,079,950	貸付有価証券 36,900株（300株）
東北電力	504,300	1,360.50	686,100,150	
四国電力	178,400	1,313.50	234,328,400	貸付有価証券 500株（500株）
九州電力	441,600	1,555.00	686,688,000	
北海道電力	185,100	1,043.50	193,151,850	貸付有価証券 54,400株（6,600株）
沖縄電力	48,900	1,080.00	52,812,000	貸付有価証券 4,600株（700株）
電源開発	157,300	2,436.00	383,182,800	貸付有価証券 13,000株（13,000株）
エフオン	13,900	379.00	5,268,100	
イーレックス	34,100	732.00	24,961,200	貸付有価証券 15,700株（4,900株）
レノバ	51,100	1,003.00	51,253,300	貸付有価証券 20,400株（1,100株）

		東京瓦斯	372,900	3,571.00	1,331,625,900	貸付有価証券 14,400株（14,400株）
		大阪瓦斯	381,700	3,526.00	1,345,874,200	貸付有価証券 500株
		東邦瓦斯	82,900	4,262.00	353,319,800	貸付有価証券 9,800株（6,100株）
		北海道瓦斯	11,400	3,140.00	35,796,000	貸付有価証券 100株
		広島ガス	40,500	387.00	15,673,500	貸付有価証券 900株（900株）
		西部ガスホールディングス	20,000	1,880.00	37,600,000	貸付有価証券 400株（400株）
		静岡ガス	43,700	1,117.00	48,812,900	
		メタウォーター	22,900	1,692.00	38,746,800	
		ＳＢＳホールディングス	17,100	2,456.00	41,997,600	貸付有価証券 600株（600株）
		東武鉄道	210,400	2,582.00	543,252,800	
		相鉄ホールディングス	68,500	2,428.50	166,352,250	貸付有価証券 1,100株（900株）
		東急	537,100	1,858.50	998,200,350	貸付有価証券 5,400株（5,400株）
		京浜急行電鉄	237,000	1,171.00	277,527,000	貸付有価証券 17,900株（12,400株）
		小田急電鉄	316,800	1,711.50	542,203,200	貸付有価証券 14,300株（900株）
		京王電鉄	92,100	3,572.00	328,981,200	
		京成電鉄	123,500	4,417.00	545,499,500	貸付有価証券 12,600株（2,100株）
		富士急行	23,600	2,547.00	60,109,200	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
		東日本旅客鉄道	1,055,700	2,851.50	3,010,328,550	貸付有価証券 9,200株
		西日本旅客鉄道	454,400	2,726.00	1,238,694,400	
		東海旅客鉄道	737,800	3,337.00	2,462,038,600	貸付有価証券 8,600株
		西武ホールディングス	231,700	3,305.00	765,768,500	貸付有価証券 1,100株
		鴻池運輸	32,600	2,437.00	79,446,200	
		西日本鉄道	51,200	2,336.50	119,628,800	貸付有価証券 3,700株（3,600株）
		ハマキョウレックス	16,300	4,875.00	79,462,500	貸付有価証券 500株（500株）
		サカイ引越センター	21,200	2,517.00	53,360,400	貸付有価証券 800株
		近鉄グループホールディングス	191,200	3,459.00	661,360,800	貸付有価証券 1,900株

		阪急阪神ホールディングス	255,000	4,529.00	1,154,895,000	貸付有価証券 1,200株（1,000株）
		南海電気鉄道	85,300	2,336.00	199,260,800	貸付有価証券 900株（800株）
		京阪ホールディングス	105,400	2,900.50	305,712,700	貸付有価証券 3,500株（1,400株）
		神戸電鉄	5,200	2,598.00	13,509,600	貸付有価証券 2,300株
		名古屋鉄道	197,300	1,717.00	338,764,100	貸付有価証券 20,600株（3,900株）
		山陽電気鉄道	14,400	2,019.00	29,073,600	貸付有価証券 6,600株
		アルプス物流	15,300	5,760.00	88,128,000	
		ヤマトホールディングス	232,400	1,646.00	382,530,400	
		山九	46,200	4,726.00	218,341,200	貸付有価証券 200株（200株）
		丸運	2,500	566.00	1,415,000	貸付有価証券 1,100株
		丸全昭和運輸	11,800	4,845.00	57,171,000	
		センコーグループホールディングス	101,300	1,204.00	121,965,200	貸付有価証券 4,600株
		トナミホールディングス	4,200	6,250.00	26,250,000	
		ニッコンホールディングス	58,900	3,747.00	220,698,300	貸付有価証券 1,600株（1,300株）
		日本石油輸送	400	2,868.00	1,147,200	
		福山通運	17,500	3,840.00	67,200,000	貸付有価証券 900株
		セイノーホールディングス	107,500	2,433.50	261,601,250	貸付有価証券 50,000株（20,200株）
		神奈川中央交通	5,400	3,365.00	18,171,000	貸付有価証券 2,500株
		ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	48,900	1,127.00	55,110,300	貸付有価証券 15,800株（4,600株）
		Ｃ＆Ｆロジホールディングス	5,500	5,720.00	31,460,000	
		九州旅客鉄道	135,200	4,082.00	551,886,400	
		ＳＧホールディングス	321,100	1,602.50	514,562,750	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
		ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	71,400	7,280.00	519,792,000	貸付有価証券 3,500株
		日本郵船	495,300	4,797.00	2,375,954,100	貸付有価証券 18,500株（18,500株）
		商船三井	415,400	4,889.00	2,030,890,600	貸付有価証券 22,100株（22,100株）
		川崎汽船	460,800	2,010.50	926,438,400	貸付有価証券 148,100株（65,800

				株）
ＮＳユナイテッド海運	10,300	4,495.00	46,298,500	貸付有価証券 1,600株（300株）
明海グループ	4,600	712.00	3,275,200	貸付有価証券 2,100株（1,500株）
飯野海運	70,200	1,217.00	85,433,400	貸付有価証券 14,800株（9,100株）
共栄タンカー	800	998.00	798,400	貸付有価証券 300株（300株）
乾汽船	22,400	1,113.00	24,931,200	貸付有価証券 2,400株（2,000株）
日本航空	469,700	2,386.50	1,120,939,050	貸付有価証券 10,500株
ＡＮＡホールディングス	520,400	2,953.00	1,536,741,200	貸付有価証券 46,900株
パスコ	800	2,057.00	1,645,600	
トランコム	5,500	7,060.00	38,830,000	
日新	14,500	4,385.00	63,582,500	貸付有価証券 900株（900株）
三菱倉庫	45,600	5,194.00	236,846,400	貸付有価証券 100株（100株）
三井倉庫ホールディングス	17,900	5,700.00	102,030,000	
住友倉庫	51,100	2,737.00	139,860,700	貸付有価証券 2,600株（2,300株）
澁澤倉庫	8,700	2,966.00	25,804,200	
東陽倉庫	1,100	1,348.00	1,482,800	
日本トランスシティ	38,500	879.00	33,841,500	貸付有価証券 600株（600株）
ケイヒン	700	2,041.00	1,428,700	
中央倉庫	10,200	1,409.00	14,371,800	貸付有価証券 4,700株（100株）
川西倉庫	800	1,151.00	920,800	貸付有価証券 300株（200株）
安田倉庫	13,000	1,701.00	22,113,000	
ファイズホールディングス	600	861.00	516,600	
東洋埠頭	1,200	1,283.00	1,539,600	貸付有価証券 100株（100株）
上組	88,300	3,342.00	295,098,600	貸付有価証券 700株（700株）
サンリツ	1,000	795.00	795,000	
キムラユニティー	2,000	1,497.00	2,994,000	貸付有価証券 200株
キユーソー流通システム	12,700	1,985.00	25,209,500	貸付有価証券 1,500株
東海運	2,500	324.00	810,000	

エーアイテイー	12,000	1,672.00	20,064,000	貸付有価証券 300株（300株）
内外トランスライン	7,700	2,685.00	20,674,500	
日本コンセプト	7,000	1,688.00	11,816,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＮＥＣネッツエスアイ	74,900	2,631.00	197,061,900	
クロスキャット	12,200	1,156.00	14,103,200	貸付有価証券 3,900株
システナ	290,700	393.00	114,245,100	貸付有価証券 6,100株（6,100株）
デジタルアーツ	12,100	4,370.00	52,877,000	貸付有価証券 1,500株（1,000株）
日鉄ソリューションズ	65,500	3,660.00	239,730,000	貸付有価証券 30,300株（30,300株）
キューブシステム	10,200	1,057.00	10,781,400	貸付有価証券 4,700株
コア	8,500	1,758.00	14,943,000	
手間いらず	3,200	3,370.00	10,784,000	貸付有価証券 100株（100株）
ラクーンホールディングス	14,300	687.00	9,824,100	貸付有価証券 6,600株（3,800株）
ソリトンシステムズ	9,900	1,066.00	10,553,400	
ソフトクリエイトホールディングス	15,800	1,700.00	26,860,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＩＳ	203,100	3,545.00	719,989,500	貸付有価証券 100株
テクミラホールディングス	2,000	332.00	664,000	貸付有価証券 800株（300株）
グリー	64,400	453.00	29,173,200	貸付有価証券 3,300株（2,400株）
ＧＭＯペパボ	2,400	1,358.00	3,259,200	
コーエーテクモホールディングス	120,400	1,600.00	192,640,000	貸付有価証券 43,900株
三菱総合研究所	9,400	4,095.00	38,493,000	貸付有価証券 100株（100株）
ボルテージ	1,200	232.00	278,400	貸付有価証券 100株
電算	500	1,409.00	704,500	
ＡＧＳ	1,800	875.00	1,575,000	貸付有価証券 800株
ファインデックス	15,200	883.00	13,421,600	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
ブレインパッド	16,000	861.00	13,776,000	貸付有価証券 4,100株（300株）
ＫＬａｂ	46,700	197.00	9,199,900	貸付有価証券 11,600株（500株）
ポールトゥウィンホール	32,800	413.00	13,546,400	貸付有価証券

ディングス				2,300株（2,100株）
ネクソン	421,800	2,730.00	1,151,514,000	貸付有価証券 700株
アイスタイル	64,200	507.00	32,549,400	貸付有価証券 1,500株（1,300株）
エムアップホールディングス	23,500	1,281.00	30,103,500	貸付有価証券 200株
エイチーム	12,800	708.00	9,062,400	貸付有価証券 1,300株（800株）
エニグモ	24,400	334.00	8,149,600	貸付有価証券 1,600株（200株）
テクノスジャパン	3,800	669.00	2,542,200	
ｅｎｉｓｈ	5,800	184.00	1,067,200	貸付有価証券 2,600株
コロプラ	65,300	569.00	37,155,700	貸付有価証券 6,900株（3,600株）
オルトプラス	4,200	101.00	424,200	貸付有価証券 1,900株
ブロードリーフ	77,100	697.00	53,738,700	貸付有価証券 3,900株（3,100株）
クロス・マーケティンググループ	2,000	682.00	1,364,000	貸付有価証券 900株（900株）
デジタルハーツホールディングス	12,000	827.00	9,924,000	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
メディアドゥ	8,700	1,418.00	12,336,600	貸付有価証券 200株（200株）
じげん	56,000	553.00	30,968,000	貸付有価証券 10,100株（8,700株）
ブイキューブ	26,400	213.00	5,623,200	貸付有価証券 4,700株（100株）
エンカレッジ・テクノロジ	1,000	598.00	598,000	
サイバーリンクス	1,600	741.00	1,185,600	
ディー・エル・イー	3,000	116.00	348,000	貸付有価証券 1,400株
フィックスターズ	19,300	1,476.00	28,486,800	貸付有価証券 4,400株（2,800株）
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	10,900	1,324.00	14,431,600	貸付有価証券 4,000株
オプティム	19,800	605.00	11,979,000	貸付有価証券 9,200株（4,400株）
セレス	8,700	1,278.00	11,118,600	貸付有価証券 2,900株
ＳＨＩＦＴ	12,800	12,200.00	156,160,000	貸付有価証券 5,900株
ティーガイア	20,100	3,740.00	75,174,000	貸付有価証券 100株
セック	2,900	4,145.00	12,020,500	

		テクマトリックス	35,100	2,336.00	81,993,600	
		プロシップ	9,200	1,392.00	12,806,400	
		ガンホー・オンライン・エンターテイメント	47,700	3,058.00	145,866,600	貸付有価証券 21,800株
		ＧＭＯペイメントゲートウェイ	43,900	8,876.00	389,656,400	貸付有価証券 2,800株（1,600株）
		ザッパラス	1,000	355.00	355,000	貸付有価証券 300株（200株）
		システムリサーチ	13,200	1,428.00	18,849,600	貸付有価証券 6,100株（100株）
		インターネットイニシアティブ	91,900	2,901.00	266,601,900	
		さくらインターネット	24,000	3,605.00	86,520,000	貸付有価証券 11,100株
		ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,776.00	16,378,400	
		ＳＲＡホールディングス	9,800	4,350.00	42,630,000	
		システムインテグレータ	1,300	325.00	422,500	貸付有価証券 400株（200株）
		朝日ネット	20,600	661.00	13,616,600	貸付有価証券 400株（400株）
		ｅＢＡＳＥ	27,000	607.00	16,389,000	貸付有価証券 1,700株（1,300株）
		アバントグループ	24,300	1,967.00	47,798,100	
		アドソル日進	8,100	1,735.00	14,053,500	
		ＯＤＫソリューションズ	800	581.00	464,800	貸付有価証券 300株
		フリービット	8,400	1,188.00	9,979,200	
		コムチュア	27,700	1,566.00	43,378,200	
		アステリア	15,000	538.00	8,070,000	貸付有価証券 6,700株（3,500株）
		アイル	10,800	2,848.00	30,758,400	貸付有価証券 2,400株（900株）
		マークラインズ	11,400	3,035.00	34,599,000	貸付有価証券 300株（300株）
		メディカル・データ・ビジョン	22,900	525.00	12,022,500	貸付有価証券 2,500株（800株）
		ｇｕｍｉ	31,200	308.00	9,609,600	貸付有価証券 14,500株（1,800株）
		ショーケース	1,000	251.00	251,000	貸付有価証券 400株（300株）
		モバイルファクトリー	900	775.00	697,500	貸付有価証券 300株（300株）
		テラスカイ	8,300	2,222.00	18,442,600	貸付有価証券 3,800株（2,400株）
		デジタル・インフォメーション・テクノロジ	10,000	1,889.00	18,890,000	貸付有価証券 200株（200株）

ＰＣＩホールディングス	1,700	1,105.00	1,878,500	貸付有価証券 700株（700株）
アイビーシー	700	516.00	361,200	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,000	1,788.00	10,728,000	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	1,711.00	6,672,900	
ラクス	90,900	2,275.00	206,797,500	貸付有価証券 7,600株（1,900株）
ランドコンピュータ	2,100	732.00	1,537,200	
ダブルスタンダード	5,800	1,506.00	8,734,800	貸付有価証券 200株（200株）
オープンドア	11,200	703.00	7,873,600	貸付有価証券 5,200株（900株）
マイネット	1,400	337.00	471,800	
アカツキ	9,400	2,019.00	18,978,600	
ベネフィットジャパン	300	1,128.00	338,400	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,100	1,353.00	8,253,300	貸付有価証券 1,200株
カナミックネットワーク	24,100	531.00	12,797,100	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
ノムラシステムコーポレーション	4,700	115.00	540,500	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
チェンジホールディングス	42,300	1,287.00	54,440,100	貸付有価証券 19,500株（4,800株）
シンクロ・フード	2,700	498.00	1,344,600	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
オークネット	8,900	2,287.00	20,354,300	
キャピタル・アセット・プランニング	800	815.00	652,000	
セグエグループ	3,900	634.00	2,472,600	貸付有価証券 1,800株（300株）
エイトレッド	600	1,572.00	943,200	貸付有価証券 200株（200株）
マクロミル	37,700	780.00	29,406,000	貸付有価証券 5,800株
ビーグリー	800	1,322.00	1,057,600	
オロ	8,100	2,359.00	19,107,900	
ユーザーローカル	8,100	1,902.00	15,406,200	貸付有価証券 1,200株
テモナ	1,000	204.00	204,000	
ニーズウェル	4,700	314.00	1,475,800	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
マネーフォワード	47,000	5,574.00	261,978,000	貸付有価証券 2,900株
サインポスト	1,600	498.00	796,800	貸付有価証券 700株（700株）

		Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	13,600	567.00	7,711,200	貸付有価証券 6,300株（500株）
		プラスアルファ・コンサルティング	24,200	1,967.00	47,601,400	貸付有価証券 1,000株
		電算システムホールディングス	8,500	2,692.00	22,882,000	貸付有価証券 400株
		Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	58,500	1,615.00	94,477,500	貸付有価証券 27,200株（8,800株）
		ビジョナル	22,700	9,090.00	206,343,000	貸付有価証券 900株（100株）
		ソルクシーズ	3,500	294.00	1,029,000	貸付有価証券 1,400株
		フェイス	1,200	398.00	477,600	貸付有価証券 300株
		プロトコーポレーション	21,000	1,390.00	29,190,000	
		ハイマックス	6,000	1,306.00	7,836,000	
		野村総合研究所	416,000	5,150.00	2,142,400,000	
		ＣＥホールディングス	2,000	472.00	944,000	貸付有価証券 100株
		日本システム技術	17,800	1,898.00	33,784,400	貸付有価証券 800株（800株）
		インテージホールディングス	21,700	1,524.00	33,070,800	貸付有価証券 400株
		東邦システムサイエンス	8,900	1,450.00	12,905,000	貸付有価証券 4,100株
		ソースネクスト	87,900	199.00	17,492,100	貸付有価証券 40,900株（700株）
		シンプレクス・ホールディングス	29,200	2,430.00	70,956,000	貸付有価証券 1,500株
		ＨＥＲＯＺ	7,500	1,019.00	7,642,500	貸付有価証券 3,000株（1,100株）
		ラクスル	46,500	1,177.00	54,730,500	貸付有価証券 15,700株（4,100株）
		メルカリ	93,800	2,374.00	222,681,200	貸付有価証券 22,400株（2,800株）
		ＩＰＳ	5,500	2,248.00	12,364,000	
		ＦＩＧ	5,000	365.00	1,825,000	貸付有価証券 2,300株（100株）
		システムサポート	7,400	1,979.00	14,644,600	
		イーソル	12,900	727.00	9,378,300	
		東海ソフト	700	1,227.00	858,900	貸付有価証券 300株（300株）
		ウイングアーク１ｓｔ	20,000	2,861.00	57,220,000	貸付有価証券 300株（300株）
		ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	6,400	874.00	5,593,600	貸付有価証券 2,900株（100株）
		サーバーワークス	3,900	2,769.00	10,799,100	

東名	900	1,408.00	1,267,200	
ヴィッツ	400	804.00	321,600	
トビラシステムズ	1,200	728.00	873,600	貸付有価証券 200株（200株）
Ｓａｎｓａｎ	63,200	2,297.00	145,170,400	貸付有価証券 15,100株（9,900株）
Ｌｉｎｋ－Ｕグループ	800	483.00	386,400	貸付有価証券 100株
ギフティ	16,900	1,132.00	19,130,800	貸付有価証券 7,800株（6,400株）
メドレー	21,100	3,515.00	74,166,500	貸付有価証券 8,200株
ベース	9,400	3,130.00	29,422,000	貸付有価証券 500株
ＪＭＤＣ	32,800	4,586.00	150,420,800	貸付有価証券 15,200株（5,100株）
フォーカスシステムズ	12,800	1,136.00	14,540,800	
クレスコ	31,500	1,224.00	38,556,000	
フジ・メディア・ホールディングス	184,500	1,684.00	310,698,000	
オービック	64,200	25,065.00	1,609,173,000	
ジャストシステム	27,600	3,395.00	93,702,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＤＣソフト	36,000	1,182.00	42,552,000	貸付有価証券 400株（400株）
ＬＩＮＥヤフー	2,735,400	395.30	1,081,303,620	貸付有価証券 115,200株
トレンドマイクロ	100,900	8,680.00	875,812,000	貸付有価証券 2,500株（1,000株）
ＩＤホールディングス	12,900	1,383.00	17,840,700	
日本オラクル	36,800	13,200.00	485,760,000	貸付有価証券 900株（900株）
アルファシステムズ	5,000	2,838.00	14,190,000	
フューチャー	47,800	1,775.00	84,845,000	貸付有価証券 1,900株（700株）
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	11,800	1,745.00	20,591,000	貸付有価証券 1,000株
トーセ	1,200	635.00	762,000	
オービックビジネスコンサルタント	27,000	7,140.00	192,780,000	貸付有価証券 200株
アイティフォー	24,600	1,317.00	32,398,200	
東計電算	5,400	4,375.00	23,625,000	
エックスネット	600	1,474.00	884,400	貸付有価証券 200株（200株）
大塚商会	217,800	3,479.00	757,726,200	貸付有価証券 7,700株（300株）

		サイボウズ	26,500	1,616.00	42,824,000	貸付有価証券 1,500株（700株）
		電通総研	18,700	5,790.00	108,273,000	
		ＡＣＣＥＳＳ	20,000	1,433.00	28,660,000	貸付有価証券 9,300株
		デジタルガレージ	30,700	2,809.00	86,236,300	貸付有価証券 600株
		ＥＭシステムズ	32,000	536.00	17,152,000	
		ウェザーニューズ	5,900	5,600.00	33,040,000	貸付有価証券 1,900株（100株）
		ＣＩＪ	47,800	426.00	20,362,800	貸付有価証券 1,000株（700株）
		ビジネスエンジニアリング	4,500	4,225.00	19,012,500	貸付有価証券 2,100株
		日本エンタープライズ	4,400	117.00	514,800	貸付有価証券 1,800株（100株）
		ＷＯＷＯＷ	14,500	1,072.00	15,544,000	貸付有価証券 1,100株
		スカラ	17,800	479.00	8,526,200	貸付有価証券 5,900株（600株）
		インテリジェント　ウェイブ	2,300	901.00	2,072,300	
		ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,100	2,323.00	60,630,300	貸付有価証券 12,000株（10,600株）
		ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	19,200	483.00	9,273,600	貸付有価証券 3,500株（500株）
		ネットワンシステムズ	74,800	3,537.00	264,567,600	
		システムソフト	66,800	62.00	4,141,600	貸付有価証券 26,300株（1,200株）
		アルゴグラフィックス	17,600	5,010.00	88,176,000	貸付有価証券 200株（200株）
		マーベラス	31,200	598.00	18,657,600	貸付有価証券 500株
		エイベックス	32,700	1,416.00	46,303,200	
		ＢＩＰＲＯＧＹ	62,800	4,756.00	298,676,800	貸付有価証券 2,700株（2,500株）
		都築電気	10,100	2,275.00	22,977,500	貸付有価証券 4,700株（200株）
		ＴＢＳホールディングス	96,600	3,907.00	377,416,200	貸付有価証券 10,300株
		日本テレビホールディングス	170,100	2,333.50	396,928,350	貸付有価証券 32,200株（2,100株）
		朝日放送グループホールディングス	18,000	638.00	11,484,000	貸付有価証券 8,300株
		テレビ朝日ホールディングス	46,600	1,965.00	91,569,000	
		スカパーＪＳＡＴホールディングス	149,200	848.00	126,521,600	貸付有価証券 300株

		テレビ東京ホールディングス	13,800	3,680.00	50,784,000	貸付有価証券 6,400株（5,500株）
		日本ＢＳ放送	1,500	879.00	1,318,500	貸付有価証券 700株（700株）
		ビジョン	28,700	1,323.00	37,970,100	貸付有価証券 4,000株
		スマートバリュー	1,200	296.00	355,200	貸付有価証券 500株（200株）
		Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	21,500	5,520.00	118,680,000	貸付有価証券 10,000株
		ワイヤレスゲート	2,000	262.00	524,000	貸付有価証券 900株
		日本通信	189,100	170.00	32,147,000	貸付有価証券 47,700株（40,100株）
		クロップス	500	984.00	492,000	
		日本電信電話	57,145,200	155.50	8,886,078,600	貸付有価証券 439,500株（439,500株）
		ＫＤＤＩ	1,413,000	4,851.00	6,854,463,000	貸付有価証券 24,700株
		ソフトバンク	3,070,700	1,996.00	6,129,117,200	貸付有価証券 138,700株
		光通信	19,000	31,540.00	599,260,000	貸付有価証券 300株
		エムティーアイ	13,200	1,100.00	14,520,000	貸付有価証券 400株（200株）
		ＧＭＯインターネットグループ	62,600	2,497.00	156,312,200	貸付有価証券 200株
		ファイバーゲート	10,300	1,094.00	11,268,200	貸付有価証券 4,700株（4,600株）
		アイドママーケティングコミュニケーション	1,200	221.00	265,200	
		ＫＡＤＯＫＡＷＡ	101,600	3,020.00	306,832,000	貸付有価証券 200株
		学研ホールディングス	35,200	989.00	34,812,800	
		ゼンリン	32,800	860.00	28,208,000	貸付有価証券 100株
		昭文社ホールディングス	1,800	374.00	673,200	貸付有価証券 700株
		インプレスホールディングス	4,300	148.00	636,400	
		アイネット	11,600	1,542.00	17,887,200	貸付有価証券 4,200株（1,700株）
		松竹	10,000	9,654.00	96,540,000	貸付有価証券 4,500株
		東宝	106,900	5,849.00	625,258,100	貸付有価証券 12,600株
		東映	31,700	4,400.00	139,480,000	

ＮＴＴデータグループ	502,300	2,325.00	1,167,847,500	
ピー・シー・エー	11,000	2,024.00	22,264,000	貸付有価証券 200株（200株）
ビジネスブレイン太田昭和	7,500	1,823.00	13,672,500	貸付有価証券 100株（100株）
ＤＴＳ	38,000	4,095.00	155,610,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	87,800	5,532.00	485,709,600	
シーイーシー	24,200	1,859.00	44,987,800	
カプコン	343,600	3,243.00	1,114,294,800	貸付有価証券 2,200株
アイ・エス・ビー	9,000	1,438.00	12,942,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＳＣＳＫ	134,400	2,947.50	396,144,000	
ＮＳＷ	8,500	2,933.00	24,930,500	
アイネス	15,000	1,545.00	23,175,000	
ＴＫＣ	34,300	3,765.00	129,139,500	貸付有価証券 200株（200株）
富士ソフト	53,100	9,430.00	500,733,000	貸付有価証券 21,900株（14,700株）
ＮＳＤ	67,800	3,150.00	213,570,000	貸付有価証券 200株（200株）
コナミグループ	72,000	13,125.00	945,000,000	貸付有価証券 100株（100株）
福井コンピュータホールディングス	11,900	2,572.00	30,606,800	
ＪＢＣＣホールディングス	12,700	4,510.00	57,277,000	
ミロク情報サービス	17,500	1,862.00	32,585,000	貸付有価証券 7,500株
ソフトバンクグループ	947,700	7,708.00	7,304,871,600	貸付有価証券 3,100株（3,100株）
リョーサン菱洋ホールディングス	38,100	2,675.00	101,917,500	貸付有価証券 2,000株
高千穂交易	8,000	3,885.00	31,080,000	貸付有価証券 3,700株（400株）
オルバヘルスケアホールディングス	700	1,882.00	1,317,400	
伊藤忠食品	4,600	7,240.00	33,304,000	
エレマテック	18,200	1,723.00	31,358,600	
あらた	31,000	3,620.00	112,220,000	
トーメンデバイス	2,900	5,590.00	16,211,000	貸付有価証券 1,300株
東京エレクトロン　デバイス	20,200	3,540.00	71,508,000	貸付有価証券 5,600株（900株）
円谷フィールズホールデ	32,800	1,978.00	64,878,400	貸付有価証券

ィングス				15,200株（11,600株）
双日	225,600	3,281.00	740,193,600	貸付有価証券 300株（300株）
アルフレッサ　ホールディングス	203,400	2,421.00	492,431,400	貸付有価証券 700株
横浜冷凍	50,900	983.00	50,034,700	貸付有価証券 3,600株（3,500株）
神栄	700	1,652.00	1,156,400	貸付有価証券 100株
ラサ商事	10,300	1,467.00	15,110,100	
アルコニックス	26,700	1,369.00	36,552,300	
神戸物産	156,800	4,327.00	678,473,600	貸付有価証券 17,800株（1,200株）
ハイパー	1,000	324.00	324,000	
あい　ホールディングス	33,600	2,405.00	80,808,000	貸付有価証券 1,100株
ディーブイエックス	1,200	949.00	1,138,800	
ダイワボウホールディングス	89,700	2,715.50	243,580,350	貸付有価証券 600株（600株）
マクニカホールディングス	48,000	5,509.00	264,432,000	貸付有価証券 3,800株
ラクト・ジャパン	8,600	3,020.00	25,972,000	
グリムス	8,500	2,499.00	21,241,500	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	30,700	1,238.00	38,006,600	貸付有価証券 300株（100株）
八洲電機	16,400	1,572.00	25,780,800	貸付有価証券 7,600株
メディアスホールディングス	11,800	759.00	8,956,200	貸付有価証券 5,400株
レスター	17,200	2,688.00	46,233,600	貸付有価証券 300株（300株）
ジオリーブグループ	1,000	1,135.00	1,135,000	
大光	2,300	613.00	1,409,900	貸付有価証券 1,100株
ＯＣＨＩホールディングス	1,000	1,380.00	1,380,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	110,100	994.00	109,439,400	貸付有価証券 900株（900株）
黒谷	1,200	602.00	722,400	貸付有価証券 500株
Ｃｏｍｉｎｉｘ	900	874.00	786,600	
三洋貿易	20,800	1,471.00	30,596,800	
ビューティガレージ	6,400	1,481.00	9,478,400	貸付有価証券 2,600株（1,700株）
ウイン・パートナーズ	13,100	1,149.00	15,051,900	貸付有価証券 4,800株（100株）

ミタチ産業	1,300	1,085.00	1,410,500	貸付有価証券 500株（500株）
シップヘルスケアホールディングス	72,800	2,150.00	156,520,000	
明治電機工業	7,500	1,451.00	10,882,500	
デリカフーズホールディングス	1,900	574.00	1,090,600	貸付有価証券 800株
スターティアホールディングス	1,200	2,022.00	2,426,400	貸付有価証券 400株（400株）
コメダホールディングス	49,700	2,699.00	134,140,300	貸付有価証券 8,600株（2,500株）
ピーバンドットコム	600	367.00	220,200	
アセンテック	7,800	547.00	4,266,600	貸付有価証券 2,900株（1,200株）
富士興産	1,300	1,511.00	1,964,300	貸付有価証券 300株（100株）
協栄産業	500	2,269.00	1,134,500	貸付有価証券 200株
フルサト・マルカホールディングス	16,200	2,274.00	36,838,800	
ヤマエグループホールディングス	17,800	1,988.00	35,386,400	貸付有価証券 2,600株（2,400株）
小野建	20,400	1,488.00	30,355,200	貸付有価証券 200株（200株）
南陽	1,800	1,071.00	1,927,800	
佐鳥電機	14,100	1,932.00	27,241,200	
エコートレーディング	900	893.00	803,700	貸付有価証券 300株（300株）
伯東	11,600	4,725.00	54,810,000	貸付有価証券 5,300株（400株）
コンドーテック	15,600	1,220.00	19,032,000	
中山福	2,400	375.00	900,000	
ナガイレーベン	25,600	2,476.00	63,385,600	貸付有価証券 3,000株（200株）
三菱食品	18,700	5,110.00	95,557,000	
松田産業	15,400	3,115.00	47,971,000	
第一興商	78,400	1,682.00	131,868,800	
メディパルホールディングス	206,100	2,643.50	544,825,350	
ＳＰＫ	9,000	2,060.00	18,540,000	貸付有価証券 100株（100株）
萩原電気ホールディングス	8,700	3,495.00	30,406,500	貸付有価証券 100株（100株）
アズワン	62,800	2,821.00	177,158,800	貸付有価証券 3,300株（1,200株）
スズデン	7,100	1,894.00	13,447,400	貸付有価証券 800株

尾家産業	1,100	1,958.00	2,153,800	貸付有価証券 200株
シモジマ	13,600	1,297.00	17,639,200	貸付有価証券 100株（100株）
ドウシシャ	18,700	2,174.00	40,653,800	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
小津産業	1,000	1,646.00	1,646,000	貸付有価証券 400株（300株）
高速	12,000	2,358.00	28,296,000	
たけびし	7,700	2,338.00	18,002,600	貸付有価証券 3,600株
リックス	5,100	2,824.00	14,402,400	
丸文	18,100	1,043.00	18,878,300	貸付有価証券 300株（200株）
ハピネット	17,200	4,010.00	68,972,000	貸付有価証券 300株
橋本総業ホールディングス	8,000	1,187.00	9,496,000	貸付有価証券 3,700株（200株）
日本ライフライン	54,300	1,175.00	63,802,500	貸付有価証券 5,400株
タカショー	17,600	467.00	8,219,200	貸付有価証券 8,200株（1,200株）
ＩＤＯＭ	53,600	1,086.00	58,209,600	
進和	12,400	2,536.00	31,446,400	
エスケイジャパン	1,100	720.00	792,000	貸付有価証券 100株（100株）
ダイトロン	8,800	2,625.00	23,100,000	
シークス	28,900	1,066.00	30,807,400	貸付有価証券 7,300株
田中商事	1,300	676.00	878,800	
オーハシテクニカ	10,600	1,783.00	18,899,800	貸付有価証券 100株（100株）
白銅	5,700	2,478.00	14,124,600	貸付有価証券 2,700株
ダイコー通産	500	1,174.00	587,000	
伊藤忠商事	1,362,300	7,530.00	10,258,119,000	貸付有価証券 1,700株（300株）
丸紅	1,681,100	2,327.50	3,912,760,250	
高島	3,000	1,308.00	3,924,000	貸付有価証券 200株（200株）
長瀬産業	90,500	3,100.00	280,550,000	貸付有価証券 400株
蝶理	12,700	3,520.00	44,704,000	貸付有価証券 200株（200株）
豊田通商	532,600	2,624.00	1,397,542,400	
三共生興	28,100	579.00	16,269,900	貸付有価証券 100株（100株）

兼松	84,700	2,434.00	206,159,800	
ツカモトコーポレーション	600	1,190.00	714,000	
三井物産	3,036,000	2,878.50	8,739,126,000	
日本紙パルプ商事	9,700	6,360.00	61,692,000	
カメイ	21,500	2,017.00	43,365,500	
東都水産	200	6,610.00	1,322,000	
ＯＵＧホールディングス	700	2,594.00	1,815,800	貸付有価証券 200株
スターゼン	14,000	2,827.00	39,578,000	貸付有価証券 100株（100株）
山善	61,400	1,377.00	84,547,800	貸付有価証券 28,600株（28,500株）
椿本興業	12,600	1,753.00	22,087,800	貸付有価証券 5,800株
住友商事	1,226,500	3,245.00	3,979,992,500	
内田洋行	8,200	6,830.00	56,006,000	
三菱商事	3,891,500	2,879.00	11,203,628,500	貸付有価証券 9,500株（9,500株）
第一実業	19,100	2,382.00	45,496,200	貸付有価証券 100株（100株）
キヤノンマーケティングジャパン	46,900	4,657.00	218,413,300	貸付有価証券 600株
西華産業	7,900	3,870.00	30,573,000	貸付有価証券 100株（100株）
佐藤商事	14,100	1,405.00	19,810,500	
東京産業	18,500	712.00	13,172,000	貸付有価証券 500株
ユアサ商事	15,800	5,140.00	81,212,000	
神鋼商事	5,100	7,160.00	36,516,000	貸付有価証券 100株
トルク	3,200	209.00	668,800	貸付有価証券 1,000株
阪和興業	36,400	4,860.00	176,904,000	貸付有価証券 400株
正栄食品工業	13,500	4,610.00	62,235,000	貸付有価証券 6,200株
カナデン	15,200	1,415.00	21,508,000	貸付有価証券 1,000株（400株）
ＲＹＯＤＥＮ	16,300	2,510.00	40,913,000	
岩谷産業	46,100	8,438.00	388,991,800	貸付有価証券 3,800株
ナイス	1,400	1,891.00	2,647,400	貸付有価証券 600株
ニチモウ	1,400	1,849.00	2,588,600	

		極東貿易	12,100	1,542.00	18,658,200	貸付有価証券 400株（400株）
		アステナホールディングス	38,200	504.00	19,252,800	貸付有価証券 100株
		三愛オブリ	47,300	1,986.00	93,937,800	
		稲畑産業	39,200	3,265.00	127,988,000	貸付有価証券 400株（100株）
		ＧＳＩクレオス	10,900	1,928.00	21,015,200	貸付有価証券 5,000株（100株）
		明和産業	23,900	648.00	15,487,200	
		クワザワホールディングス	1,600	658.00	1,052,800	貸付有価証券 700株
		ワキタ	33,500	1,585.00	53,097,500	
		東邦ホールディングス	54,700	4,844.00	264,966,800	貸付有価証券 25,400株（25,100株）
		サンゲツ	46,600	2,849.00	132,763,400	貸付有価証券 200株
		ミツウロコグループホールディングス	25,800	1,628.00	42,002,400	貸付有価証券 2,500株（200株）
		シナネンホールディングス	5,600	5,670.00	31,752,000	貸付有価証券 100株
		伊藤忠エネクス	50,200	1,603.00	80,470,600	
		サンリオ	164,600	3,709.00	610,501,400	貸付有価証券 11,500株（9,300株）
		サンワテクノス	10,300	1,974.00	20,332,200	貸付有価証券 400株（400株）
		新光商事	27,200	913.00	24,833,600	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		トーホー	7,900	2,775.00	21,922,500	
		三信電気	8,200	1,986.00	16,285,200	貸付有価証券 100株（100株）
		東陽テクニカ	18,700	1,572.00	29,396,400	
		モスフードサービス	29,800	3,390.00	101,022,000	貸付有価証券 13,800株
		加賀電子	18,500	5,260.00	97,310,000	貸付有価証券 1,200株
		ソーダニッカ	21,400	1,164.00	24,909,600	貸付有価証券 500株（500株）
		立花エレテック	13,400	2,612.00	35,000,800	貸付有価証券 200株（200株）
		フォーバル	7,900	1,375.00	10,862,500	貸付有価証券 3,700株
		ＰＡＬＴＡＣ	27,100	4,407.00	119,429,700	
		三谷産業	35,400	324.00	11,469,600	貸付有価証券 1,100株（600株）
		太平洋興発	1,700	741.00	1,259,700	

		西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	12,300	1,431.00	17,601,300	貸付有価証券 5,700株（4,000株）
		ヤマシタヘルスケアホールディングス	400	2,615.00	1,046,000	
		コーア商事ホールディングス	15,000	611.00	9,165,000	
		ＫＰＰグループホールディングス	52,500	672.00	35,280,000	
		ヤマタネ	8,900	3,255.00	28,969,500	
		丸紅建材リース	300	2,865.00	859,500	
		泉州電業	14,000	4,500.00	63,000,000	貸付有価証券 100株
		トラスコ中山	42,600	2,459.00	104,753,400	貸付有価証券 700株（500株）
		オートバックスセブン	70,500	1,476.00	104,058,000	貸付有価証券 4,400株（3,600株）
		モリト	16,100	1,344.00	21,638,400	
		加藤産業	25,100	4,185.00	105,043,500	貸付有価証券 100株（100株）
		北恵	1,100	905.00	995,500	
		イエローハット	32,200	2,436.00	78,439,200	貸付有価証券 2,300株（2,300株）
		ＪＫホールディングス	15,600	983.00	15,334,800	貸付有価証券 500株（100株）
		日伝	13,300	3,345.00	44,488,500	貸付有価証券 6,200株（400株）
		北沢産業	2,700	360.00	972,000	貸付有価証券 100株（100株）
		杉本商事	9,800	2,948.00	28,890,400	貸付有価証券 300株
		因幡電機産業	52,500	3,805.00	199,762,500	
		東テク	20,300	2,328.00	47,258,400	貸付有価証券 100株（100株）
		ミスミグループ本社	306,200	2,621.50	802,703,300	
		アルテック	2,400	230.00	552,000	貸付有価証券 100株
		タキヒヨー	1,000	1,258.00	1,258,000	貸付有価証券 400株（100株）
		蔵王産業	800	2,514.00	2,011,200	
		スズケン	72,400	5,231.00	378,724,400	
		ジェコス	12,100	926.00	11,204,600	
		サンエー	30,900	2,565.00	79,258,500	
		カワチ薬品	15,800	2,673.00	42,233,400	貸付有価証券 100株（100株）
		エービーシー・マート	88,700	3,050.00	270,535,000	貸付有価証券 39,200株

		ハードオフコーポレーション	9,000	1,905.00	17,145,000	
		アスクル	48,900	2,067.00	101,076,300	貸付有価証券 3,500株（400株）
		ゲオホールディングス	22,800	1,597.00	36,411,600	貸付有価証券 400株（400株）
		アダストリア	24,500	3,575.00	87,587,500	貸付有価証券 5,700株
		ジーフット	3,700	285.00	1,054,500	貸付有価証券 1,500株（300株）
		シー・ヴイ・エス・ベイエリア	600	561.00	336,600	貸付有価証券 100株
		くら寿司	23,700	3,660.00	86,742,000	貸付有価証券 6,800株
		キャンドゥ	7,200	3,325.00	23,940,000	貸付有価証券 900株（400株）
		ＩＫホールディングス	1,500	358.00	537,000	貸付有価証券 700株
		パルグループホールディングス	39,800	2,374.00	94,485,200	
		エディオン	80,200	1,857.00	148,931,400	貸付有価証券 20,300株
		サーラコーポレーション	42,600	838.00	35,698,800	
		ワッツ	1,900	799.00	1,518,100	
		ハローズ	9,200	4,105.00	37,766,000	貸付有価証券 100株（100株）
		フジオフードグループ本社	22,800	1,311.00	29,890,800	貸付有価証券 10,600株
		あみやき亭	4,900	5,770.00	28,273,000	貸付有価証券 2,000株
		ひらまつ	10,700	186.00	1,990,200	貸付有価証券 4,900株（1,400株）
		大黒天物産	6,200	11,550.00	71,610,000	貸付有価証券 100株
		ハニーズホールディングス	18,000	1,592.00	28,656,000	貸付有価証券 7,900株（800株）
		ファーマライズホールディングス	1,000	609.00	609,000	貸付有価証券 400株
		アルペン	16,700	2,138.00	35,704,600	貸付有価証券 7,600株
		ハブ	1,500	760.00	1,140,000	貸付有価証券 600株（500株）
		クオールホールディングス	27,900	1,432.00	39,952,800	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
		ジンズホールディングス	15,500	5,180.00	80,290,000	貸付有価証券 7,100株
		ビックカメラ	121,300	1,693.00	205,360,900	貸付有価証券 54,300株（400株）
		ＤＣＭホールディングス	104,900	1,460.00	153,154,000	貸付有価証券

				3,200株（2,400株）
ＭｏｎｏｔａＲＯ	287,300	2,351.50	675,585,950	貸付有価証券 77,100株（25,800株）
東京一番フーズ	1,300	514.00	668,200	貸付有価証券 600株
ＤＤグループ	2,900	1,287.00	3,732,300	貸付有価証券 1,300株
きちりホールディングス	1,300	840.00	1,092,000	貸付有価証券 600株（100株）
Ｊ．フロント　リテイリング	232,600	1,462.00	340,061,200	貸付有価証券 25,000株
ドトール・日レスホールディングス	35,900	2,262.00	81,205,800	
マツキヨココカラ＆カンパニー	368,700	2,219.50	818,329,650	貸付有価証券 20,000株（16,600株）
ブロンコビリー	11,900	3,635.00	43,256,500	貸付有価証券 5,500株
ＺＯＺＯ	129,100	4,704.00	607,286,400	貸付有価証券 3,700株（2,400株）
トレジャー・ファクトリー	14,000	1,791.00	25,074,000	
物語コーポレーション	33,900	3,480.00	117,972,000	貸付有価証券 12,800株（100株）
三越伊勢丹ホールディングス	335,500	2,221.00	745,145,500	貸付有価証券 7,400株
Ｈａｍｅｅ	8,200	1,129.00	9,257,800	貸付有価証券 1,800株
マーケットエンタープライズ	400	862.00	344,800	貸付有価証券 200株
ウエルシアホールディングス	105,200	2,013.00	211,767,600	貸付有価証券 11,900株（8,800株）
クリエイトＳＤホールディングス	28,700	3,165.00	90,835,500	貸付有価証券 12,500株（100株）
丸善ＣＨＩホールディングス	5,300	322.00	1,706,600	貸付有価証券 400株（200株）
ミサワ	900	620.00	558,000	
ティーライフ	600	1,161.00	696,600	貸付有価証券 200株（100株）
エー・ピーホールディングス	1,100	992.00	1,091,200	貸付有価証券 500株
チムニー	1,400	1,330.00	1,862,000	貸付有価証券 600株
シュッピン	18,300	1,320.00	24,156,000	
オイシックス・ラ・大地	27,200	1,353.00	36,801,600	貸付有価証券 12,600株（7,400株）
ネクステージ	46,300	1,839.00	85,145,700	貸付有価証券 21,400株（100株）

		ジョイフル本田	56,200	2,161.00	121,448,200	貸付有価証券 2,300株（100株）
		エターナルホスピタリティグループ	7,500	3,110.00	23,325,000	
		ホットランド	15,500	2,276.00	35,278,000	貸付有価証券 7,200株
		すかいらーくホールディングス	277,000	2,289.00	634,053,000	貸付有価証券 113,200株（9,400株）
		ＳＦＰホールディングス	9,800	1,960.00	19,208,000	貸付有価証券 4,500株
		綿半ホールディングス	15,700	1,726.00	27,098,200	
		ヨシックスホールディングス	5,200	3,170.00	16,484,000	貸付有価証券 1,200株
		ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	56,600	857.00	48,506,200	貸付有価証券 26,300株（1,200株）
		ゴルフダイジェスト・オンライン	11,800	397.00	4,684,600	貸付有価証券 5,400株（2,200株）
		ＢＥＥＮＯＳ	12,000	2,477.00	29,724,000	貸付有価証券 700株（700株）
		あさひ	18,800	1,544.00	29,027,200	貸付有価証券 200株（200株）
		日本調剤	13,300	1,266.00	16,837,800	貸付有価証券 6,200株
		コスモス薬品	34,400	7,202.00	247,748,800	貸付有価証券 4,800株
		トーエル	2,000	826.00	1,652,000	貸付有価証券 900株
		セブン＆アイ・ホールディングス	2,052,200	2,133.50	4,378,368,700	貸付有価証券 123,200株
		クリエイト・レストランツ・ホールディング	137,200	1,025.00	140,630,000	貸付有価証券 63,500株
		ツルハホールディングス	42,600	8,858.00	377,350,800	貸付有価証券 1,600株
		サンマルクホールディングス	16,300	2,065.00	33,659,500	貸付有価証券 200株（200株）
		フェリシモ	1,000	907.00	907,000	貸付有価証券 100株
		トリドールホールディングス	56,900	3,600.00	204,840,000	貸付有価証券 26,400株
		ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	21,600	239.00	5,162,400	貸付有価証券 2,600株
		ウイルプラスホールディングス	900	1,138.00	1,024,200	貸付有価証券 400株（400株）
		ＪＭホールディングス	15,300	3,015.00	46,129,500	
		サツドラホールディングス	1,800	786.00	1,414,800	貸付有価証券 800株（800株）
		アレンザホールディングス	15,100	1,055.00	15,930,500	

		串カツ田中ホールディングス	6,100	1,458.00	8,893,800	貸付有価証券 2,800株
		バロックジャパンリミテッド	15,800	761.00	12,023,800	貸付有価証券 3,800株（500株）
		クスリのアオキホールディングス	61,000	3,335.00	203,435,000	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
		力の源ホールディングス	13,000	1,180.00	15,340,000	貸付有価証券 6,000株（800株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	108,100	2,651.00	286,573,100	貸付有価証券 500株
		メディカルシステムネットワーク	21,900	449.00	9,833,100	
		一家ホールディングス	1,100	697.00	766,700	貸付有価証券 500株
		ジャパンクラフトホールディングス	3,500	139.00	486,500	貸付有価証券 1,500株（100株）
		はるやまホールディングス	2,100	572.00	1,201,200	貸付有価証券 1,000株
		ノジマ	58,800	1,773.00	104,252,400	
		カッパ・クリエイト	31,900	1,730.00	55,187,000	貸付有価証券 14,800株
		ライトオン	3,400	359.00	1,220,600	貸付有価証券 1,600株
		良品計画	241,400	2,703.50	652,624,900	貸付有価証券 107,900株（900株）
		パリミキホールディングス	5,600	336.00	1,881,600	貸付有価証券 2,600株（1,900株）
		アドヴァングループ	17,300	918.00	15,881,400	貸付有価証券 400株（200株）
		アルビス	6,600	2,730.00	18,018,000	貸付有価証券 400株
		コナカ	5,400	241.00	1,301,400	貸付有価証券 2,400株
		ハウス　オブ　ローゼ	600	1,525.00	915,000	貸付有価証券 100株
		Ｇ－７ホールディングス	22,100	1,579.00	34,895,900	
		イオン北海道	59,900	916.00	54,868,400	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
		コジマ	39,100	949.00	37,105,900	貸付有価証券 17,900株
		ヒマラヤ	1,600	892.00	1,427,200	貸付有価証券 700株（100株）
		コーナン商事	24,800	3,705.00	91,884,000	
		エコス	7,500	2,059.00	15,442,500	貸付有価証券 3,400株
		ワタミ	21,400	854.00	18,275,600	貸付有価証券 300株（300株）
		マルシェ	1,600	206.00	329,600	貸付有価証券 700株（100株）

パン・パシフィック・インターナショナルホ	409,400	3,584.00	1,467,289,600	貸付有価証券 68,100株（3,000株）
西松屋チェーン	39,900	2,508.00	100,069,200	貸付有価証券 17,300株
ゼンショーホールディングス	103,200	7,527.00	776,786,400	
幸楽苑ホールディングス	15,000	1,216.00	18,240,000	貸付有価証券 7,000株（100株）
ハークスレイ	1,400	742.00	1,038,800	
サイゼリヤ	30,000	5,030.00	150,900,000	貸付有価証券 5,200株
ＶＴホールディングス	79,000	485.00	38,315,000	
魚力	7,100	2,435.00	17,288,500	貸付有価証券 3,200株
ポプラ	1,200	207.00	248,400	貸付有価証券 500株
フジ・コーポレーション	9,600	2,243.00	21,532,800	
ユナイテッドアローズ	23,800	2,200.00	52,360,000	
ハイデイ日高	30,100	2,647.00	79,674,700	貸付有価証券 12,100株（200株）
京都きもの友禅ホールディングス	2,500	95.00	237,500	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
コロワイド	104,200	1,690.50	176,150,100	貸付有価証券 43,000株（2,700株）
壱番屋	80,000	1,009.00	80,720,000	貸付有価証券 37,200株
トップカルチャー	1,600	150.00	240,000	貸付有価証券 700株
ＰＬＡＮＴ	1,000	1,576.00	1,576,000	貸付有価証券 400株（100株）
スギホールディングス	122,500	2,568.00	314,580,000	貸付有価証券 18,200株（18,100株）
薬王堂ホールディングス	9,900	2,524.00	24,987,600	
スクロール	30,200	955.00	28,841,000	貸付有価証券 700株（700株）
ヨンドシーホールディングス	19,200	1,863.00	35,769,600	貸付有価証券 2,000株
木曽路	30,700	2,450.00	75,215,000	貸付有価証券 14,200株（1,300株）
ＳＲＳホールディングス	33,400	1,248.00	41,683,200	貸付有価証券 15,500株
千趣会	41,000	295.00	12,095,000	貸付有価証券 15,200株
リテールパートナーズ	30,100	1,373.00	41,327,300	貸付有価証券 11,900株（700株）
上新電機	20,100	2,732.00	54,913,200	
日本瓦斯	105,100	2,313.50	243,148,850	貸付有価証券

				300株（300株）
ロイヤルホールディングス	35,700	2,388.00	85,251,600	貸付有価証券 16,600株
東天紅	300	800.00	240,000	
いなげや	19,700	1,210.00	23,837,000	貸付有価証券 600株
チヨダ	19,400	895.00	17,363,000	
ライフコーポレーション	21,300	3,555.00	75,721,500	
リンガーハット	26,100	2,162.00	56,428,200	貸付有価証券 9,400株（100株）
ＭｒＭａｘＨＤ	25,500	690.00	17,595,000	貸付有価証券 500株（500株）
テンアライド	6,300	298.00	1,877,400	貸付有価証券 2,900株（1,100株）
ＡＯＫＩホールディングス	43,400	1,209.00	52,470,600	
オークワ	29,200	921.00	26,893,200	貸付有価証券 2,100株（800株）
コメリ	31,200	3,740.00	116,688,000	
青山商事	43,300	1,358.00	58,801,400	貸付有価証券 900株（600株）
しまむら	47,600	7,758.00	369,280,800	
はせがわ	2,100	332.00	697,200	貸付有価証券 100株
高島屋	258,200	1,120.00	289,184,000	貸付有価証券 93,300株（11,700株）
松屋	34,400	890.00	30,616,000	貸付有価証券 600株（400株）
エイチ・ツー・オー　リテイリング	103,400	2,115.00	218,691,000	貸付有価証券 48,100株（1,700株）
近鉄百貨店	8,700	2,074.00	18,043,800	貸付有価証券 2,100株
丸井グループ	134,500	2,497.00	335,846,500	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
アクシアル　リテイリング	55,300	959.00	53,032,700	貸付有価証券 100株（100株）
井筒屋	2,100	424.00	890,400	貸付有価証券 1,000株
イオン	687,000	3,838.00	2,636,706,000	貸付有価証券 101,100株
イズミ	35,900	3,513.00	126,116,700	貸付有価証券 16,500株
平和堂	33,900	2,465.00	83,563,500	貸付有価証券 13,700株
フジ	31,100	1,961.00	60,987,100	貸付有価証券 13,400株
ヤオコー	24,000	9,989.00	239,736,000	貸付有価証券

				200株（200株）
ゼビオホールディングス	27,500	1,249.00	34,347,500	
ケーズホールディングス	136,100	1,564.50	212,928,450	貸付有価証券 2,000株（700株）
Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	2,000	500.00	1,000,000	
日産東京販売ホールディングス	6,700	439.00	2,941,300	
シルバーライフ	5,400	930.00	5,022,000	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	17,800	3,680.00	65,504,000	貸付有価証券 700株（700株）
ナルミヤ・インターナショナル	700	1,246.00	872,200	
ブックオフグループホールディングス	14,700	1,302.00	19,139,400	貸付有価証券 1,200株（400株）
ギフトホールディングス	10,000	2,517.00	25,170,000	貸付有価証券 4,600株（800株）
アインホールディングス	27,900	5,401.00	150,687,900	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,500	4,190.00	48,185,000	貸付有価証券 5,300株
ヤマダホールディングス	623,300	445.60	277,742,480	貸付有価証券 30,100株（30,100株）
アークランズ	60,300	1,723.00	103,896,900	貸付有価証券 26,500株（600株）
ニトリホールディングス	73,800	22,015.00	1,624,707,000	
グルメ杵屋	16,400	1,113.00	18,253,200	貸付有価証券 7,600株
愛眼	3,300	161.00	531,300	貸付有価証券 1,500株
ケーユーホールディングス	9,500	1,066.00	10,127,000	
吉野家ホールディングス	74,600	3,108.00	231,856,800	貸付有価証券 34,700株（500株）
松屋フーズホールディングス	9,600	5,600.00	53,760,000	貸付有価証券 300株（300株）
サガミホールディングス	30,400	1,680.00	51,072,000	貸付有価証券 14,100株
王将フードサービス	15,000	8,320.00	124,800,000	
ミニストップ	14,700	1,644.00	24,166,800	貸付有価証券 6,800株
アークス	37,200	2,545.00	94,674,000	貸付有価証券 2,600株
バローホールディングス	38,700	2,213.00	85,643,100	
ベルク	10,100	6,300.00	63,630,000	貸付有価証券 500株（500株）
大庄	12,100	1,063.00	12,862,300	貸付有価証券 5,600株

		ファーストリテイリング	114,000	44,100.00	5,027,400,000	貸付有価証券 200株
		サンドラッグ	68,400	4,270.00	292,068,000	
		サックスバー　ホールディングス	17,100	794.00	13,577,400	貸付有価証券 300株（300株）
		ヤマザワ	900	1,232.00	1,108,800	貸付有価証券 400株（100株）
		やまや	900	3,070.00	2,763,000	貸付有価証券 400株
		ベルーナ	48,800	720.00	35,136,000	貸付有価証券 3,900株（2,900株）
		いよぎんホールディングス	224,500	1,350.50	303,187,250	貸付有価証券 4,100株（4,100株）
		しずおかフィナンシャルグループ	415,600	1,284.00	533,630,400	
		ちゅうぎんフィナンシャルグループ	158,800	1,488.00	236,294,400	
		楽天銀行	87,500	3,215.00	281,312,500	貸付有価証券 3,500株（1,100株）
		京都フィナンシャルグループ	237,500	2,227.00	528,912,500	貸付有価証券 200株
		島根銀行	1,200	501.00	601,200	貸付有価証券 100株
		じもとホールディングス	3,700	293.00	1,084,100	貸付有価証券 1,700株（300株）
		めぶきフィナンシャルグループ	874,200	570.50	498,731,100	
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,200	4,375.00	105,875,000	
		九州フィナンシャルグループ	365,100	687.90	251,152,290	貸付有価証券 9,200株
		ゆうちょ銀行	2,073,100	1,388.50	2,878,499,350	貸付有価証券 109,500株（43,500株）
		富山第一銀行	59,900	1,122.00	67,207,800	貸付有価証券 600株（100株）
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,003,700	817.20	820,223,640	貸付有価証券 24,500株
		西日本フィナンシャルホールディングス	105,600	1,649.00	174,134,400	貸付有価証券 5,200株
		三十三フィナンシャルグループ	16,900	1,723.00	29,118,700	貸付有価証券 600株（200株）
		第四北越フィナンシャルグループ	29,600	5,040.00	149,184,000	貸付有価証券 1,900株
		ひろぎんホールディングス	268,500	1,116.50	299,780,250	貸付有価証券 17,100株
		おきなわフィナンシャルグループ	16,100	2,434.00	39,187,400	
		十六フィナンシャルグループ	24,400	4,085.00	99,674,000	貸付有価証券 100株（100株）

		北國フィナンシャルホールディングス	18,400	4,670.00	85,928,000	
		プロクレアホールディングス	21,600	1,828.00	39,484,800	貸付有価証券 800株（800株）
		あいちフィナンシャルグループ	38,700	2,419.00	93,615,300	
		あおぞら銀行	135,600	2,608.00	353,644,800	貸付有価証券 42,200株
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	11,488,900	1,477.00	16,969,105,300	
		りそなホールディングス	2,163,600	1,058.50	2,290,170,600	貸付有価証券 38,300株（27,600株）
		三井住友トラスト・ホールディングス	671,700	3,518.00	2,363,040,600	
		三井住友フィナンシャルグループ	1,321,100	9,180.00	12,127,698,000	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
		千葉銀行	525,800	1,176.50	618,603,700	貸付有価証券 8,800株（8,800株）
		群馬銀行	366,100	962.40	352,334,640	貸付有価証券 29,700株（29,700株）
		武蔵野銀行	26,300	2,818.00	74,113,400	貸付有価証券 500株（500株）
		千葉興業銀行	44,600	987.00	44,020,200	貸付有価証券 5,000株
		筑波銀行	82,800	245.00	20,286,000	貸付有価証券 7,500株（5,500株）
		七十七銀行	54,900	4,035.00	221,521,500	
		秋田銀行	12,600	2,245.00	28,287,000	
		山形銀行	21,000	1,067.00	22,407,000	貸付有価証券 300株（300株）
		岩手銀行	11,900	2,391.00	28,452,900	
		東邦銀行	149,200	257.00	38,344,400	貸付有価証券 7,300株（3,900株）
		東北銀行	2,000	1,177.00	2,354,000	
		ふくおかフィナンシャルグループ	164,300	3,713.00	610,045,900	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		スルガ銀行	141,200	1,157.00	163,368,400	貸付有価証券 12,100株（11,100株）
		八十二銀行	404,800	866.30	350,678,240	貸付有価証券 2,100株
		山梨中央銀行	21,100	1,665.00	35,131,500	貸付有価証券 500株（200株）
		大垣共立銀行	36,000	1,912.00	68,832,000	貸付有価証券 6,900株（1,200株）
		福井銀行	16,900	1,893.00	31,991,700	
		清水銀行	7,500	1,485.00	11,137,500	貸付有価証券

				200株
富山銀行	700	1,632.00	1,142,400	貸付有価証券 300株
滋賀銀行	31,400	3,325.00	104,405,000	
南都銀行	28,400	3,120.00	88,608,000	
百五銀行	177,500	561.00	99,577,500	貸付有価証券 9,200株（2,500株）
紀陽銀行	67,500	1,817.00	122,647,500	貸付有価証券 5,600株（1,500株）
ほくほくフィナンシャルグループ	116,700	1,663.50	194,130,450	貸付有価証券 24,200株（13,200株）
山陰合同銀行	118,100	1,263.00	149,160,300	貸付有価証券 2,000株（2,000株）
鳥取銀行	1,400	1,270.00	1,778,000	
百十四銀行	18,600	2,636.00	49,029,600	
四国銀行	27,700	1,003.00	27,783,100	貸付有価証券 200株（200株）
阿波銀行	26,500	2,517.00	66,700,500	貸付有価証券 100株（100株）
大分銀行	11,300	3,255.00	36,781,500	
宮崎銀行	11,400	2,826.00	32,216,400	
佐賀銀行	11,000	2,125.00	23,375,000	貸付有価証券 100株（100株）
琉球銀行	40,100	1,030.00	41,303,000	貸付有価証券 1,000株（600株）
セブン銀行	591,300	281.30	166,332,690	貸付有価証券 97,400株（29,600株）
みずほフィナンシャルグループ	2,546,500	2,923.50	7,444,692,750	貸付有価証券 224,800株（5,100株）
高知銀行	1,400	803.00	1,124,200	
山口フィナンシャルグループ	185,000	1,611.00	298,035,000	貸付有価証券 4,600株（3,300株）
名古屋銀行	12,000	6,610.00	79,320,000	
北洋銀行	285,900	403.00	115,217,700	貸付有価証券 18,800株（18,800株）
大光銀行	1,400	1,460.00	2,044,000	
愛媛銀行	25,400	1,180.00	29,972,000	貸付有価証券 1,200株（500株）
トマト銀行	1,500	1,197.00	1,795,500	
京葉銀行	77,700	744.00	57,808,800	貸付有価証券 800株（800株）
栃木銀行	94,200	272.00	25,622,400	貸付有価証券 300株

北日本銀行	6,100	2,468.00	15,054,800	
東和銀行	34,600	599.00	20,725,400	
福島銀行	4,400	248.00	1,091,200	貸付有価証券 2,100株（1,300株）
大東銀行	1,800	674.00	1,213,200	貸付有価証券 800株
トモニホールディングス	178,500	398.00	71,043,000	貸付有価証券 5,300株（5,300株）
フィデアホールディングス	19,500	1,475.00	28,762,500	貸付有価証券 1,200株
池田泉州ホールディングス	261,700	341.00	89,239,700	貸付有価証券 23,100株（14,200株）
ＦＰＧ	67,300	2,218.00	149,271,400	貸付有価証券 8,900株（1,100株）
ジャパンインベストメントアドバイザー	30,600	1,137.00	34,792,200	貸付有価証券 1,200株
マーキュリアホールディングス	1,800	860.00	1,548,000	貸付有価証券 800株
ＳＢＩホールディングス	303,100	3,334.00	1,010,535,400	貸付有価証券 4,100株
日本アジア投資	3,100	217.00	672,700	貸付有価証券 1,400株（200株）
ジャフコ　グループ	56,200	2,045.00	114,929,000	貸付有価証券 4,500株（4,500株）
大和証券グループ本社	1,461,400	1,028.00	1,502,319,200	貸付有価証券 148,700株（24,100株）
野村ホールディングス	3,172,500	801.90	2,544,027,750	貸付有価証券 216,200株
岡三証券グループ	165,600	641.00	106,149,600	貸付有価証券 45,500株（24,400株）
丸三証券	62,800	980.00	61,544,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
東洋証券	50,100	418.00	20,941,800	貸付有価証券 9,100株（6,300株）
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	224,000	501.00	112,224,000	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
光世証券	1,000	437.00	437,000	貸付有価証券 400株（300株）
水戸証券	51,800	424.00	21,963,200	貸付有価証券 2,800株（1,900株）
いちよし証券	35,300	702.00	24,780,600	貸付有価証券 700株（700株）
松井証券	92,900	800.00	74,320,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
マネックスグループ	184,800	623.00	115,130,400	貸付有価証券 8,200株（8,200株）
極東証券	25,800	1,503.00	38,777,400	貸付有価証券

				3,600株（800株）
岩井コスモホールディングス	21,500	2,010.00	43,215,000	
アイザワ証券グループ	27,200	1,808.00	49,177,600	貸付有価証券 11,300株（1,800株）
マネーパートナーズグループ	4,400	217.00	954,800	貸付有価証券 1,000株（800株）
スパークス・グループ	21,000	1,323.00	27,783,000	貸付有価証券 700株（700株）
小林洋行	1,800	268.00	482,400	貸付有価証券 800株
かんぽ生命保険	192,100	2,715.50	521,647,550	貸付有価証券 3,400株
ＦＰパートナー	8,300	2,805.00	23,281,500	貸付有価証券 3,100株
ＳＯＭＰＯホールディングス	851,400	3,311.00	2,818,985,400	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
アニコム　ホールディングス	64,100	649.00	41,600,900	貸付有価証券 300株
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,267,100	3,271.00	4,144,684,100	貸付有価証券 8,800株
第一生命ホールディングス	887,100	3,974.00	3,525,335,400	
東京海上ホールディングス	1,841,900	5,244.00	9,658,923,600	貸付有価証券 200株
Ｔ＆Ｄホールディングス	506,600	2,347.50	1,189,243,500	貸付有価証券 500株（500株）
アドバンスクリエイト	14,700	1,005.00	14,773,500	貸付有価証券 6,800株
ＮＥＸＹＺ．Ｇｒｏｕｐ	1,400	690.00	966,000	
全国保証	49,300	5,785.00	285,200,500	貸付有価証券 600株
あんしん保証	1,800	186.00	334,800	
ジェイリース	14,100	1,300.00	18,330,000	
イントラスト	1,600	712.00	1,139,200	
日本モーゲージサービス	2,300	406.00	933,800	貸付有価証券 800株
Ｃａｓａ	1,600	808.00	1,292,800	貸付有価証券 400株（100株）
ＳＢＩアルヒ	18,100	836.00	15,131,600	貸付有価証券 100株
プレミアグループ	31,900	2,109.00	67,277,100	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
ネットプロテクションズホールディングス	62,800	288.00	18,086,400	貸付有価証券 11,000株（10,600株）
クレディセゾン	119,600	3,295.00	394,082,000	貸付有価証券 1,800株（500株）

芙蓉総合リース	17,400	10,940.00	190,356,000	
みずほリース	158,000	1,011.00	159,738,000	貸付有価証券 1,700株（800株）
東京センチュリー	141,000	1,709.00	240,969,000	貸付有価証券 1,700株
日本証券金融	69,300	1,901.00	131,739,300	
アイフル	277,700	325.00	90,252,500	
リコーリース	17,900	5,030.00	90,037,000	貸付有価証券 100株
イオンフィナンシャルサービス	108,300	1,301.50	140,952,450	貸付有価証券 6,400株
アコム	336,700	365.70	123,131,190	貸付有価証券 4,800株
ジャックス	20,100	3,900.00	78,390,000	貸付有価証券 700株
オリエントコーポレーション	61,600	947.00	58,335,200	貸付有価証券 100株
オリックス	1,131,400	3,429.00	3,879,570,600	貸付有価証券 102,600株
三菱ＨＣキャピタル	840,600	1,042.00	875,905,200	
九州リースサービス	1,700	1,032.00	1,754,400	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	486,400	3,350.00	1,629,440,000	貸付有価証券 6,000株
イー・ギャランティ	30,700	1,421.00	43,624,700	
アサックス	1,900	751.00	1,426,900	
ＮＥＣキャピタルソリューション	9,300	3,835.00	35,665,500	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	52,200	147.00	7,673,400	貸付有価証券 13,300株（12,100株）
大東建託	69,100	17,730.00	1,225,143,000	
サムティホールディングス	36,800	2,608.00	95,974,400	貸付有価証券 17,100株
いちご	191,500	365.00	69,897,500	貸付有価証券 19,900株（9,900株）
日本駐車場開発	224,600	203.00	45,593,800	貸付有価証券 32,300株（30,700株）
スター・マイカ・ホールディングス	19,500	610.00	11,895,000	
ＳＲＥホールディングス	8,100	4,530.00	36,693,000	貸付有価証券 100株
ＡＤワークスグループ	10,700	204.00	2,182,800	貸付有価証券 5,000株（4,500株）
ヒューリック	440,000	1,471.00	647,240,000	貸付有価証券 15,000株
野村不動産ホールディン	105,100	4,059.00	426,600,900	

グス				
三重交通グループホールディングス	40,400	504.00	20,361,600	貸付有価証券 18,800株（900株）
ディア・ライフ	32,200	917.00	29,527,400	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
コーセーアールイー	1,300	635.00	825,500	貸付有価証券 600株（600株）
地主	16,700	2,005.00	33,483,500	
プレサンスコーポレーション	25,000	1,890.00	47,250,000	貸付有価証券 11,600株
ハウスコム	700	1,007.00	704,900	
ＪＰＭＣ	10,900	1,147.00	12,502,300	
サンセイランディック	1,400	953.00	1,334,200	
エストラスト	400	669.00	267,600	
フージャースホールディングス	29,100	1,037.00	30,176,700	貸付有価証券 700株（700株）
オープンハウスグループ	69,100	5,728.00	395,804,800	貸付有価証券 100株
東急不動産ホールディングス	567,200	1,010.00	572,872,000	貸付有価証券 300株（300株）
飯田グループホールディングス	180,800	2,283.00	412,766,400	貸付有価証券 8,900株
イーグランド	600	1,465.00	879,000	
ムゲンエステート	3,100	1,443.00	4,473,300	貸付有価証券 200株（200株）
ビーロット	2,600	970.00	2,522,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ファーストブラザーズ	1,000	1,108.00	1,108,000	貸付有価証券 400株
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,400	1,022.00	11,650,800	貸付有価証券 5,100株
シーアールイー	8,400	1,383.00	11,617,200	貸付有価証券 3,800株（2,800株）
ケイアイスター不動産	9,100	3,980.00	36,218,000	貸付有価証券 4,000株
アグレ都市デザイン	700	1,502.00	1,051,400	貸付有価証券 300株
グッドコムアセット	15,300	833.00	12,744,900	貸付有価証券 2,100株（900株）
ジェイ・エス・ビー	7,800	2,918.00	22,760,400	貸付有価証券 200株
ロードスターキャピタル	10,800	2,293.00	24,764,400	
テンポイノベーション	1,300	927.00	1,205,100	貸付有価証券 600株
グローバル・リンク・マネジメント	800	2,099.00	1,679,200	
フェイスネットワーク	1,100	1,561.00	1,717,100	貸付有価証券

				300株（300株）
霞ヶ関キャピタル	7,700	12,930.00	99,561,000	貸付有価証券 200株（200株）
パーク２４	147,000	1,727.50	253,942,500	貸付有価証券 14,400株（2,800株）
パラカ	5,900	1,838.00	10,844,200	
ミガロホールディングス	1,300	2,057.00	2,674,100	貸付有価証券 600株
三井不動産	2,617,100	1,442.50	3,775,166,750	
三菱地所	1,183,800	2,355.50	2,788,440,900	貸付有価証券 3,500株（3,500株）
平和不動産	30,600	3,995.00	122,247,000	
東京建物	164,800	2,347.50	386,868,000	
京阪神ビルディング	35,300	1,569.00	55,385,700	
住友不動産	272,800	4,686.00	1,278,340,800	
テーオーシー	33,600	626.00	21,033,600	貸付有価証券 100株
レオパレス２１	188,800	584.00	110,259,200	貸付有価証券 2,100株
スターツコーポレーション	27,100	3,315.00	89,836,500	
フジ住宅	23,800	688.00	16,374,400	貸付有価証券 300株（300株）
空港施設	26,600	574.00	15,268,400	貸付有価証券 100株（100株）
明和地所	13,400	972.00	13,024,800	貸付有価証券 3,900株（500株）
ゴールドクレスト	15,400	3,080.00	47,432,000	貸付有価証券 100株
エスリード	8,900	4,610.00	41,029,000	
日神グループホールディングス	30,300	490.00	14,847,000	貸付有価証券 400株（300株）
日本エスコン	35,300	1,004.00	35,441,200	貸付有価証券 3,900株
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	98,100	507.00	49,736,700	
ＡＶＡＮＴＩＡ	2,300	775.00	1,782,500	貸付有価証券 500株（200株）
イオンモール	97,800	2,091.00	204,499,800	
毎日コムネット	1,500	715.00	1,072,500	貸付有価証券 700株（300株）
ファースト住建	1,700	1,097.00	1,864,900	貸付有価証券 700株
カチタス	50,700	1,785.00	90,499,500	貸付有価証券 4,700株（4,600株）
トーセイ	31,400	2,324.00	72,973,600	

		穴吹興産	1,000	2,003.00	2,003,000	貸付有価証券 400株（300株）
		サンフロンティア不動産	27,900	1,730.00	48,267,000	
		ＦＪネクストホールディングス	19,900	1,266.00	25,193,400	貸付有価証券 500株（400株）
		インテリックス	1,000	652.00	652,000	
		ランドビジネス	1,500	202.00	303,000	貸付有価証券 200株
		サンネクスタグループ	1,400	1,011.00	1,415,400	
		グランディハウス	17,700	561.00	9,929,700	貸付有価証券 2,000株（100株）
		日本空港ビルデング	66,700	5,035.00	335,834,500	貸付有価証券 500株（500株）
		明豊ファシリティワークス	2,200	854.00	1,878,800	
		ＬＩＦＵＬＬ	48,100	142.00	6,830,200	貸付有価証券 2,000株
		ＭＩＸＩ	42,300	2,853.00	120,681,900	
		ジェイエイシーリクルートメント	71,200	771.00	54,895,200	貸付有価証券 100株（100株）
		日本M＆Aセンターホールディングス	313,800	651.50	204,440,700	貸付有価証券 11,100株
		メンバーズ	6,700	860.00	5,762,000	貸付有価証券 400株
		中広	700	524.00	366,800	
		ＵＴグループ	25,700	2,687.00	69,055,900	貸付有価証券 500株
		アイティメディア	7,500	1,674.00	12,555,000	貸付有価証券 200株
		ケアネット	40,300	632.00	25,469,600	貸付有価証券 3,700株
		Ｅ・Ｊホールディングス	11,500	1,757.00	20,205,500	
		オープンアップグループ	59,200	2,011.00	119,051,200	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		コシダカホールディングス	59,000	965.00	56,935,000	貸付有価証券 27,400株（1,200株）
		アルトナー	1,800	1,759.00	3,166,200	貸付有価証券 700株（700株）
		パソナグループ	23,900	2,240.00	53,536,000	貸付有価証券 11,100株（9,800株）
		ＣＤＳ	1,300	1,832.00	2,381,600	
		リンクアンドモチベーション	48,600	576.00	27,993,600	貸付有価証券 600株（400株）
		エス・エム・エス	69,000	2,148.00	148,212,000	貸付有価証券 2,900株（2,100株）
		サニーサイドアップグループ	1,500	515.00	772,500	貸付有価証券 700株（600株）

		パーソルホールディングス	2,004,500	280.30	561,861,350	貸付有価証券 100株
		リニカル	2,800	401.00	1,122,800	貸付有価証券 900株
		クックパッド	53,900	195.00	10,510,500	貸付有価証券 17,300株（8,900株）
		エスクリ	1,800	243.00	437,400	貸付有価証券 800株
		アイ・ケイ・ケイホールディングス	3,000	769.00	2,307,000	貸付有価証券 1,400株
		学情	10,000	1,686.00	16,860,000	
		スタジオアリス	9,800	2,022.00	19,815,600	貸付有価証券 4,400株（200株）
		エプコ	1,200	788.00	945,600	
		ＮＪＳ	4,900	3,600.00	17,640,000	貸付有価証券 2,200株
		綜合警備保障	328,900	1,025.00	337,122,500	
		カカクコム	127,800	2,512.50	321,097,500	貸付有価証券 100株
		アイロムグループ	8,000	2,768.00	22,144,000	
		セントケア・ホールディング	14,300	751.00	10,739,300	貸付有価証券 5,800株（1,000株）
		サイネックス	700	711.00	497,700	
		ルネサンス	15,300	1,045.00	15,988,500	貸付有価証券 7,100株
		ディップ	30,200	2,844.00	85,888,800	貸付有価証券 8,300株
		デジタルホールディングス	10,000	960.00	9,600,000	貸付有価証券 600株（500株）
		新日本科学	17,900	1,158.00	20,728,200	貸付有価証券 8,000株（700株）
		キャリアデザインセンター	800	1,896.00	1,516,800	貸付有価証券 200株（100株）
		エムスリー	389,100	1,412.00	549,409,200	貸付有価証券 200株
		ツカダ・グローバルホールディング	3,500	395.00	1,382,500	貸付有価証券 300株
		ブラス	600	575.00	345,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ウェルネット	3,900	823.00	3,209,700	貸付有価証券 500株
		ワールドホールディングス	7,700	1,949.00	15,007,300	
		ディー・エヌ・エー	70,000	1,662.00	116,340,000	貸付有価証券 4,300株
		博報堂ＤＹホールディングス	251,100	1,213.50	304,709,850	貸付有価証券 5,300株
		ぐるなび	36,700	367.00	13,468,900	貸付有価証券

				16,300株（11,200株）
タカミヤ	26,700	463.00	12,362,100	貸付有価証券 300株（300株）
ファンコミュニケーションズ	27,600	404.00	11,150,400	貸付有価証券 800株（400株）
ライク	7,300	1,413.00	10,314,900	貸付有価証券 3,400株
Ａｏｂａ－ＢＢＴ	1,600	323.00	516,800	貸付有価証券 700株
エスプール	62,300	360.00	22,428,000	貸付有価証券 13,800株
ＷＤＢホールディングス	10,100	1,731.00	17,483,100	
ティア	2,900	453.00	1,313,700	貸付有価証券 100株（100株）
ＣＤＧ	500	1,678.00	839,000	
アドウェイズ	24,100	361.00	8,700,100	貸付有価証券 1,100株（300株）
バリューコマース	17,300	1,092.00	18,891,600	貸付有価証券 400株
インフォマート	185,800	319.00	59,270,200	貸付有価証券 44,300株（13,700株）
ＪＰホールディングス	50,300	705.00	35,461,500	貸付有価証券 1,100株
ＣＬホールディングス	4,700	921.00	4,328,700	貸付有価証券 2,100株（100株）
プレステージ・インターナショナル	92,200	738.00	68,043,600	貸付有価証券 2,300株（1,300株）
アミューズ	12,000	1,426.00	17,112,000	貸付有価証券 100株（100株）
ドリームインキュベータ	6,100	2,329.00	14,206,900	貸付有価証券 1,600株（200株）
クイック	13,700	2,087.00	28,591,900	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＡＣ	2,100	172.00	361,200	貸付有価証券 200株（100株）
電通グループ	212,900	4,308.00	917,173,200	貸付有価証券 7,000株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,400	858.00	8,065,200	貸付有価証券 100株
ぴあ	6,700	3,035.00	20,334,500	
イオンファンタジー	7,100	2,260.00	16,046,000	貸付有価証券 2,400株
シーティーエス	24,300	812.00	19,731,600	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	57,600	2,634.50	151,747,200	貸付有価証券 8,300株
アルプス技研	17,100	2,693.00	46,050,300	貸付有価証券 1,200株

		日本空調サービス	21,100	1,054.00	22,239,400	貸付有価証券 9,800株
		オリエンタルランド	1,042,100	3,878.00	4,041,263,800	貸付有価証券 32,400株
		ダスキン	43,000	3,907.00	168,001,000	貸付有価証券 300株（200株）
		明光ネットワークジャパン	23,900	685.00	16,371,500	貸付有価証券 11,100株（1,800株）
		ファルコホールディングス	8,700	2,331.00	20,279,700	貸付有価証券 100株（100株）
		秀英予備校	1,000	273.00	273,000	貸付有価証券 300株
		ラウンドワン	185,700	931.00	172,886,700	貸付有価証券 7,400株
		リゾートトラスト	85,500	2,813.50	240,554,250	
		ビー・エム・エル	24,200	2,705.00	65,461,000	貸付有価証券 200株
		リソー教育	100,700	244.00	24,570,800	貸付有価証券 17,700株
		早稲田アカデミー	10,900	1,561.00	17,014,900	貸付有価証券 5,000株（200株）
		ユー・エス・エス	441,800	1,374.00	607,033,200	貸付有価証券 14,800株（7,000株）
		東京個別指導学院	23,300	403.00	9,389,900	貸付有価証券 300株（100株）
		サイバーエージェント	435,200	1,032.50	449,344,000	
		楽天グループ	1,385,800	946.40	1,311,521,120	貸付有価証券 366,500株
		クリーク・アンド・リバー社	9,900	1,452.00	14,374,800	貸付有価証券 4,100株（1,900株）
		ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	38,500	594.00	22,869,000	貸付有価証券 1,400株
		テー・オー・ダブリュー	38,600	315.00	12,159,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		山田コンサルティンググループ	8,600	2,383.00	20,493,800	
		セントラルスポーツ	7,400	2,488.00	18,411,200	貸付有価証券 3,400株
		フルキャストホールディングス	16,100	1,555.00	25,035,500	貸付有価証券 1,200株
		エン・ジャパン	32,100	2,455.00	78,805,500	貸付有価証券 1,600株
		リソルホールディングス	400	4,535.00	1,814,000	
		テクノプロ・ホールディングス	114,300	2,894.00	330,784,200	貸付有価証券 3,800株（600株）
		アトラグループ	1,600	134.00	214,400	貸付有価証券 700株
		アイ・アールジャパンホールディングス	10,200	925.00	9,435,000	貸付有価証券 800株（800株）

		ＫｅｅＰｅｒ技研	12,200	3,990.00	48,678,000	貸付有価証券 5,600株（1,100株）
		ファーストロジック	1,400	606.00	848,400	
		三機サービス	800	999.00	799,200	貸付有価証券 100株（100株）
		Ｇｕｎｏｓｙ	15,600	875.00	13,650,000	貸付有価証券 2,800株
		デザインワン・ジャパン	1,300	125.00	162,500	
		イー・ガーディアン	9,400	1,847.00	17,361,800	貸付有価証券 4,300株（1,000株）
		リブセンス	2,400	177.00	424,800	貸付有価証券 1,100株
		ジャパンマテリアル	60,300	1,705.00	102,811,500	貸付有価証券 6,000株（4,400株）
		ベクトル	23,500	893.00	20,985,500	貸付有価証券 2,400株
		ウチヤマホールディングス	1,900	331.00	628,900	貸付有価証券 300株
		チャーム・ケア・コーポレーション	16,400	1,423.00	23,337,200	貸付有価証券 1,500株
		キャリアリンク	7,200	2,502.00	18,014,400	
		ＩＢＪ	15,000	671.00	10,065,000	貸付有価証券 1,500株（1,200株）
		アサンテ	9,700	1,678.00	16,276,600	貸付有価証券 4,500株
		バリューＨＲ	17,700	1,612.00	28,532,400	貸付有価証券 8,200株
		Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	15,900	2,200.00	34,980,000	貸付有価証券 200株
		ライドオンエクスプレスホールディングス	7,800	1,005.00	7,839,000	
		ＥＲＩホールディングス	1,200	2,001.00	2,401,200	貸付有価証券 300株
		アビスト	700	3,500.00	2,450,000	
		シグマクシス・ホールディングス	25,800	1,411.00	36,403,800	
		ウィルグループ	16,500	938.00	15,477,000	貸付有価証券 200株（100株）
		エスクロー・エージェント・ジャパン	5,300	136.00	720,800	貸付有価証券 300株
		メドピア	15,700	610.00	9,577,000	貸付有価証券 6,700株（5,900株）
		レアジョブ	800	382.00	305,600	貸付有価証券 300株
		リクルートホールディングス	1,418,200	8,299.00	11,769,641,800	
		エラン	26,000	812.00	21,112,000	貸付有価証券 2,900株

		土木管理総合試験所	2,000	308.00	616,000	
		日本郵政	2,058,400	1,432.00	2,947,628,800	貸付有価証券 128,800株
		ベルシステム２４ホールディングス	21,100	1,543.00	32,557,300	貸付有価証券 1,600株
		鎌倉新書	16,800	396.00	6,652,800	貸付有価証券 6,300株（200株）
		ＳＭＮ	800	297.00	237,600	貸付有価証券 200株
		一蔵	600	547.00	328,200	貸付有価証券 200株
		グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ	800	743.00	594,400	貸付有価証券 300株
		エアトリ	14,400	1,223.00	17,611,200	貸付有価証券 6,700株（200株）
		アトラエ	14,400	783.00	11,275,200	貸付有価証券 6,400株
		ストライク	9,700	4,545.00	44,086,500	
		ソラスト	54,300	562.00	30,516,600	貸付有価証券 1,400株
		セラク	6,000	1,411.00	8,466,000	
		インソース	42,700	1,054.00	45,005,800	貸付有価証券 4,600株（4,000株）
		ベイカレント	144,700	4,918.00	711,634,600	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
		Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,300	875.00	3,762,500	貸付有価証券 700株（700株）
		アイモバイル	25,000	462.00	11,550,000	貸付有価証券 600株
		キャリアインデックス	1,500	181.00	271,500	貸付有価証券 700株（500株）
		ＭＳ－Ｊａｐａｎ	9,000	1,012.00	9,108,000	貸付有価証券 100株
		船場	900	1,175.00	1,057,500	
		ジャパンエレベーターサービスホールディン	63,800	2,726.00	173,918,800	貸付有価証券 600株
		フルテック	600	1,130.00	678,000	貸付有価証券 300株
		グリーンズ	1,600	1,627.00	2,603,200	貸付有価証券 100株
		ツナググループ・ホールディングス	1,200	660.00	792,000	貸付有価証券 100株
		ＧａｍｅＷｉｔｈ	1,800	199.00	358,200	貸付有価証券 800株（300株）
		ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	600	528.00	316,800	
		エル・ティー・エス	2,600	1,711.00	4,448,600	
		ミダックホールディング	11,900	1,691.00	20,122,900	貸付有価証券

ス				400株
キュービーネットホールディングス	11,300	1,109.00	12,531,700	貸付有価証券 300株
オープングループ	26,800	206.00	5,520,800	貸付有価証券 10,100株（4,600株）
スプリックス	1,300	787.00	1,023,100	
マネジメントソリューションズ	9,600	1,247.00	11,971,200	貸付有価証券 3,400株（1,200株）
プロレド・パートナーズ	4,800	556.00	2,668,800	貸付有価証券 200株
ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ	1,300	279.00	362,700	貸付有価証券 600株
テノ．ホールディングス	500	440.00	220,000	
フロンティア・マネジメント	5,900	1,140.00	6,726,000	貸付有価証券 200株（100株）
ピアラ	800	289.00	231,200	貸付有価証券 200株（100株）
コプロ・ホールディングス	1,400	1,521.00	2,129,400	貸付有価証券 600株
ギークス	600	421.00	252,600	貸付有価証券 200株
アンビスホールディングス	42,200	2,051.00	86,552,200	貸付有価証券 2,900株
カーブスホールディングス	53,800	769.00	41,372,200	貸付有価証券 7,700株
フォーラムエンジニアリング	26,800	990.00	26,532,000	
Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,700	1,266.00	8,482,200	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,500	2,897.00	15,933,500	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
ダイレクトマーケティングミックス	23,800	249.00	5,926,200	貸付有価証券 10,100株（10,000株）
ポピンズ	3,600	1,453.00	5,230,800	貸付有価証券 400株（300株）
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	15,300	1,251.00	19,140,300	貸付有価証券 7,100株
コンフィデンス・インターワークス	400	1,739.00	695,600	
アドバンテッジリスクマネジメント	2,200	547.00	1,203,400	
リログループ	98,600	1,859.00	183,297,400	貸付有価証券 1,100株
東祥	13,700	702.00	9,617,400	貸付有価証券 6,000株（100株）
ＩＤ＆Ｅホールディングス	11,900	3,990.00	47,481,000	貸付有価証券 1,700株
ビーウィズ	4,000	1,823.00	7,292,000	貸付有価証券

				1,800株（400株）
サンウェルズ	7,600	2,141.00	16,271,600	貸付有価証券 3,500株（100株）
ＴＲＥホールディングス	37,700	1,612.00	60,772,400	
人・夢・技術グループ	8,100	1,775.00	14,377,500	
ＮＩＳＳＯホールディングス	17,100	756.00	12,927,600	貸付有価証券 7,700株
大栄環境	35,800	3,045.00	109,011,000	
日本管財ホールディングス	20,600	2,619.00	53,951,400	貸付有価証券 5,700株
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	21,200	2,992.00	63,430,400	貸付有価証券 9,800株
エイチ・アイ・エス	62,900	1,862.00	117,119,800	貸付有価証券 700株
ラックランド	8,900	1,971.00	17,541,900	貸付有価証券 4,100株
共立メンテナンス	61,800	2,272.50	140,440,500	貸付有価証券 18,800株（8,200株）
イチネンホールディングス	20,900	1,693.00	35,383,700	貸付有価証券 500株（100株）
建設技術研究所	10,100	4,455.00	44,995,500	
スペース	14,300	1,106.00	15,815,800	貸付有価証券 500株（400株）
燦ホールディングス	18,100	1,183.00	21,412,300	貸付有価証券 100株（100株）
スバル興業	7,600	2,945.00	22,382,000	貸付有価証券 300株
東京テアトル	1,600	1,103.00	1,764,800	貸付有価証券 700株（100株）
タナベコンサルティンググループ	8,500	1,219.00	10,361,500	
ナガワ	6,200	7,130.00	44,206,000	貸付有価証券 2,800株
東京都競馬	14,400	4,020.00	57,888,000	貸付有価証券 4,700株（2,100株）
常磐興産	1,600	1,240.00	1,984,000	貸付有価証券 700株
カナモト	30,500	2,845.00	86,772,500	貸付有価証券 800株
ニシオホールディングス	16,300	4,135.00	67,400,500	貸付有価証券 100株（100株）
トランス・コスモス	22,000	3,540.00	77,880,000	貸付有価証券 800株（800株）
乃村工藝社	85,900	821.00	70,523,900	貸付有価証券 100株
藤田観光	8,700	9,430.00	82,041,000	貸付有価証券 3,300株
ＫＮＴ－ＣＴホールディ	11,700	1,303.00	15,245,100	貸付有価証券

		ングス				500株（300株）
		トーカイ	17,400	2,201.00	38,297,400	
		白洋舎	700	2,256.00	1,579,200	貸付有価証券 200株
		セコム	200,500	10,780.00	2,161,390,000	
		セントラル警備保障	10,600	2,658.00	28,174,800	
		丹青社	38,200	915.00	34,953,000	貸付有価証券 100株
		メイテックグループホールディングス	67,000	3,394.00	227,398,000	
		応用地質	18,400	2,498.00	45,963,200	貸付有価証券 100株（100株）
		船井総研ホールディングス	39,400	2,292.00	90,304,800	貸付有価証券 3,400株（800株）
		進学会ホールディングス	1,100	229.00	251,900	貸付有価証券 500株
		オオバ	2,900	1,001.00	2,902,900	貸付有価証券 1,300株
		いであ	1,200	2,251.00	2,701,200	
		学究社	7,900	2,017.00	15,934,300	貸付有価証券 100株（100株）
		イオンディライト	21,100	4,100.00	86,510,000	貸付有価証券 700株
		ナック	16,700	559.00	9,335,300	
		ダイセキ	40,200	3,745.00	150,549,000	
		ステップ	7,200	1,993.00	14,349,600	
	小計	銘柄数：2,112 組入時価比率：98.5%			700,410,486,640 100.0%	
合計					700,410,486,640	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 9月 6日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	10,632,974,288	－	10,512,100,000	△121,076,743
合計	10,632,974,288	－	10,512,100,000	△121,076,743

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年 9月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	66,326,819
コール・ローン	1,533,719,100
株式	87,029,685,678
投資証券	1,803,375,147
派生商品評価勘定	1,746,099,475
未収入金	1,209,649
未収配当金	110,063,973
未収利息	10,004
差入委託証拠金	1,162,153,721
流動資産合計	93,452,643,566
資産合計	93,452,643,566
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,121,919
未払解約金	173,206,088
その他未払費用	334,200
流動負債合計	210,662,207
負債合計	210,662,207
純資産の部	
元本等	
元本	29,811,293,924
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,430,687,435
元本等合計	93,241,981,359
純資産合計	93,241,981,359
負債純資産合計	93,452,643,566

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。

	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 9月 6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1277円
(10,000口当たり純資産額)	(31,277円)

(金融商品に関する注記)
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	36,591,551,177円
同期中における追加設定元本額	4,855,497,632円
同期中における一部解約元本額	11,635,754,885円
期末元本額	29,811,293,924円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,762,936,014円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	873,523,104円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,910,450,421円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,373,162円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,162,432円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	13,627,787円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	5,009,860円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	14,198,392円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	12,472,826,938円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	3,800,890,801円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	903,737,816円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	2,142,246,945円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,663,000,974円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	844,002,919円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	366,367,534円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	285,340円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	1,087,550円
先進８ヵ国国債入替型プラス外国株式戦略３０オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	31,565,935円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2024年９月６日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	9,750	34.11	332,572.50	
		HALLIBURTON CO	8,740	29.07	254,071.80	
		SCHLUMBERGER LTD	13,650	41.22	562,653.00	
		APA CORPORATION	4,070	25.97	105,697.90	
		CHENIERE ENERGY INC	2,240	181.28	406,067.20	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,180	72.00	84,960.00	
		CHEVRON CORP	17,260	140.93	2,432,451.80	
		CHORD ENERGY CORP	500	137.39	68,695.00	
		CONOCOPHILLIPS	11,530	107.45	1,238,898.50	
		COTERRA ENERGY INC	7,600	23.49	178,524.00	
		DEVON ENERGY CORP	6,250	42.08	263,000.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	1,660	184.01	305,456.60	
		EOG RESOURCES INC	5,560	121.55	675,818.00	
		EQT CORP	5,670	32.82	186,089.40	
		EXXON MOBIL CORP	44,120	113.17	4,993,060.40	
		HESS CORP	2,810	129.02	362,546.20	
		HF SINCLAIR CORP	1,560	45.58	71,104.80	
		KINDER MORGAN INC	19,400	21.48	416,712.00	
		MARATHON OIL CORP	5,400	27.07	146,178.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	3,460	168.46	582,871.60	
		OCCIDENTAL PETE CORP	6,460	53.74	347,160.40	
		ONEOK INC	5,630	91.81	516,890.30	
		OVINTIV INC	2,380	40.82	97,151.60	
		PHILLIPS 66	4,110	128.89	529,737.90	
		TARGA RESOURCES CORP	2,080	149.78	311,542.40	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	206	792.73	163,302.38	
		VALERO ENERGY CORP	3,180	135.52	430,953.60	
		WILLIAMS COS	11,740	44.83	526,304.20	
		AIR PRODUCTS	2,134	273.55	583,755.70	
		ALBEMARLE CORP	1,130	82.60	93,338.00	
		CELANESE CORP-SERIES A	960	121.44	116,582.40	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,870	78.54	146,869.80	
		CORTEVA INC	7,060	55.11	389,076.60	

DOW INC	7,130	51.31	365,840.30	
DUPONT DE NEMOURS INC	4,250	81.38	345,865.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	1,100	98.01	107,811.00	
ECOLAB INC	2,470	246.70	609,349.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	2,630	102.67	270,022.10	
LINDE PLC	4,743	465.52	2,207,961.36	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,350	94.23	221,440.50	
MOSAIC CO/THE	3,110	26.55	82,570.50	
PPG INDUSTRIES	2,310	125.28	289,396.80	
RPM INTERNATIONAL INC	1,240	114.05	141,422.00	
SHERWIN-WILLIAMS	2,398	360.08	863,471.84	
WESTLAKE CORPORATION	340	136.44	46,389.60	
CRH PLC	6,610	84.47	558,346.70	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	601	506.07	304,148.07	
VULCAN MATERIALS CO	1,288	232.16	299,022.08	
AMCOR PLC	14,700	11.22	164,934.00	
AVERY DENNISON CORP	690	218.73	150,923.70	
BALL CORP	2,830	64.55	182,676.50	
CROWN HOLDINGS INC	1,330	90.38	120,205.40	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	3,500	47.52	166,320.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	940	203.98	191,741.20	
SMURFIT WESTROCK PLC	4,900	45.34	222,166.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	13,780	41.40	570,492.00	
NEWMONT CORP	11,090	51.93	575,903.70	
NUCOR CORP	2,440	139.60	340,624.00	
RELIANCE INC	550	271.96	149,578.00	
STEEL DYNAMICS	1,330	111.32	148,055.60	
AXON ENTERPRISE INC	714	354.86	253,370.04	
BOEING CO	5,810	162.15	942,091.50	
GENERAL DYNAMICS	2,232	297.29	663,551.28	
GENERAL ELECTRIC CO	10,810	163.85	1,771,218.50	
HEICO CORP	380	251.88	95,714.40	
HEICO CORP-CLASS A	670	195.76	131,159.20	
HOWMET AEROSPACE INC	3,780	94.21	356,113.80	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	400	270.93	108,372.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,840	232.52	427,836.80	

LOCKHEED MARTIN	2,141	568.59	1,217,351.19	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,348	519.39	700,137.72	
RTX CORP	13,150	119.64	1,573,266.00	
TEXTRON INC	1,940	87.23	169,226.20	
TRANSDIGM GROUP INC	558	1,329.28	741,738.24	
ALLEGION PLC	800	135.69	108,552.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,110	167.55	185,980.50	
CARLISLE COS INC	434	402.28	174,589.52	
CARRIER GLOBAL CORP	7,810	69.04	539,202.40	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,130	76.43	86,365.90	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	6,590	69.38	457,214.20	
LENNOX INTERNATIONAL INC	280	556.21	155,738.80	
MASCO CORP	2,320	77.24	179,196.80	
OWENS CORNING INC	890	158.94	141,456.60	
SMITH (A.O.) CORP	1,100	77.86	85,646.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	2,174	342.91	745,486.34	
AECOM	1,250	95.60	119,500.00	
EMCOR GROUP INC	494	353.47	174,614.18	
QUANTA SERVICES INC	1,430	251.39	359,487.70	
AMETEK INC	2,350	165.15	388,102.50	
EATON CORP PLC	3,965	285.72	1,132,879.80	
EMERSON ELEC	5,490	99.97	548,835.30	
GE VERNOVA INC	2,650	198.44	525,866.00	
HUBBELL INC	481	370.42	178,172.02	
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,170	256.92	300,596.40	
VERTIV HOLDINGS CO	3,580	75.15	269,037.00	
3M CORP	5,300	131.40	696,420.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	6,450	202.98	1,309,221.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,800	35.75	64,350.00	
CATERPILLAR INC DEL	4,834	333.56	1,612,429.04	
CNH INDUSTRIAL NV	9,000	10.13	91,170.00	
CUMMINS INC	1,327	296.65	393,654.55	
DEERE & COMPANY	2,602	383.69	998,361.38	
DOVER CORP	1,420	175.05	248,571.00	
FORTIVE CORP	3,620	72.80	263,536.00	

GRACO INC	1,640	80.11	131,380.40	
IDEX CORP	800	196.77	157,416.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	2,860	243.06	695,151.60	
INGERSOLL-RAND INC	3,930	87.61	344,307.30	
NORDSON CORP	580	246.60	143,028.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	4,100	92.43	378,963.00	
PACCAR	5,060	92.57	468,404.20	
PARKER HANNIFIN CORP	1,231	575.20	708,071.20	
PENTAIR PLC	1,570	85.16	133,701.20	
SNAP-ON INC	520	272.09	141,486.80	
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,570	98.36	154,425.20	
TORO CO	1,089	81.82	89,101.98	
WABTEC CORP	1,810	163.55	296,025.50	
XYLEM INC	2,470	128.03	316,234.10	
AERCAP HOLDINGS NV	2,030	91.98	186,719.40	
FASTENAL CO	5,560	65.18	362,400.80	
FERGUSON ENTERPRISES INC	1,970	193.13	380,466.10	
GRAINGER(W.W.) INC	446	938.48	418,562.08	
UNITED RENTALS INC	650	697.52	453,388.00	
WATSCO INC	314	449.55	141,158.70	
CINTAS CORP	875	798.92	699,055.00	
COPART INC	8,370	49.51	414,398.70	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	2,130	205.43	437,565.90	
ROLLINS INC	3,100	50.31	155,961.00	
VERALTO CORP	2,310	109.85	253,753.50	
WASTE CONNECTIONS INC	2,490	184.89	460,376.10	
WASTE MANAGEMENT INC	3,990	208.40	831,516.00	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	1,080	102.18	110,354.40	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	1,350	122.53	165,415.50	
FEDEX CORPORATION	2,242	285.31	639,665.02	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	7,260	127.40	924,924.00	
DELTA AIR LINES INC	1,300	42.17	54,821.00	
SOUTHWEST AIRLINES	1,000	29.81	29,810.00	
CSX CORP	18,780	34.02	638,895.60	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	24,700	3.34	82,498.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	810	169.30	137,133.00	

KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	1,630	50.82	82,836.60	
NORFOLK SOUTHERN CORP	2,170	252.76	548,489.20	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,980	186.06	368,398.80	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	790	67.41	53,253.90	
UBER TECHNOLOGIES INC	18,630	71.25	1,327,387.50	
UNION PAC CORP	6,040	251.53	1,519,241.20	
APTIV PLC	2,440	70.97	173,166.80	
FORD MOTOR COMPANY	37,900	10.77	408,183.00	
GENERAL MOTORS CO	11,150	48.15	536,872.50	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	7,400	13.74	101,676.00	
TESLA INC	28,220	230.17	6,495,397.40	
DR HORTON INC	2,880	183.72	529,113.60	
GARMIN LTD	1,580	180.78	285,632.40	
LENNAR CORP-A	2,370	177.83	421,457.10	
NVR INC	31	9,044.72	280,386.32	
PULTEGROUP INC	1,950	128.27	250,126.50	
DECKERS OUTDOOR CORP	263	879.38	231,276.94	
LULULEMON ATHLETICA INC	1,170	253.70	296,829.00	
NIKE INC-B	12,040	80.83	973,193.20	
AIRBNB INC-CLASS A	4,250	116.16	493,680.00	
BOOKING HOLDINGS INC	336	3,781.88	1,270,711.68	
CARNIVAL CORP	10,700	16.15	172,805.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	13,220	53.03	701,056.60	
DARDEN RESTAURANTS INC	1,250	157.94	197,425.00	
DOMINOS PIZZA INC	299	410.26	122,667.74	
DOORDASH INC-A	3,100	126.35	391,685.00	
DRAFTKINGS INC	4,090	35.73	146,135.70	
EXPEDIA GROUP INC	1,270	135.19	171,691.30	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	1,800	214.82	386,676.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	2,420	216.00	522,720.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	390	147.28	57,439.20	
LAS VEGAS SANDS CORP	3,600	39.98	143,928.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	2,370	229.06	542,872.20	
MCDONALD'S CORP	7,120	287.97	2,050,346.40	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	1,860	35.81	66,606.60	

ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,380	158.02	376,087.60	
STARBUCKS CORP	11,250	91.56	1,030,050.00	
WYNN RESORTS LTD	1,060	77.12	81,747.20	
YUM BRANDS INC	2,730	134.50	367,185.00	
GENUINE PARTS CO	1,390	137.34	190,902.60	
LKQ CORP	2,560	40.73	104,268.80	
POOL CORP	379	341.97	129,606.63	
AMAZON.COM INC	91,970	177.89	16,360,543.30	
EBAY INC	5,080	59.12	300,329.60	
GLOBAL-E ONLINE LTD	1,120	33.07	37,038.40	
MERCADOLIBRE INC	454	2,038.18	925,333.72	
AUTOZONE	167	3,141.17	524,575.39	
BATH & BODY WORKS INC	1,790	29.41	52,643.90	
BEST BUY COMPANY INC	1,970	99.41	195,837.70	
BURLINGTON STORES INC	670	267.32	179,104.40	
CARMAX INC	1,500	80.91	121,365.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	520	214.83	111,711.60	
HOME DEPOT	9,764	361.85	3,533,103.40	
LOWES COS INC	5,640	244.11	1,376,780.40	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	566	1,137.59	643,875.94	
ROSS STORES INC	3,240	153.14	496,173.60	
TJX COS INC	11,200	118.01	1,321,712.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,100	270.81	297,891.00	
ULTA BEAUTY INC	419	363.78	152,423.82	
WILLIAMS SONOMA INC	1,360	128.47	174,719.20	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	2,700	19.01	51,327.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	4,364	885.98	3,866,416.72	
DOLLAR GENERAL CORP	2,000	80.41	160,820.00	
DOLLAR TREE INC	2,070	68.47	141,732.90	
KROGER CO	6,670	53.37	355,977.90	
SYSCO CORP	5,050	78.98	398,849.00	
TARGET CORP	4,430	151.90	672,917.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	5,600	8.74	48,944.00	
WALMART INC	43,570	76.96	3,353,147.20	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	1,390	45.22	62,855.80	
CELSIUS HOLDINGS INC	1,350	32.03	43,240.50	

		COCA COLA CO	40,330	71.17	2,870,286.10	
		COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,100	81.43	171,003.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,660	248.29	412,161.40	
		KEURIG DR PEPPER INC	10,520	36.97	388,924.40	
		MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	1,730	55.81	96,551.30	
		MONSTER BEVERAGE CORP	7,170	48.22	345,737.40	
		PEPSICO INC	13,550	179.30	2,429,515.00	
		ARCHER DANIELS MIDLAND	4,920	60.07	295,544.40	
		BUNGE GLOBAL SA	1,470	98.74	145,147.80	
		CAMPBELL SOUP CO	1,870	51.34	96,005.80	
		CONAGRA BRANDS INC	4,600	32.53	149,638.00	
		GENERAL MILLS	5,650	74.51	420,981.50	
		HERSHEY CO/THE	1,510	198.10	299,131.00	
		HORMEL FOODS CORP	2,650	32.11	85,091.50	
		JM SMUCKER CO/THE-NEW	910	121.19	110,282.90	
		KELLANOVA	2,570	80.19	206,088.30	
		KRAFT HEINZ CO/THE	8,890	36.13	321,195.70	
		LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,120	62.09	69,540.80	
		MCCORMICK & CO INC.	2,630	83.04	218,395.20	
		MONDELEZ INTERNATIONAL INC	13,340	75.07	1,001,433.80	
		TYSON FOODS INC-CL A	2,450	65.13	159,568.50	
		ALTRIA GROUP INC	17,090	54.27	927,474.30	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	15,360	125.18	1,922,764.80	
		CHURCH & DWIGHT CO INC	2,520	105.49	265,834.80	
		CLOROX CO	1,180	164.82	194,487.60	
		COLGATE PALMOLIVE CO.	7,480	108.53	811,804.40	
		KIMBERLY-CLARK CORP	3,250	148.05	481,162.50	
		PROCTER & GAMBLE CO	23,230	175.47	4,076,168.10	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,310	90.07	208,061.70	
		KENVUE INC	18,600	22.51	418,686.00	
		ABBOTT LABORATORIES	17,180	113.10	1,943,058.00	
		ALIGN TECHNOLOGY INC	730	226.52	165,359.60	
		BAXTER INTERNATIONAL INC.	4,540	38.82	176,242.80	
		BECTON,DICKINSON	2,770	233.25	646,102.50	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	14,580	81.37	1,186,374.60	
		COOPER COS INC/THE	2,000	106.50	213,000.00	

DEXCOM INC	3,790	69.05	261,699.50	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	5,850	66.02	386,217.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	4,400	87.29	384,076.00	
HOLOGIC INC	2,350	80.99	190,326.50	
IDEXX LABORATORIES INC	836	469.18	392,234.48	
INSULET CORP	670	216.11	144,793.70	
INTUITIVE SURGICAL INC	3,506	476.69	1,671,275.14	
MEDTRONIC PLC	12,500	89.39	1,117,375.00	
RESMED INC	1,490	244.78	364,722.20	
SOLVENTUM CORP	1,347	65.60	88,363.20	
STERIS PLC	980	239.05	234,269.00	
STRYKER CORP	3,399	358.00	1,216,842.00	
TELEFLEX INC	490	243.15	119,143.50	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,830	104.47	191,180.10	
CARDINAL HEALTH INC	2,230	111.77	249,247.10	
CENCORA INC	1,740	236.24	411,057.60	
CENTENE CORP	5,180	72.66	376,378.80	
CVS HEALTH CORP	12,040	58.07	699,162.80	
DAVITA INC	480	148.74	71,395.20	
ELEVANCE HEALTH INC	2,303	544.40	1,253,753.20	
HCA HEALTHCARE INC	1,900	397.75	755,725.00	
HENRY SCHEIN INC	1,400	69.86	97,804.00	
HUMANA INC	1,167	365.14	426,118.38	
LABCORP HOLDINGS INC	730	227.34	165,958.20	
MCKESSON CORP	1,237	514.75	636,745.75	
MOLINA HEALTHCARE INC	520	331.12	172,182.40	
QUEST DIAGNOSTICS INC	990	154.23	152,687.70	
THE CIGNA GROUP	2,822	355.12	1,002,148.64	
UNITEDHEALTH GROUP INC	9,052	595.49	5,390,375.48	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	580	239.31	138,799.80	
ABBVIE INC	17,390	192.86	3,353,835.40	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,230	251.48	309,320.40	
AMGEN INC	5,302	324.36	1,719,756.72	
BIOGEN INC	1,420	201.80	286,556.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,000	85.12	170,240.00	
EXACT SCIENCES CORP	1,720	60.91	104,765.20	

GILEAD SCIENCES INC	12,380	78.77	975,172.60	
INCYTE CORP	1,550	62.96	97,588.00	
MODERNA INC	3,360	73.44	246,758.40	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,010	121.21	122,422.10	
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,074	1,150.56	1,235,701.44	
UNITED THERAPEUTICS CORP	420	350.01	147,004.20	
VERTEX PHARMACEUTICALS	2,558	468.57	1,198,602.06	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	20,140	49.80	1,002,972.00	
CATALENT INC	1,820	60.40	109,928.00	
ELI LILLY & CO.	7,940	912.75	7,247,235.00	
JOHNSON & JOHNSON	23,690	164.99	3,908,613.10	
MERCK & CO INC	24,960	118.59	2,960,006.40	
PFIZER INC	56,040	28.51	1,597,700.40	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	3,000	29.07	87,210.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	11,200	18.43	206,416.00	
VIATRIS INC	10,400	11.67	121,368.00	
ZOETIS INC	4,550	186.59	848,984.50	
BANK OF AMERICA CORP	69,370	40.14	2,784,511.80	
CITIGROUP	18,920	60.63	1,147,119.60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	3,970	41.60	165,152.00	
FIFTH THIRD BANCORP	7,010	41.70	292,317.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	90	1,952.42	175,717.80	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	15,100	14.65	221,215.00	
JPMORGAN CHASE & CO	28,230	217.63	6,143,694.90	
KEYCORP	10,000	16.24	162,400.00	
M & T BANK CORP	1,710	168.80	288,648.00	
PNC FINANCIAL	3,810	180.95	689,419.50	
REGIONS FINANCIAL CORP	8,300	22.61	187,663.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	12,840	43.15	554,046.00	
US BANCORP	14,940	45.54	680,367.60	
WELLS FARGO CO	34,430	56.86	1,957,689.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	3,860	108.85	420,161.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	13,022	464.92	6,054,188.24	
BLOCK INC	5,650	64.58	364,877.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	2,000	27.63	55,260.00	
CORPAY INC	685	304.79	208,781.15	

EQUITABLE HOLDINGS INC	3,300	40.53	133,749.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	5,580	82.47	460,182.60	
FISERV INC	5,810	172.51	1,002,283.10	
GLOBAL PAYMENTS INC	2,550	108.96	277,848.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	600	173.21	103,926.00	
MASTERCARD INC	8,172	477.36	3,900,985.92	
PAYPAL HOLDINGS INC	9,600	72.03	691,488.00	
TOAST INC-CLASS A	2,800	24.12	67,536.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	15,490	278.62	4,315,823.80	
AFLAC INC	5,260	109.69	576,969.40	
ALLSTATE CORP	2,550	185.76	473,688.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	710	133.06	94,472.60	
AMERICAN INTL GROUP	6,510	73.84	480,698.40	
AON PLC	1,904	348.80	664,115.20	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,650	112.19	409,493.50	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,082	295.55	615,335.10	
ASSURANT INC	470	194.86	91,584.20	
BROWN & BROWN INC	2,320	104.63	242,741.60	
CHUBB LTD	3,821	287.33	1,097,887.93	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,470	136.34	200,419.80	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	230	495.95	114,068.50	
EVEREST GROUP LTD	402	389.50	156,579.00	
FNF GROUP	2,760	58.99	162,812.40	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	2,910	115.08	334,882.80	
LOEWS CORP	1,850	80.90	149,665.00	
MARKEL GROUP INC	125	1,555.52	194,440.00	
MARSH & MCLENNAN COS	4,900	228.46	1,119,454.00	
METLIFE INC	5,950	76.58	455,651.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,120	79.70	168,964.00	
PROGRESSIVE CO	5,800	249.54	1,447,332.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	3,480	117.78	409,874.40	
TRAVELERS COS INC/THE	2,210	231.85	512,388.50	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,006	293.67	295,432.02	
WR BERKLEY CORP	2,640	59.02	155,812.80	
ACCENTURE PLC-CL A	6,183	340.93	2,107,970.19	
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,320	99.12	130,838.40	

CLOUDFLARE INC - CLASS A	2,680	78.40	210,112.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	5,040	76.76	386,870.40	
EPAM SYSTEMS INC	570	204.00	116,280.00	
GARTNER INC	757	483.46	365,979.22	
GODADDY INC - CLASS A	1,250	153.00	191,250.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	9,080	202.59	1,839,517.20	
MONGODB INC	634	289.88	183,783.92	
OKTA INC	1,640	74.71	122,524.40	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	2,930	111.75	327,427.50	
TWILIO INC - A	1,640	61.35	100,614.00	
VERISIGN INC	780	183.44	143,083.20	
WIX.COM LTD	580	159.58	92,556.40	
ADOBE INC	4,373	567.93	2,483,557.89	
ANSYS INC	860	309.75	266,385.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	2,140	88.19	188,726.60	
ASPEN TECHNOLOGY INC	260	228.50	59,410.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,640	161.90	265,516.00	
AUTODESK INC.	2,060	251.77	518,646.20	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	1,210	48.64	58,854.40	
CADENCE DESIGN SYS INC	2,610	250.85	654,718.50	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	940	188.14	176,851.60	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,210	256.43	566,710.30	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	390	269.50	105,105.00	
DATADOG INC - CLASS A	2,830	110.09	311,554.70	
DOCUSIGN INC	2,050	56.93	116,706.50	
DYNATRACE INC	2,680	49.27	132,043.60	
FAIR ISAAC CORP	241	1,757.14	423,470.74	
FORTINET INC	6,540	75.80	495,732.00	
GEN DIGITAL INC	5,500	25.94	142,670.00	
HUBSPOT INC	500	504.17	252,085.00	
INTUIT INC	2,763	621.48	1,717,149.24	
MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	600	252.82	151,692.00	
MICROSOFT CORP	69,310	408.39	28,305,510.90	
MICROSTRATEGY INC-CL A	1,560	119.57	186,529.20	
MONDAY.COM LTD	410	249.12	102,139.20	

ORACLE CORPORATION	16,330	142.61	2,328,821.30	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	20,300	30.16	612,248.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	3,212	343.74	1,104,092.88	
PTC INC	1,190	168.50	200,515.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,029	554.91	571,002.39	
SALESFORCE INC	9,560	246.12	2,352,907.20	
SAMSARA INC-CL A	2,350	38.75	91,062.50	
SERVICENOW INC	2,027	835.40	1,693,355.80	
SYNOPSYS INC	1,459	476.03	694,527.77	
TYLER TECHNOLOGIES INC	418	583.86	244,053.48	
WORKDAY INC-CLASS A	2,040	255.79	521,811.60	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	2,150	67.23	144,544.50	
ZSCALER INC	880	162.25	142,780.00	
ARISTA NETWORKS INC	2,650	328.44	870,366.00	
CISCO SYSTEMS	39,780	49.13	1,954,391.40	
F5 INC	610	200.80	122,488.00	
JUNIPER NETWORKS INC	3,300	38.61	127,413.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,597	437.31	698,384.07	
APPLE INC	142,990	222.38	31,798,116.20	
DELL TECHNOLOGIES-C	2,590	107.16	277,544.40	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	13,400	17.64	236,376.00	
HP INC	9,960	34.40	342,624.00	
NETAPP INC	2,130	116.82	248,826.60	
PURE STORAGE INC - CLASS A	2,610	46.94	122,513.40	
SEAGATE TECHNOLOGY	2,000	100.81	201,620.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	545	414.60	225,957.00	
WESTERN DIGITAL CORP	3,050	62.61	190,960.50	
AMPHENOL CORP-CL A	11,520	61.86	712,627.20	
CDW CORPORATION	1,320	214.82	283,562.40	
CORNING INC	8,290	41.37	342,957.30	
JABIL INC	990	102.59	101,564.10	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,590	147.07	233,841.30	
TE CONNECTIVITY LTD	2,990	147.07	439,739.30	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	418	430.47	179,936.46	
TRIMBLE INC	2,380	55.78	132,756.40	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	490	329.04	161,229.60	

ADVANCED MICRO DEVICES	15,950	139.44	2,224,068.00	
ANALOG DEVICES INC	4,920	219.06	1,077,775.20	
APPLIED MATERIALS	8,190	180.24	1,476,165.60	
BROADCOM INC	43,470	152.82	6,643,085.40	
ENPHASE ENERGY INC	1,440	112.08	161,395.20	
ENTEGRIS INC	1,410	110.17	155,339.70	
FIRST SOLAR INC	1,050	214.76	225,498.00	
INTEL CORP	42,400	19.40	822,560.00	
KLA CORP	1,337	728.06	973,416.22	
LAM RESEARCH	1,299	755.92	981,940.08	
MARVELL TECHNOLOGY INC	8,350	69.89	583,581.50	
MICROCHIP TECHNOLOGY	5,240	76.75	402,170.00	
MICRON TECHNOLOGY	11,010	89.39	984,183.90	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	491	841.49	413,171.59	
NVIDIA CORP	241,480	107.21	25,889,070.80	
NXP SEMICONDUCTORS NV	2,460	236.70	582,282.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	4,390	70.25	308,397.50	
QORVO INC	800	108.08	86,464.00	
QUALCOMM INC	11,020	163.70	1,803,974.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,510	101.39	153,098.90	
TERADYNE INC	1,630	126.10	205,543.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	8,990	201.55	1,811,934.50	
AT & T INC	71,000	20.65	1,466,150.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	41,610	41.31	1,718,909.10	
T-MOBILE US INC	5,250	197.18	1,035,195.00	
ALLIANT ENERGY CORP	2,730	58.97	160,988.10	
AMERICAN ELECTRIC POWER	5,070	103.10	522,717.00	
CONSTELLATION ENERGY	3,040	176.07	535,252.80	
DUKE ENERGY CORP	7,680	116.85	897,408.00	
EDISON INTERNATIONAL	3,920	87.64	343,548.80	
ENTERGY CORP	2,200	122.31	269,082.00	
EVERGY INC	2,350	60.42	141,987.00	
EVERSOURCE ENERGY	3,460	68.05	235,453.00	
EXELON CORPORATION	9,710	38.42	373,058.20	
FIRSTENERGY CORP	5,650	44.47	251,255.50	
NEXTERA ENERGY INC	20,320	80.33	1,632,305.60	

NRG ENERGY INC	1,990	78.53	156,274.70	
PG&E CORP	19,700	20.60	405,820.00	
PPL CORPORATION	6,600	32.15	212,190.00	
SOUTHERN CO.	10,880	89.51	973,868.80	
XCEL ENERGY INC	5,660	63.46	359,183.60	
ATMOS ENERGY CORP	1,460	131.42	191,873.20	
AMEREN CORPORATION	2,650	83.74	221,911.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	6,000	27.76	166,560.00	
CMS ENERGY CORP	2,750	68.31	187,852.50	
CONSOLIDATED EDISON INC	3,370	103.79	349,772.30	
DOMINION ENERGY INC	8,090	57.34	463,880.60	
DTE ENERGY COMPANY	1,860	123.66	230,007.60	
NISOURCE INC	4,400	33.40	146,960.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	4,840	80.90	391,556.00	
SEMPRA	6,090	83.09	506,018.10	
WEC ENERGY GROUP INC	3,100	94.68	293,508.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,000	144.51	289,020.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	2,260	39.23	88,659.80	
ALLY FINANCIAL INC	2,600	40.94	106,444.00	
AMERICAN EXPRESS CO	5,700	251.84	1,435,488.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3,680	142.09	522,891.20	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,450	132.38	324,331.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	4,130	48.67	201,007.10	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,003	439.55	440,868.65	
ARES MANAGEMENT CORP - A	1,910	141.05	269,405.50	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	7,430	68.00	505,240.00	
BLACKROCK INC	1,472	876.64	1,290,414.08	
BLACKSTONE INC	7,100	138.27	981,717.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	2,100	38.07	79,947.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,010	210.62	212,726.20	
CME GROUP INC	3,450	219.38	756,861.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,810	159.70	289,057.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	376	427.01	160,555.76	
FRANKLIN RESOURCES INC	2,800	19.49	54,572.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	490	60.45	29,620.50	
GOLDMAN SACHS GROUP	3,189	487.88	1,555,849.32	

INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	5,710	162.60	928,446.00	
KKR & CO INC-A	5,940	118.44	703,533.60	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	790	215.87	170,537.30	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	320	258.02	82,566.40	
MOODYS CORP	1,572	483.85	760,612.20	
MORGAN STANLEY	12,080	99.56	1,202,684.80	
MSCI INC	767	570.66	437,696.22	
NASDAQ INC	4,240	73.40	311,216.00	
NORTHERN TRUST CORP	1,960	89.66	175,733.60	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,980	117.58	232,808.40	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	5,600	19.67	110,152.00	
S&P GLOBAL INC	3,166	517.00	1,636,822.00	
SCHWAB(CHARLES)CORP	15,020	63.69	956,623.80	
SEI INVESTMENTS COMPANY	1,120	66.34	74,300.80	
STATE STREET CORP	2,990	85.19	254,718.10	
T ROWE PRICE GROUP INC	2,310	104.12	240,517.20	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	990	117.61	116,433.90	
AES CORP	6,700	16.94	113,498.00	
VISTRA CORP	3,560	75.83	269,954.80	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,560	215.31	335,883.60	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,840	138.36	392,942.40	
AVANTOR INC	5,800	25.64	148,712.00	
BIO TECHNE CORP	1,500	72.37	108,555.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	190	333.28	63,323.20	
CHARLES RIVER LABORATORIES	470	191.19	89,859.30	
DANAHER CORP	6,622	264.71	1,752,909.62	
ILLUMINA INC	1,590	129.76	206,318.40	
IQVIA HOLDINGS INC	1,840	248.14	456,577.60	
METTLER-TOLEDO INTL	209	1,386.51	289,780.59	
REVVITY INC	1,260	117.12	147,571.20	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	3,766	606.88	2,285,510.08	
WATERS CORP	619	331.31	205,080.89	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	650	300.30	195,195.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	4,060	270.17	1,096,890.20	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,300	155.88	202,644.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	1,220	210.85	257,237.00	

INC				
DAYFORCE INC	1,340	54.19	72,614.60	
EQUIFAX INC	1,210	296.59	358,873.90	
JACOBS SOLUTIONS INC	1,120	143.94	161,212.80	
LEIDOS HOLDINGS INC	1,290	155.80	200,982.00	
PAYCHEX INC	3,140	130.07	408,419.80	
PAYCOM SOFTWARE INC	460	156.22	71,861.20	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,350	72.97	171,479.50	
TRUNSUNION	1,860	95.50	177,630.00	
VERISK ANALYTICS INC	1,390	273.50	380,165.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	914	330.78	302,332.92	
COMCAST CORP-CL A	38,730	39.80	1,541,454.00	
FOX CORP-CLASS A	1,840	40.42	74,372.80	
FOX CORP-CLASS B	930	37.37	34,754.10	
INTERPUBRIC GROUP	3,280	31.46	103,188.80	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	3,700	26.93	99,641.00	
OMNICOM GROUP	1,760	99.91	175,841.60	
PARAMOUNT GLOBAL	5,700	10.38	59,166.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	4,490	103.54	464,894.60	
DISNEY (WALT) CO	18,030	88.65	1,598,359.50	
ELECTRONIC ARTS	2,470	145.91	360,397.70	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	1,840	76.42	140,612.80	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	1,360	94.20	128,112.00	
NETFLIX INC	4,246	683.62	2,902,650.52	
ROBLOX CORP -CLASS A	4,750	43.71	207,622.50	
ROKU INC	1,170	66.70	78,039.00	
SEA LTD-ADR	3,640	78.72	286,540.80	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	1,710	157.06	268,572.60	
WARNER BROS DISCOVERY INC	20,600	7.42	152,852.00	
ALPHABET INC-CL A	57,710	157.24	9,074,320.40	
ALPHABET INC-CL C	49,680	158.60	7,879,248.00	
MATCH GROUP INC	2,430	36.51	88,719.30	
META PLATFORMS INC-CLASS A	21,527	516.86	11,126,445.22	
PINTEREST INC- CLASS A	5,500	30.81	169,455.00	
SNAP INC-A	8,900	8.87	78,943.00	
CBRE GROUP INC	3,120	114.15	356,148.00	

		COSTAR GROUP INC	3,750	77.36	290,100.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	9,400	3.62	34,028.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	1,160	53.61	62,187.60	
	小計	銘柄数：572 組入時価比率：70.8%			461,146,629.27 (66,054,643,176) 75.9%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	5,400	22.85	123,390.00	
		CAMECO CORP	4,580	51.46	235,686.80	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	20,520	45.64	936,532.80	
		CENOVUS ENERGY INC	14,300	23.23	332,189.00	
		ENBRIDGE INC	21,680	54.64	1,184,595.20	
		IMPERIAL OIL	1,690	94.31	159,383.90	
		KEYERA CORP	1,900	40.42	76,798.00	
		MEG ENERGY CORP	2,400	24.86	59,664.00	
		PARKLAND CORP	1,130	36.28	40,996.40	
		PEMBINA PIPELINE CORP	6,000	54.90	329,400.00	
		SUNCOR ENERGY INC	12,420	51.34	637,642.80	
		TC ENERGY CORP	10,030	63.23	634,196.90	
		TOURMALINE OIL CORP	3,550	59.92	212,716.00	
		NUTRIEN LTD	5,110	62.83	321,061.30	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,290	79.38	102,400.20	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	4,850	106.37	515,894.50	
		BARRICK GOLD	17,900	26.30	470,770.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	8,000	14.00	112,000.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	1,900	161.35	306,565.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	5,600	16.36	91,616.00	
		KINROSS GOLD CORP	11,300	11.74	132,662.00	
		LUNDIN MINING CORP	5,500	12.01	66,055.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	4,200	26.05	109,410.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	4,570	60.41	276,073.70	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	4,650	80.87	376,045.50	
		WEST FRASER TIMBER	390	118.84	46,347.60	
		CAE INC	2,400	24.08	57,792.00	
		STANTEC INC	1,020	107.31	109,456.20	
		WSP GLOBAL INC	1,240	228.62	283,488.80	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	770	120.48	92,769.60	

ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	3,500	27.57	96,495.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	2,200	54.92	120,824.00	
RB GLOBAL INC	1,950	113.26	220,857.00	
AIR CANADA	2,000	15.47	30,940.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	5,230	158.54	829,164.20	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	9,310	112.81	1,050,261.10	
TFI INTERNATIONAL INC	830	191.37	158,837.10	
MAGNA INTERNATIONAL INC	2,550	54.70	139,485.00	
BRP INC/CA- SUB VOTING	310	89.35	27,698.50	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,570	59.57	93,524.90	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	3,130	91.78	287,271.40	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	440	156.25	68,750.00	
DOLLARAMA INC	2,910	130.62	380,104.20	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	7,430	75.41	560,296.30	
EMPIRE CO LTD A	900	38.58	34,722.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	1,550	175.98	272,769.00	
METRO INC/CN	1,880	85.00	159,800.00	
WESTON(GEORGE)LTD	660	222.37	146,764.20	
SAPUTO INC	2,200	29.76	65,472.00	
BANK OF MONTREAL	7,000	112.10	784,700.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	12,320	68.42	842,934.40	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	9,050	80.71	730,425.50	
NATIONAL BANK OF CANADA	3,330	124.12	413,319.60	
ROYAL BANK OF CANADA	13,990	164.10	2,295,759.00	
TORONTO DOMINION BANK	17,360	81.77	1,419,527.20	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	208	1,643.75	341,900.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	2,580	44.51	114,835.80	
IA FINANCIAL CORP INC	940	104.51	98,239.40	
INTACT FINANCIAL CORP	1,740	252.50	439,350.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	17,400	37.25	648,150.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	5,200	41.24	214,448.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	5,720	74.50	426,140.00	
CGI INC	2,050	151.82	311,231.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	12,040	94.74	1,140,669.60	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	201	4,181.45	840,471.45	

		DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	790	128.76	101,720.40	
		OPEN TEXT CORP	2,190	42.99	94,148.10	
		BCE INC	1,020	48.59	49,561.80	
		QUEBECOR INC-CL B	1,100	33.62	36,982.00	
		TELUS CORP	5,200	22.71	118,092.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	3,240	55.66	180,338.40	
		EMERA INC	2,930	51.37	150,514.10	
		FORTIS INC	5,130	61.13	313,596.90	
		HYDRO ONE LTD	3,300	46.29	152,757.00	
		ALTAGAS LTD	2,500	34.30	85,750.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	800	34.68	27,744.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	3,210	55.68	178,732.80	
		BROOKFIELD CORP	13,610	63.72	867,229.20	
		IGM FINANCIAL INC	500	38.75	19,375.00	
		ONEX CORPORATION	570	89.93	51,260.10	
		TMX GROUP LTD	2,880	42.81	123,292.80	
		BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	860	38.49	33,101.40	
		THOMSON REUTERS CORP	1,620	226.93	367,626.60	
		FIRSTSERVICE CORP	370	241.61	89,395.70	
	小計	銘柄数：84			27,280,954.35	
					(2,895,327,685)	
		組入時価比率：3.1%			3.3%	
	ユーロ	TENARIS SA	4,600	13.06	60,099.00	
		ENI SPA	23,300	14.20	330,860.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	4,000	17.72	70,880.00	
		NESTE OYJ	4,600	19.13	87,998.00	
		OMV AG	1,280	38.82	49,689.60	
		REPSOL SA	12,300	11.95	146,985.00	
		TOTALENERGIES SE	21,350	60.56	1,292,956.00	
		AIR LIQUIDE SA	5,740	163.10	936,194.00	
		AKZO NOBEL	1,640	58.32	95,644.80	
		ARKEMA	500	81.55	40,775.00	
		BASF SE	8,650	44.70	386,698.25	
		COVESTRO AG	1,700	55.60	94,520.00	
		DSM-FIRMENICH AG	1,920	118.80	228,096.00	
		EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	19.74	53,298.00	

OCI	800	28.54	22,832.00	
SYENSQO SA	650	72.10	46,865.00	
SYMRISE AG	1,220	118.50	144,570.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	1,200	91.82	110,184.00	
ARCELORMITTAL	5,100	20.17	102,867.00	
VOESTALPINE AG	1,300	21.12	27,456.00	
STORA ENSO OYJ-R	5,700	11.10	63,270.00	
UPM-KYMMENE OYJ	5,390	29.62	159,651.80	
AIRBUS SE	5,910	131.74	778,583.40	
DASSAULT AVIATION SA	180	191.30	34,434.00	
LEONARDO SPA	3,600	20.70	74,520.00	
MTU AERO ENGINES AG	530	265.50	140,715.00	
RHEINMETALL AG	448	515.20	230,809.60	
SAFRAN SA	3,270	192.65	629,965.50	
THALES SA	880	145.85	128,348.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	4,430	77.24	342,173.20	
KINGSPAN GROUP PLC	1,420	75.80	107,636.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,830	40.94	74,920.20	
BOUYGUES	1,680	32.65	54,852.00	
EIFFAGE SA	730	96.68	70,576.40	
FERROVIAL SE	5,170	37.56	194,185.20	
VINCI	4,820	109.85	529,477.00	
LEGRAND SA	2,690	97.70	262,813.00	
PRYSMIAN SPA	2,830	61.60	174,328.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	5,410	220.05	1,190,470.50	
SIEMENS ENERGY AG	6,070	25.55	155,088.50	
SIEMENS AG	7,520	165.22	1,242,454.40	
ALSTOM	3,360	17.62	59,220.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	4,840	31.79	153,863.60	
GEA GROUP AG	1,430	41.86	59,859.80	
KNORR-BREMSE AG	560	73.05	40,908.00	
KONE OYJ	3,570	48.62	173,573.40	
METSO CORPORATION	5,800	8.58	49,775.60	
RATIONAL AG	35	865.50	30,292.50	
WARTSILA OYJ	4,200	18.57	78,015.00	
BRENNTAG SE	1,330	65.26	86,795.80	

IMCD NV	530	148.85	78,890.50	
REXEL SA	2,300	22.41	51,543.00	
DHL GROUP	10,300	39.03	402,009.00	
INPOST SA	1,260	16.02	20,185.20	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	5,100	5.91	30,161.40	
ADP	230	117.50	27,025.00	
AENA SME SA	630	182.50	114,975.00	
GETLINK	3,200	16.19	51,808.00	
CONTINENTAL AG	1,070	60.60	64,842.00	
MICHELIN (CGDE)	6,990	35.60	248,844.00	
BAYER MOTOREN WERK	3,260	80.30	261,778.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	670	75.15	50,350.50	
DR ING HC F PORSCHE AG	1,180	67.16	79,248.80	
FERRARI NV	1,213	428.20	519,406.60	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	7,730	60.04	464,109.20	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	1,370	40.06	54,882.20	
RENAULT SA	1,710	41.57	71,084.70	
STELLANTIS NV	21,600	14.29	308,750.40	
VOLKSWAGEN AG-PREF	2,140	94.82	202,914.80	
SEB SA	180	92.05	16,569.00	
ADIDAS AG	1,570	222.00	348,540.00	
HERMES INTERNATIONAL	303	1,947.50	590,092.50	
KERING SA	775	244.95	189,836.25	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,716	619.20	1,681,747.20	
MONCLER SPA	2,270	50.90	115,543.00	
PUMA SE	810	39.29	31,824.90	
ACCOR SA	1,540	38.33	59,028.20	
AMADEUS IT GROUP SA	4,610	60.80	280,288.00	
DELIVERY HERO SE	1,740	28.62	49,798.80	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	870	38.42	33,425.40	
SODEXO	910	79.80	72,618.00	
D'IETEREN GROUP	220	215.80	47,476.00	
PROSUS NV	13,680	33.37	456,570.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	10,510	46.93	493,234.30	
ZALANDO SE	1,800	22.49	40,482.00	

CARREFOUR SUPERMARCHE	6,100	14.79	90,219.00	
JERONIMO MARTINS	3,100	16.22	50,282.00	
KESKO OYJ-B SHS	2,300	18.27	42,032.50	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	9,240	31.02	286,624.80	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	8,640	57.26	494,726.40	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	4,700	8.00	37,637.60	
HEINEKEN HOLDING NV	1,160	68.65	79,634.00	
HEINEKEN NV	2,840	82.34	233,845.60	
PERNOD RICARD SA	2,080	124.20	258,336.00	
DANONE	6,520	64.42	420,018.40	
JDE PEET'S BV	1,700	21.16	35,972.00	
KERRY GROUP PLC-A	1,330	91.65	121,894.50	
LOTUS BAKERIES	3	11,580.00	34,740.00	
HENKEL AG & CO KGAA	970	74.55	72,313.50	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,800	82.06	147,708.00	
BEIERSDORF AG	1,060	129.15	136,899.00	
LOREAL-ORD	2,390	387.55	926,244.50	
BIOMERIEUX	300	107.30	32,190.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	280	59.20	16,576.00	
DIASORIN ITALIA SPA	330	101.55	33,511.50	
ESSILORLUXOTTICA	2,970	208.20	618,354.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	8,250	26.98	222,585.00	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	2,660	50.76	135,021.60	
AMPLIFON SPA	900	28.10	25,290.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2,100	35.80	75,180.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	4,490	33.80	151,762.00	
ARGENX SE	582	486.30	283,026.60	
GRIFOLS SA	4,200	9.51	39,967.20	
BAYER AG-REG	10,050	28.97	291,198.75	
IPSEN	260	107.80	28,028.00	
MERCK KGAA	1,280	169.95	217,536.00	
ORION OYJ	910	48.40	44,044.00	
RECORDATI SPA	930	51.30	47,709.00	
SANOFI	11,300	104.92	1,185,596.00	
UCB SA	1,310	159.60	209,076.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	4,100	15.40	63,140.00	

AIB GROUP PLC	18,100	5.36	97,106.50	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	56,100	9.10	510,846.60	
BANCO BPM SPA	14,500	6.01	87,145.00	
BANCO DE SABADELL SA	43,810	1.84	80,829.45	
BANCO SANTANDER SA	151,500	4.38	664,706.25	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	10,900	10.13	110,471.50	
BNP PARIBAS	9,900	63.61	629,739.00	
CAIXABANK	35,500	5.37	190,777.00	
COMMERZBANK AG	8,900	12.87	114,587.50	
CREDIT AGRICOLE SA	10,400	14.20	147,732.00	
ERSTE GROUP BANK AG	3,540	48.51	171,725.40	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	6,400	15.58	99,712.00	
ING GROEP NV	31,800	16.13	513,061.20	
INTESA SANPAOLO	140,700	3.75	527,765.70	
KBC GROEP NV	2,520	67.34	169,696.80	
MEDIOBANCA S.P.A.	5,300	15.08	79,924.00	
NORDEA BANK ABP	30,700	10.68	328,029.50	
SOCIETE GENERALE	6,400	22.00	140,800.00	
UNICREDIT SPA	14,550	36.83	535,876.50	
ADYEN NV	215	1,268.40	272,706.00	
EDENRED	2,140	37.57	80,399.80	
EURAZEO SE	280	69.25	19,390.00	
EXOR NV	1,090	98.20	107,038.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	1,010	69.00	69,690.00	
NEXI SPA	6,200	6.30	39,060.00	
SOFINA SA	100	218.40	21,840.00	
AEGON LTD	12,000	5.45	65,400.00	
AGEAS	1,560	46.92	73,195.20	
ALLIANZ SE-REG	3,884	283.60	1,101,502.40	
ASR NEDERLAND NV	1,280	44.27	56,665.60	
AXA SA	17,420	34.72	604,822.40	
GENERALI	10,100	24.97	252,197.00	
HANNOVER RUECK SE	620	256.90	159,278.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,308	493.70	645,759.60	
NN GROUP NV	2,560	44.65	114,304.00	

POSTE ITALIANE SPA	4,400	12.35	54,340.00	
SAMPO OYJ-A SHS	4,510	40.93	184,594.30	
TALANX AG	460	77.10	35,466.00	
BECHTLE AG	550	36.66	20,163.00	
CAPGEMINI SA	1,590	183.65	292,003.50	
DASSAULT SYSTEMES SE	6,610	32.87	217,270.70	
NEMETSCHEK SE	510	87.50	44,625.00	
SAP SE	10,300	191.44	1,971,832.00	
NOKIA OYJ	55,200	3.93	216,936.00	
ASM INTERNATIONAL NV	479	550.80	263,833.20	
ASML HOLDING NV	3,935	720.00	2,833,200.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	730	107.25	78,292.50	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	12,650	30.04	380,069.25	
STMICROELECTRONICS NV	7,040	26.63	187,475.20	
CELLNEX TELECOM SA	5,520	35.40	195,408.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	34,700	26.29	912,263.00	
ELISA OYJ	1,410	46.72	65,875.20	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	2,600	11.00	28,600.00	
KONINKLIJKE KPN NV	41,800	3.74	156,666.40	
ORANGE SA	18,500	10.76	199,152.50	
TELECOM ITALIA SPA	70,000	0.23	16,716.00	
TELEFONICA SA	42,500	4.23	179,817.50	
ACCIONA S.A.	210	127.70	26,817.00	
ELIA GROUP SA/NV	250	102.20	25,550.00	
ENDESA S.A.	2,700	19.28	52,056.00	
ENEL SPA	78,200	6.99	547,009.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	32,300	3.98	128,780.10	
FORTUM OYJ	4,000	14.15	56,620.00	
IBERDROLA SA	60,800	13.14	799,216.00	
REDEIA CORP SA	3,800	17.50	66,500.00	
TERNA SPA	11,600	7.97	92,544.80	
VERBUND AG	590	75.80	44,722.00	
SNAM SPA	22,400	4.55	101,964.80	
E.ON SE	22,000	13.16	289,630.00	
ENGIE	17,900	16.03	286,937.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	6,860	29.86	204,839.60	

		AMUNDI SA	430	66.90	28,767.00	
		DEUTSCHE BANK AG-REG	19,400	14.94	289,991.20	
		DEUTSCHE BOERSE AG	1,840	203.30	374,072.00	
		EURONEXT NV	760	98.70	75,012.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	2,234	15.27	34,113.18	
		RWE AG	6,280	32.97	207,051.60	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,100	52.60	57,860.00	
		QIAGEN N.V.	2,318	40.25	93,299.50	
		SARTORIUS AG-VORZUG	256	235.50	60,288.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	320	174.25	55,760.00	
		BUREAU VERITAS SA	2,800	29.40	82,320.00	
		RANDSTAD NV	1,000	43.56	43,560.00	
		TELEPERFORMANCE	610	100.45	61,274.50	
		WOLTERS KLUWER	2,410	150.30	362,223.00	
		PUBLICIS GROUPE	2,360	96.04	226,654.40	
		VIVENDI SE	6,200	10.20	63,240.00	
		BOLLORE SE	6,000	5.85	35,130.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	440	86.60	38,104.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	8,200	23.18	190,076.00	
		SCOUT24 SE	650	72.30	46,995.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	600	92.90	55,740.00	
		VONOVIA SE	7,260	32.82	238,273.20	
	小計	銘柄数：214			49,361,214.38	
					(7,857,318,105)	
		組入時価比率：8.4%			9.0%	
	英ポンド	BP PLC	160,300	4.11	659,955.10	
		SHELL PLC-NEW	62,180	25.74	1,600,824.10	
		CRODA INTERNATIONAL PLC	1,300	38.58	50,154.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	12,360	21.02	259,807.20	
		ANTOFAGASTA PLC	3,230	17.02	54,990.75	
		ENDEAVOUR MINING PLC	1,200	15.47	18,564.00	
		GLENCORE PLC	99,800	3.79	378,591.30	
		RIO TINTO PLC-REG	11,260	45.91	516,946.60	
		MONDI PLC	4,181	14.42	60,310.92	
		BAE SYSTEMS PLC	29,200	13.02	380,330.00	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	12,000	4.63	55,632.00	

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	81,100	4.77	387,576.90	
DCC PLC	820	52.25	42,845.00	
SMITHS GROUP PLC	3,400	17.74	60,316.00	
SPIRAX GROUP PLC	660	72.95	48,147.00	
ASHTEAD GROUP PLC	4,290	52.66	225,911.40	
BUNZLE	3,590	35.86	128,737.40	
RENTOKIL INITIAL PLC	24,200	4.71	114,054.60	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	15,400	5.05	77,862.40	
PERSIMMON PLC	2,700	16.04	43,321.50	
TAYLOR WIMPEY PLC	32,000	1.59	51,040.00	
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	910	49.90	45,409.00	
COMPASS GROUP PLC	16,400	24.29	398,356.00	
ENTAIN PLC	5,700	6.47	36,890.40	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,570	75.06	117,844.20	
WHITBREAD PLC	1,860	30.08	55,948.80	
NEXT PLC	1,270	99.74	126,669.80	
JD SPORTS FASHION PLC	17,000	1.34	22,822.50	
KINGFISHER PLC	16,000	2.76	44,272.00	
SAINSBURY	14,000	2.97	41,608.00	
TESCO PLC	70,700	3.66	258,903.40	
COCA-COLA HBC AG-DI	1,740	28.54	49,659.60	
DIAGEO PLC	22,200	24.30	539,571.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	3,400	22.89	77,826.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	19,220	29.10	559,302.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	8,410	22.21	186,786.10	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	6,860	45.00	308,700.00	
HALEON PLC	74,200	3.88	287,970.20	
UNILEVER PLC	24,670	49.84	1,229,552.80	
SMITH & NEPHEW PLC	8,800	11.82	104,016.00	
NMC HEALTH PLC	800	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	15,280	125.40	1,916,112.00	
GSK PLC	41,300	16.39	676,907.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	1,300	19.92	25,896.00	
BARCLAYS PLC	149,100	2.28	340,768.05	
HSBC HOLDINGS PLC	183,100	6.60	1,210,107.90	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	612,000	0.57	352,389.60	

		NATWEST GROUP PLC	64,300	3.39	218,105.60	
		STANDARD CHARTERED PLC	22,500	7.63	171,810.00	
		M&G PLC	19,000	2.07	39,330.00	
		WISE PLC - A	5,300	6.57	34,821.00	
		ADMIRAL GROUP PLC	2,850	28.14	80,199.00	
		AVIVA PLC	28,200	4.90	138,405.60	
		LEGAL & GENERAL	57,000	2.26	129,333.00	
		PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	5,100	5.67	28,942.50	
		PRUDENTIAL PLC	28,400	6.33	179,885.60	
		SAGE GROUP PLC (THE)	8,900	9.94	88,501.60	
		HALMA PLC	3,400	24.88	84,592.00	
		BT GROUP PLC	66,000	1.43	94,512.00	
		VODAFONE GROUP PLC	229,000	0.78	179,032.20	
		SSE PLC	10,800	19.70	212,760.00	
		CENTRICA PLC	57,000	1.23	70,281.00	
		NATIONAL GRID PLC	46,100	10.20	470,450.50	
		SEVERN TRENT PLC	3,030	26.70	80,901.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	6,800	10.56	71,808.00	
		3I GROUP PLC	9,850	30.76	302,986.00	
		HARGREAVES LANSDOWN PLC	4,400	11.05	48,620.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	4,790	100.95	483,550.50	
		SCHRODERS PLC	5,200	3.39	17,628.00	
		PEARSON	6,100	10.74	65,514.00	
		EXPERIAN PLC	8,900	35.79	318,531.00	
		INTERTEK GROUP PLC	1,420	49.60	70,432.00	
		RELX PLC	18,590	34.86	648,047.40	
		INFORMA PLC	14,200	8.36	118,712.00	
		WPP PLC	11,200	7.46	83,619.20	
		AUTO TRADER GROUP PLC	8,600	8.66	74,476.00	
	小計	銘柄数：76			18,835,993.22	
					(3,556,800,599)	
		組入時価比率：3.8%			4.1%	
	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	1,400	12.75	17,850.00	
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	53	692.50	36,702.50	
		GIVAUDAN-REG	89	4,366.00	388,574.00	
		SIKA AG-REG	1,535	262.30	402,630.50	

		HOLCIM LTD	5,240	79.56	416,894.40	
		SIG GROUP AG	2,300	17.32	39,836.00	
		GEBERIT AG-REG	333	524.80	174,758.40	
		ABB LTD	15,280	46.32	707,769.60	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	170	227.50	38,675.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	400	234.20	93,680.00	
		VAT GROUP AG	289	396.30	114,530.70	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	470	252.10	118,487.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	5,350	122.95	657,782.50	
		THE SWATCH GROUP AG-B	250	167.30	41,825.00	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	550	32.95	18,122.50	
		AVOLTA AG	660	32.14	21,212.40	
		BARRY CALLEBAUT AG	29	1,451.00	42,079.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	11	11,090.00	121,990.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	109,000.00	109,000.00	
		NESTLE SA-REG	25,820	88.48	2,284,553.60	
		ALCON INC	4,830	79.66	384,757.80	
		SONOVA HOLDING AG-REG	476	301.00	143,276.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,060	117.10	124,126.00	
		GALDERMA GROUP AG	600	79.34	47,604.00	
		NOVARTIS AG-REG	19,440	98.91	1,922,810.40	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	6,930	276.20	1,914,066.00	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	300	297.20	89,160.00	
		SANDOZ GROUP AG	3,780	35.60	134,568.00	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	250	90.25	22,562.50	
		BALOISE HOLDING AG	440	165.70	72,908.00	
		HELVETIA HOLDING AG-REG	310	137.50	42,625.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	293	694.00	203,342.00	
		SWISS RE LTD	2,930	116.95	342,663.50	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,458	493.90	720,106.20	
		TEMENOS AG-REG	590	56.05	33,069.50	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,370	72.52	99,352.40	
		SWISSCOM AG-REG	274	550.00	150,700.00	
		BKW AG	180	155.60	28,008.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	2,240	47.21	105,750.40	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	223	1,100.00	245,300.00	

		UBS GROUP AG	32,680	24.86	812,424.80	
		BACHEM HOLDING AG-REG B	495	76.00	37,620.00	
		LONZA AG-REG	719	533.40	383,514.60	
		ADECCO GROUP AG-REG	1,410	28.56	40,269.60	
		SGS SA-REG	1,530	94.60	144,738.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	690	96.95	66,895.50	
	小計	銘柄数：46 組入時価比率：2.6%			14,159,171.30 (2,404,510,470) 2.8%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	2,300	291.80	671,140.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	790	413.60	326,744.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	5,200	138.80	721,760.00	
		SAAB AB-B	2,760	224.85	620,586.00	
		ASSA ABLOY AB-B	9,840	325.60	3,203,904.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	16,900	47.55	803,595.00	
		SKANSKA AB-B SHS	2,900	201.60	584,640.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	1,200	304.70	365,640.00	
		LIFCO AB-B SHS	2,670	315.60	842,652.00	
		ALFA LAVAL AB	2,850	434.40	1,238,040.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	26,000	176.05	4,577,300.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	15,500	154.70	2,397,850.00	
		EPIROC AB - A	6,800	188.20	1,279,760.00	
		EPIROC AB - B	3,400	170.20	578,680.00	
		HUSQVARNA AB-B SHS	2,300	65.72	151,156.00	
		INDUTRADE AB	2,500	300.00	750,000.00	
		SANDVIK AB	10,600	201.30	2,133,780.00	
		SKF AB-B SHARES	3,000	182.45	547,350.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	2,420	381.20	922,504.00	
		VOLVO AB-A SHS	1,600	261.00	417,600.00	
		VOLVO AB-B SHS	15,400	257.40	3,963,960.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	2,950	304.00	896,800.00	
		BEIJER REF AB	2,900	163.90	475,310.00	
		SECURITAS AB-B SHS	3,900	119.95	467,805.00	
		VOLVO CAR AB-B	10,640	26.60	283,077.20	
		EVOLUTION AB	1,850	1,015.00	1,877,750.00	

		HENNES&MAURITZ AB-B	5,700	160.15	912,855.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	6,400	318.40	2,037,760.00	
		GETINGE AB-B SHS	1,900	219.00	416,100.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1,700	307.60	522,920.00	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	15,700	157.10	2,466,470.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	15,500	106.15	1,645,325.00	
		SWEDBANK AB	8,100	221.10	1,790,910.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,000	353.80	353,800.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,920	352.40	676,608.00	
		INVESTOR AB-B SHS	16,720	293.25	4,903,140.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	970	548.00	531,560.00	
		ERICSSON LM-B	27,800	75.80	2,107,240.00	
		HEXAGON AB-B SHS	21,600	100.05	2,161,080.00	
		TELIA CO AB	22,000	33.34	733,480.00	
		TELE 2 AB-B SHS	4,600	118.45	544,870.00	
		EQT AB	3,500	318.30	1,114,050.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	7,700	82.68	636,636.00	
		SAGAX AB-B	2,500	264.80	662,000.00	
	小計	銘柄数：44			55,316,187.20	
					(773,320,297)	
		組入時価比率：0.8%			0.9%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	3,270	237.10	775,317.00	
		EQUINOR ASA	8,900	272.20	2,422,580.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	2,060	298.20	614,292.00	
		NORSK HYDRO	12,600	56.58	712,908.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	760	1,050.00	798,000.00	
		MOWI ASA	4,100	183.60	752,760.00	
		ORKLA ASA	6,700	95.90	642,530.00	
		SALMAR ASA	480	545.50	261,840.00	
		DNB BANK ASA	8,600	218.00	1,874,800.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,400	190.50	457,200.00	
		TELENOR ASA	5,000	134.20	671,000.00	
	小計	銘柄数：11			9,983,227.00	
					(134,573,899)	
		組入時価比率：0.1%			0.2%	
	デンマーククロ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	3,690	456.50	1,684,485.00	

	ーネ					
		ROCKWOOL A/S-B SHS	59	2,784.00	164,256.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	10,000	153.30	1,533,000.00	
		DSV A/S	1,680	1,225.00	2,058,000.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	25	9,595.00	239,875.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	32	9,850.00	315,200.00	
		PANDORA A/S	850	1,157.50	983,875.00	
		CARLSBERG B	1,000	792.00	792,000.00	
		COLOPLAST-B	1,190	895.60	1,065,764.00	
		DEMANT A/S	730	279.00	203,670.00	
		GENMAB A/S	587	1,865.00	1,094,755.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	720	826.50	595,080.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	31,690	885.20	28,051,988.00	
		DANSKE BANK AS	7,170	209.70	1,503,549.00	
		TRYG A/S	2,700	153.80	415,260.00	
		ORSTED A/S	1,780	423.50	753,830.00	
	小計	銘柄数：16			41,454,587.00	
					(884,640,886)	
		組入時価比率：0.9%			1.0%	
	豪ドル	AMPOL LTD	1,800	28.78	51,804.00	
		SANTOS LTD.	30,400	7.02	213,408.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	18,500	25.00	462,500.00	
		ORICA LTD	3,900	17.76	69,264.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	4,570	55.00	251,350.00	
		BHP GROUP LIMITED	50,210	38.91	1,953,671.10	
		BLUESCOPE STEEL LTD	4,400	19.96	87,824.00	
		FORTESCUE LTD	17,600	16.13	283,888.00	
		MINERAL RESOURCES LTD	1,510	32.20	48,622.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	10,200	14.52	148,104.00	
		PILBARA MINERALS LTD	27,000	2.58	69,660.00	
		RIO TINTO LTD	3,640	107.09	389,807.60	
		SOUTH32 LTD	50,000	3.04	152,000.00	
		REECE LTD	2,000	26.24	52,480.00	
		SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	1,700	40.27	68,459.00	
		BRAMBLES LTD	14,300	18.37	262,691.00	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	6,600	6.84	45,144.00	

		TRANSURBAN GROUP	31,700	13.71	434,607.00	
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	5,500	54.10	297,550.00	
		LOTTERY CORP LTD/THE	22,000	4.97	109,340.00	
		WESFARMERS LIMITED	10,920	69.21	755,773.20	
		COLES GROUP LTD	12,900	18.40	237,360.00	
		ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	18,400	4.99	91,816.00	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	12,500	34.35	429,375.00	
		TREASURY WINE ESTATES LTD	9,600	11.21	107,616.00	
		COCHLEAR LTD	670	291.89	195,566.30	
		RAMSAY HEALTH CARE LTD	1,660	39.81	66,084.60	
		SONIC HEALTHCARE LTD	4,300	27.14	116,702.00	
		CSL LIMITED	4,800	303.10	1,454,880.00	
		ANZ GROUP HOLDINGS LTD	30,100	31.25	940,625.00	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	16,550	141.35	2,339,342.50	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	30,800	38.50	1,185,800.00	
		WESTPAC BANKING CORP	34,600	31.58	1,092,668.00	
		WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	1,800	33.91	61,038.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	23,800	7.70	183,260.00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	26,000	3.85	100,100.00	
		QBE INSURANCE	14,600	16.05	234,330.00	
		SUNCORP GROUP LTD	13,000	17.75	230,750.00	
		WISETECH GLOBAL LTD	1,500	123.49	185,235.00	
		XERO LIMITED	1,430	144.06	206,005.80	
		TELSTRA GROUP LTD	38,000	3.91	148,580.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	17,900	9.53	170,587.00	
		APA GROUP	11,300	7.21	81,473.00	
		ASX LTD	1,860	62.92	117,031.20	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	3,510	219.96	772,059.60	
		PRO MEDICUS LTD	690	152.58	105,280.20	
		COMPUTERSHARE LTD	5,000	28.03	140,150.00	
		CAR GROUP LTD	3,200	36.77	117,664.00	
		REA GROUP LTD	480	205.51	98,644.80	
		SEEK LTD	2,700	22.44	60,588.00	
	小計銘柄数：50				17,478,558.90	
					(1,688,254,004)	
		組入時価比率：1.8%			1.9%	

	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	15,800	7.50	118,500.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	6,100	37.52	228,872.00	
		SPARK NEW ZEALAND LTD	17,000	3.52	59,840.00	
		MERCURY NZ LTD	4,900	6.52	31,948.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	13,000	6.18	80,340.00	
	小計	銘柄数：5			519,500.00	
					(46,308,230)	
		組入時価比率：0.0%			0.1%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	28,416	42.70	1,213,363.20	
		SWIRE PACIFIC-A	3,500	64.55	225,925.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	14,500	102.80	1,490,600.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	17.32	155,880.00	
		MTR CORP	15,000	26.75	401,250.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	21,000	29.15	612,150.00	
		SANDS CHINA LTD	21,200	13.78	292,136.00	
		WH GROUP LIMITED	69,024	5.71	394,127.04	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	40,500	24.30	984,150.00	
		HANG SENG BANK	7,300	93.25	680,725.00	
		AIA GROUP LTD	111,000	55.00	6,105,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	27,120	10.06	272,827.20	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	8,000	57.80	462,400.00	
		CLP HLDGS	16,500	69.60	1,148,400.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,000	53.75	698,750.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	118,983	6.20	737,694.60	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	11,700	230.00	2,691,000.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	20,916	31.40	656,762.40	
		HENDERSON LAND	10,845	23.85	258,653.25	
		SINO LAND CO.LTD	39,000	8.24	321,360.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	14,000	75.15	1,052,100.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	8,000	20.45	163,600.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	12,200	22.00	268,400.00	
	小計	銘柄数：23			21,287,253.69	
					(391,259,722)	
		組入時価比率：0.4%			0.4%	

	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	13,000	4.42	57,460.00	
		KEPPEL LTD	14,700	6.10	89,670.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	13,300	6.30	83,790.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	37,000	0.82	30,340.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	15,000	3.11	46,650.00	
		DBS GROUP HLDGS	19,160	36.65	702,214.00	
		OCBC-ORD	34,450	14.63	504,003.50	
		UNITED OVERSEAS BANK	12,400	31.73	393,452.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	83,000	3.14	260,620.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	11,000	4.84	53,240.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	7,700	10.95	84,315.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	25,000	2.79	69,750.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%			2,375,504.50 (261,875,616) 0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	5,700	15.76	89,832.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	320	749.40	239,808.00	
		BANK HAPOALIM BM	10,800	36.42	393,336.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	14,000	34.94	489,160.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	10,600	20.45	216,770.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,270	141.80	180,086.00	
		NICE LTD	660	612.70	404,382.00	
		AZRIELI GROUP	300	256.40	76,920.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			2,090,294.00 (80,852,989) 0.1%	
合計					87,029,685,678 (87,029,685,678)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	246.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	246.00	0.00	

				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,470	172,548.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	3,080	122,430.00	
		AMERICAN TOWER CORP	4,640	1,084,089.60	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,100	102,714.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,450	328,454.00	
		BXP INC	1,290	96,311.40	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,060	131,577.80	
		CROWN CASTLE INC	4,190	477,115.30	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,270	490,205.70	
		EQUINIX INC	908	746,139.92	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,690	122,237.70	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,140	236,756.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	620	187,246.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,060	357,533.60	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,500	128,750.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,500	143,585.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	5,700	95,361.00	
		INVITATION HOMES INC	6,360	237,100.80	
		IRON MOUNTAIN INC	2,870	313,059.60	
		KIMCO REALTY CORP	6,100	140,971.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,220	196,603.00	
		PROLOGIS INC	9,190	1,170,897.90	
		PUBLIC STORAGE	1,525	520,284.25	
		REALTY INCOME CORP	8,300	517,339.00	
		REGENCY CENTERS CORP	1,560	114,348.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,110	259,040.70	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,140	515,525.20	
		SUN COMMUNITIES INC	1,320	181,434.00	
		UDR INC	2,960	131,483.20	
		VENTAS INC	3,810	239,344.20	
		VICI PROPERTIES INC	10,620	356,725.80	
		WELLTOWER INC	5,970	740,280.00	

		WEYERHAEUSER CO	7,570	228,386.90	
		WP CAREY INC	2,060	125,103.80	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：1.7%	124,353	11,010,983.17 (1,577,213,229) 87.5%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,100	58,311.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	1,100	58,311.00 (6,188,546) 0.3%	
	ユーロ	COVIVIO	780	41,496.00	
		GECINA SA	560	57,456.00	
		KLEPIERRE	1,700	47,668.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,050	78,309.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,400	34,160.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	5,490	259,089.00 (41,241,787) 2.3%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,600	36,540.00	
		SEGRO PLC	12,300	107,010.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	17,900	143,550.00 (27,106,546) 1.5%	
	豪ドル	DEXUS/AU	8,300	60,756.00	
		GOODMAN GROUP	16,600	550,954.00	
		GPT GROUP	22,600	114,130.00	
		MIRVAC GROUP	35,000	74,200.00	
		SCENTRE GROUP	53,000	183,910.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	20,000	101,800.00	
		VICINITY CENTRES	32,000	72,960.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.1%	187,500	1,158,710.00 (111,919,798) 6.2%	
	香港ドル	LINK REIT	24,600	915,120.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	24,600	915,120.00 (16,819,905) 0.9%	

	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	33,006	94,727.22	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	54,004	112,868.36	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	87,010	207,595.58 (22,885,336) 1.3%	
	合計			1,803,375,147 (1,803,375,147)	
合計				1,803,375,147 (1,803,375,147)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 9月 6日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	2,915,881,849	－	2,911,350,643	△4,531,206
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	93,269,481,524	－	91,555,972,762	1,713,508,762
米ドル	70,897,697,251	－	69,546,141,808	1,351,555,443
カナダドル	3,038,826,280	－	2,977,642,255	61,184,025
ユーロ	8,367,977,575	－	8,249,582,678	118,394,897
英ポンド	3,798,443,768	－	3,739,396,192	59,047,576
スイスフラン	2,545,167,534	－	2,514,322,668	30,844,866
スウェーデンクローナ	814,105,845	－	799,718,172	14,387,673
ノルウェークローネ	141,538,800	－	138,647,136	2,891,664
デンマーククローネ	925,048,404	－	911,883,672	13,164,732
豪ドル	1,897,564,240	－	1,851,961,592	45,602,648
ニュージーランドドル	47,240,180	－	46,164,924	1,075,256
香港ドル	422,669,562	－	414,712,854	7,956,708
シンガポールドル	287,162,805	－	282,550,683	4,612,122
新シェケル	86,039,280	－	83,248,128	2,791,152
合計	－	－	－	1,708,977,556

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年 9月 6日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,832,310,691
国債証券	930,848,027,550
地方債証券	60,965,514,974
特殊債券	75,519,490,021
社債券	55,958,194,900
未収入金	1,477,745,000
未収利息	2,937,620,090
前払費用	181,037,999
流動資産合計	1,131,719,941,225
資産合計	1,131,719,941,225
負債の部	
流動負債	
未払金	300,000,000
未払解約金	1,442,748,804
流動負債合計	1,742,748,804
負債合計	1,742,748,804
純資産の部	
元本等	
元本	906,544,819,001
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	223,432,373,420
元本等合計	1,129,977,192,421
純資産合計	1,129,977,192,421
負債純資産合計	1,131,719,941,225

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月 6日現在	
1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2465円
(10,000口当たり純資産額)	(12,465円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	734,349,861,957円
同期中における追加設定元本額	324,107,018,114円
同期中における一部解約元本額	151,912,061,070円
期末元本額	906,544,819,001円
期末元本額の内訳＊	

野村国内債券インデックスファンド	305,643,829 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	44,777,825,498 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	21,646,187,543 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	8,362,785,141 円
野村資産設計ファンド２０１５	329,087,769 円
野村資産設計ファンド２０２０	369,119,802 円
野村資産設計ファンド２０２５	458,409,315 円
野村資産設計ファンド２０３０	424,313,864 円
野村資産設計ファンド２０３５	268,194,403 円
野村資産設計ファンド２０４０	312,509,003 円
野村日本債券インデックスファンド	561,774,754 円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	126,277,664,377 円
のむラップ・ファンド（保守型）	25,445,811,527 円
のむラップ・ファンド（普通型）	90,645,698,094 円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,279,152,214 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	5,392,164,257 円
野村資産設計ファンド２０４５	53,298,346 円
野村円債投資インデックスファンド	428,225,649 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,416,895,848 円
マイ・ロード	45,954,269,917 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,492,489,586 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	24,453,311,362 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,105,269,029 円
野村資産設計ファンド２０５０	37,539,028 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	29,545,891 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	16,624,237 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	7,698,307 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,075,055 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	4,381,017,436 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,199,115,542 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	28,584,480 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	12,942,262 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	64,371,333 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	11,832,294 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	8,383,055 円
野村６資産均等バランス	12,190,571,325 円
世界６資産分散ファンド	237,086,234 円
野村資産設計ファンド２０６０	23,751,629 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	146,237,087,142 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	15,679,493,935 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	445,349,396 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	91,413,914 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,205,742,195 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	346,855,877 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	12,112,138 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	9,683,452 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	422,541 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,129,234,872 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,325,492 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	34,979,635 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	404,437,009 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	275,686,762 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,110,726,020 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	104,467,991 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,431,421,709 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	490,736,578 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	12,946,347 円

マイバランス３０（確定拠出年金向け）	45,971,286,781 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	70,977,118,855 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	32,643,117,728 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	50,706,027,430 円
マイバランスＤＣ３０	20,591,217,283 円
マイバランスＤＣ５０	19,308,450,758 円
マイバランスＤＣ７０	8,035,881,205 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,258,875,021 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	3,909,053,911 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	11,663,784,962 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,253,037,506 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	491,661,435 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	83,048,094 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	116,504,705 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	346,247,451 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	150,600,701 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	52,492,423 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	4,755,072,337 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,157,141,518 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,028,592,428 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,198,985,613 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	29,428,327 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	507,110,613 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	837,127,587 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,028,925,989 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	392,670,901 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	3,995,199 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 9 月 6 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 9 月 6 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４５３回	10,000,000,000	9,971,900,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５５回	17,000,000,000	16,938,630,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５６回	13,000,000,000	12,963,470,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５７回	2,000,000,000	1,993,600,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６０回	1,000,000,000	999,100,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	6,004,620,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６２回	3,000,000,000	3,002,130,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	2,000,000,000	2,001,120,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４６回	5,100,000,000	5,086,638,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,571,496,000	

		国庫債券　利付（５年）第１４８回	6,500,000,000	6,458,660,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,069,824,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,247,269,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５１回	2,500,000,000	2,476,525,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,985,980,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,905,950,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,913,100,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,981,520,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,981,040,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	16,000,000,000	15,885,920,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,431,035,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,479,525,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	2,000,000,000	1,991,060,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,422,425,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,976,370,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,947,500,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,937,000,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,991,600,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,972,010,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	12,572,000,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	3,003,960,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,512,825,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	2,052,919,200	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,859,408,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	947,223,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,704,213,900	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,297,686,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,946,000,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,315,625,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,278,510,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	3,500,000,000	2,154,740,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	2,030,787,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,206,275,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	4,500,000,000	2,673,315,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,867,878,400	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,781,720,000	

		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,711,325,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	2,200,000,000	2,167,902,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	496,745,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	4,500,000,000	4,501,035,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	500,000,000	496,105,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	1,500,000,000	1,522,500,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４１回	2,600,000,000	2,599,818,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,533,392,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	6,000,000,000	5,971,380,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,365,120,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,465,790,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,964,950,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,929,440,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,913,100,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,447,420,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,526,393,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	988,090,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	986,730,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,898,570,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	3,000,000,000	2,950,800,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,455,050,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	5,000,000,000	4,904,250,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,420,410,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	14,000,000,000	13,660,080,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	5,500,000,000	5,357,880,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	6,400,000,000	6,222,464,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	6,000,000,000	5,807,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	9,168,640,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,728,110,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	8,219,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	9,000,000,000	8,677,620,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	10,000,000,000	9,855,000,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	25,500,000,000	25,069,305,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	18,000,000,000	17,495,460,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	12,500,000,000	12,542,250,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,827,200,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	11,000,000,000	10,975,690,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,229,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	551,270,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	176,185,600	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,603,406,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	166,353,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	1,015,263,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	675,252,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	108,998,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	280,282,550	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	258,147,500	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	714,285,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	803,901,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,207,153,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	915,320,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,154,160,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,634,551,400	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,719,780,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,499,750,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,761,466,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	891,382,800	

		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	341,085,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	695,166,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	973,274,400	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	811,440,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	568,290,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	975,944,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,333,482,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,158,020,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,288,200,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,820,975,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,892,372,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,496,400,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,590,200,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,973,130,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,466,014,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,742,830,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,416,840,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,649,248,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,462,748,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,334,996,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	2,017,560,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	3,017,670,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	1,002,960,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	2,002,980,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	1,700,000,000	1,640,058,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	1,732,032,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,661,138,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	939,690,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,874,020,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,984,536,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	500,000,000	382,380,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,325,014,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,382,117,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,214,505,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,370,761,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,606,020,000	

		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,399,100,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,332,050,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,340,196,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,539,840,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,180,580,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,460,115,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	4,000,000,000	2,794,920,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,641,608,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	6,000,000,000	4,146,420,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,545,340,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,495,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,998,945,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,923,596,100	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,980,801,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,825,675,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,544,220,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	3,150,080,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,545,440,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,604,180,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,729,010,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,422,252,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,231,335,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,325,595,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	5,069,344,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,317,685,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	2,700,000,000	2,795,553,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８３回	1,370,000,000	1,401,331,900	
		国庫債券　利付（２０年）第８４回	1,200,000,000	1,225,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	400,000,000	410,716,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,750,711,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８７回	500,000,000	514,155,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,137,697,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	485,275,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,555,455,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	259,747,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	675,415,000	

		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,393,518,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,859,692,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,579,380,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,571,130,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,581,780,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,366,976,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,161,094,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	871,619,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	802,432,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,611,345,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	642,306,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	425,148,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,026,483,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	428,216,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	855,960,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,061,540,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	957,456,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,789,670,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	540,295,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	537,960,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	540,045,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,089,120,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,202,168,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,522,500,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,193,995,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	859,128,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	850,128,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,056,902,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	969,048,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,194,820,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,527,848,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,992,114,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,187,520,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,304,928,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	3,051,972,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,408,485,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,386,934,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	862,560,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,402,674,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,063,343,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,065,661,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	755,986,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	750,946,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,080,940,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	852,552,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,073,110,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,244,110,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,813,356,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,035,424,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,470,522,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,385,345,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,571,425,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,867,695,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,895,340,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	5,097,408,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,613,566,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,755,865,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,143,550,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,259,435,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	8,000,000,000	8,273,680,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	1,820,000,000	1,859,839,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,943,996,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	6,000,000,000	5,584,620,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	3,500,000,000	3,166,590,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,840,492,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,305,823,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	3,000,000,000	2,849,070,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,802,120,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	3,000,000,000	2,790,870,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	4,000,000,000	3,703,880,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	2,500,000,000	2,273,850,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	3,500,000,000	3,167,255,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	5,500,000,000	5,093,275,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	11,000,000,000	9,856,990,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	1,000,000,000	878,220,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	4,000,000,000	3,403,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	4,840,000,000	4,161,674,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,987,030,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,929,379,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	7,800,000,000	6,713,538,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,871,375,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,339,042,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,891,306,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,000,000,000	7,593,030,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,756,660,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,487,600,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,702,000,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	5,400,000,000	5,236,110,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	3,000,000,000	2,756,100,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,830,480,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,820,480,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,827,800,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,933,760,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	2,000,000,000	2,073,000,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	100,434,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	101,314,000	
		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,924,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	199,782,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,710,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	100,664,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	98,247,000	
	小計	銘柄数：276	966,380,000,000	930,848,027,550	

		組入時価比率：82.4%		82.9%	
	合計			930,848,027,550	
地方債証券	日本円	東京都　公募第７５１回	100,000,000	99,961,000	
		東京都　公募第７６０回	100,000,000	99,154,000	
		東京都　公募第７６１回	100,000,000	99,214,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	496,290,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	98,838,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	197,816,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	97,550,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	97,386,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	194,666,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	124,932,600	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	386,344,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	498,965,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	100,234,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	114,321,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	222,520,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	215,691,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	104,388,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	105,422,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	107,161,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	212,498,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	213,168,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	301,061,600	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	109,273,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	107,672,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	106,511,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	212,428,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	105,132,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	102,353,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年度第３回	100,000,000	91,292,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	198,334,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	99,205,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	99,133,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	92,044,000	

		北海道　公募平成３０年度第１５回	223,200,000	213,658,200	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	196,382,000	
		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	292,767,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	96,539,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	99,029,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	100,233,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	299,244,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	99,265,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	198,252,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	194,720,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	330,145,567	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	173,286,000	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	96,696,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	116,263,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	313,203,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	108,444,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	107,937,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	217,772,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	107,382,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	215,264,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	209,708,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	103,873,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	89,332,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	82,654,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	101,444,100	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	99,133,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	177,170,620	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	126,477,000	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	97,210,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	136,012,800	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	135,725,800	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	144,894,000	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	193,576,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	97,227,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	173,430,400	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	157,249,560	

		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	107,986,000	
		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	108,428,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	108,831,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	108,131,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	240,078,600	
		大阪府　公募（５年）第１７８回	400,000,000	397,932,000	
		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	396,736,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,633,440	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,862,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	213,856,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	104,534,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	203,136,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	101,054,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	194,550,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	181,294,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	99,201,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	82,434,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,993,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	96,255,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	223,406,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	306,726,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	204,962,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	511,930,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	100,716,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	105,660,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	108,542,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	214,464,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	107,499,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	106,086,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	105,478,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	103,926,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	86,878,000	
		静岡県　公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,826,462	
		静岡県　公募平成２８年度第２回	300,000,000	298,374,000	

		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	99,234,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	170,386,020	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,351,000	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,609,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	307,758,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	204,624,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	100,805,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	71,694,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	107,409,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	215,206,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	209,502,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	92,815,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	169,330,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	105,339,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	106,374,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	215,234,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	102,302,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	107,263,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	410,732,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	108,496,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	125,679,600	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	425,700,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	105,508,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	100,496,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	207,014,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	302,562,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	95,442,000	
		愛知県　公募平成２７年度第１５回	100,000,000	100,098,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	99,176,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	99,001,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	197,400,000	

		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	198,062,000	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,990,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	209,525,080	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	97,532,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	292,068,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	141,230,600	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	84,906,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	82,683,000	
		埼玉県　公募平成２７年度第９回	100,000,000	99,720,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	99,231,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	197,686,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	97,574,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	292,461,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	96,769,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	99,214,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	203,690,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	203,172,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	98,133,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	172,734,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	157,880,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	69,914,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	184,812,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	183,238,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	106,928,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	106,578,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	202,860,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	184,930,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	92,966,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	84,283,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	84,166,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,227,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	102,259,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	202,144,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	280,467,000	

		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	185,644,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	116,159,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	100,686,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	80,992,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	69,108,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	320,376,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	106,416,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	320,517,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	328,365,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	106,868,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	105,482,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	92,896,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	165,760,000	
		千葉県　公募平成２７年度第６回	200,000,000	200,178,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	198,454,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,993,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,955,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	292,869,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,512,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	97,035,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	198,072,000	
		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	175,193,905	
		千葉県　公募（２０年）第１回	400,000,000	408,488,000	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	108,795,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	214,844,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	317,103,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,894,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	92,210,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	91,442,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	197,756,000	

		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	84,665,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	116,509,200	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	291,456,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,931,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	198,224,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,775,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	198,672,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	97,298,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	297,363,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	107,258,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	100,233,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５２回	400,000,000	400,512,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５４回	400,000,000	399,968,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５６回	200,000,000	198,966,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５７回	300,000,000	298,233,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	297,660,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	595,656,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	98,687,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	395,556,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	296,646,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	599,806,900	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	98,192,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	293,634,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	390,208,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	300,000,000	292,470,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	107,138,900	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	97,396,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	194,140,000	

		共同発行市場地方債　公募第２０５回	100,000,000	97,501,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	292,287,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	291,000,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	387,928,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	288,915,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	242,395,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	290,991,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	99,561,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	100,631,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	509,260,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	499,035,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	200,528,000	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	108,286,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	97,786,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	96,043,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	199,762,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	97,550,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	97,276,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	81,283,000	
		島根県　公募（５年）令和２年度第３回	150,000,000	149,322,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	99,138,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	296,853,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,864,800	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,060,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,091,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	199,496,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	100,879,000	
		大阪市　公募平成２７年度第６回	100,000,000	100,098,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	292,290,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	290,610,000	

		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	102,403,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	205,146,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	317,214,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	107,760,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	107,087,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	215,222,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	100,890,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	92,337,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	198,128,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,972,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	197,696,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	194,406,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	292,536,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	101,664,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,880,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	82,054,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	107,473,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	202,950,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	100,341,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	91,111,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,210,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	100,405,953	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	100,003,282	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	208,582,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,690,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,430,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	183,928,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	106,542,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	108,409,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	105,530,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	209,674,000	
		神戸市　公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,850,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	157,880,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	71,677,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	298,245,000	

		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	99,247,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	194,692,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	228,914,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	103,929,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	107,642,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	108,050,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	103,652,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	100,428,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	91,593,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	204,924,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	108,002,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	216,366,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	91,445,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	96,255,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	97,608,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	215,750,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	157,380,800	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	215,962,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	105,973,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	105,709,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	103,545,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	100,931,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	91,716,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	93,777,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	78,447,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	198,288,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	227,628,700	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	99,354,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	194,002,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	199,496,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	211,120,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	107,645,000	

		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	215,518,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	108,381,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	104,970,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	67,836,000	
		福岡市　公募（５年）２０２０年度第９回	300,000,000	298,482,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	100,000,000	82,408,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	83,250,000	
		広島市　公募平成２７年度第２回	500,000,000	500,410,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	236,707,790	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	96,727,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	99,748,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	319,293,348	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	100,292,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,922,750	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	199,496,000	
		福井県　公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,832,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	194,656,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	97,030,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	198,120,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	296,637,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	97,327,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	167,739,657	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	292,230,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	96,370,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	112,623,940	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	98,620,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	82,449,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	82,857,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	90,424,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	106,937,000	

		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	324,111,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	97,874,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	90,382,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	106,604,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	100,462,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	90,976,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	308,271,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	100,178,000	
	小計	銘柄数：361 組入時価比率：5.4%	61,298,030,000	60,965,514,974 5.4%	
	合計			60,965,514,974	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	116,136,540	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	309,597,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	102,444,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	101,736,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	101,649,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	96,422,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	61,345,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	101,889,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第６６回	400,000,000	397,380,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	198,406,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	99,242,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	297,162,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	197,102,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	296,625,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	125,572,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３７回	400,000,000	397,164,000	

		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	386,604,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	137,098,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	396,892,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４１回	333,000,000	329,470,200	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	420,000,000	416,001,600	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	294,423,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	193,944,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	473,152,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	115,062,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８回	300,000,000	308,955,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	103,691,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	526,275,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	115,295,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	232,468,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	321,315,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	264,171,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	108,116,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	108,307,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	106,907,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	214,746,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	373,646,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	648,570,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	101,798,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	282,396,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	95,273,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	101,229,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	95,666,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	101,879,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	101,127,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	203,024,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	100,610,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	100,091,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	124,990,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	91,241,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	71,170,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	138,790,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	58,455,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	141,218,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２７８回	300,000,000	298,524,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	107,709,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	215,632,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	216,044,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	217,364,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	216,994,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	108,158,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	215,354,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	107,935,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	326,382,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	107,945,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	107,226,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	102,865,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	107,223,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	320,832,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	312,186,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	214,132,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	107,192,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	107,705,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	105,155,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	105,185,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	99,647,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	99,263,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	104,063,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	104,054,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	103,218,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	99,770,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	507,355,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	503,555,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	203,252,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	101,824,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５８回	400,000,000	400,164,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	100,640,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２６１回	583,000,000	583,145,750	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７１回	151,000,000	150,095,510	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	90,368,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	185,356,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	100,000,000	99,210,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	400,025,860	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	99,138,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	594,960,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,926,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	79,668,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	495,525,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	129,552,450	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	77,879,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	98,764,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	197,320,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	98,921,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	68,057,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	109,946,740	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	68,583,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	110,646,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	300,000,000	280,125,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	496,070,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	198,842,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	485,310,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	198,094,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７９回	500,000,000	505,500,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	115,391,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	581,635,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	117,112,000	

		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	300,000,000	354,012,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	106,277,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	323,340,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	107,764,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	103,561,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	326,211,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	434,604,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	319,365,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	215,674,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	107,611,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	307,392,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	102,459,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	102,455,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	213,966,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	307,329,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	101,962,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	101,810,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	107,162,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	106,179,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	204,884,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	209,924,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	313,149,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	306,963,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	311,463,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	103,226,000	

		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	207,308,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	103,182,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	100,725,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	203,728,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第７７回	121,000,000	121,054,450	
		地方公共団体金融機構債券　第７７回	100,000,000	100,080,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第７８回	616,000,000	616,184,800	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	197,994,000	
		地方公共団体金融機構債券　第７９回	400,000,000	400,224,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８０回	300,000,000	299,751,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８３回	116,000,000	115,277,320	
		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,313,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	99,269,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	89,875,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	177,032,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	297,669,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	93,508,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,954,690	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	198,354,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	297,453,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	121,034,980	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,853,040	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	396,288,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	155,144,260	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	89,398,000	

		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	98,672,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	108,798,800	
		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	129,688,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	113,452,640	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	100,397,190	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	97,249,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	58,154,000	
		地方公共団体金融機構債券　１２回	200,000,000	144,054,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	71,082,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	198,324,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	99,070,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	104,219,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	104,382,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	210,626,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回財投機関債	100,000,000	106,235,000	
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	107,252,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	198,008,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	298,722,000	
		阪神高速道路　第２５回	100,000,000	99,276,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,931,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	105,977,160	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	261,751,500	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	102,212,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	101,890,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	101,460,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	101,467,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	303,135,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１	200,000,000	197,362,000	

		回			
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	198,188,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	90,673,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	63,855,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	61,622,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	83,241,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	84,799,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第１７回	400,000,000	398,528,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	112,346,992	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	297,327,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	417,380,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	210,606,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	108,222,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	107,621,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	100,000,000	108,954,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	919,818,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	108,917,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	108,154,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	215,246,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	204,826,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	108,080,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	102,395,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	107,119,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	107,693,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	102,647,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債	100,000,000	107,906,000	

		第１２０回			
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	322,752,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	108,247,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	203,748,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	102,703,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	205,522,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	102,462,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	101,870,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１７７回	450,000,000	450,135,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,888,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	91,036,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	297,462,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	99,260,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	198,292,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	99,209,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	197,890,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	96,573,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	99,028,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	128,440,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	100,000,000	70,319,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０１回	300,000,000	298,389,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	182,830,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	199,434,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	200,438,000	
		成田国際空港　第１９回	100,000,000	99,645,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	274,173,000	

		商工債券　利付第８４５回い号	300,000,000	298,842,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	99,128,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	395,820,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,710,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,830,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,637,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,806,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	99,096,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	395,660,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	197,508,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	395,608,000	
		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	198,750,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	298,119,000	
		しんきん中金債券　利付第３７４回	300,000,000	298,191,000	
		しんきん中金債券　利付第３７７回	100,000,000	99,230,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	396,532,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	99,028,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,839,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	99,269,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	297,489,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	98,909,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	98,716,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	298,062,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	99,404,000	
		商工債券　利付（３年）第２７４回	200,000,000	199,098,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	99,377,000	
		商工債券　利付（１０年）第１６回	100,000,000	99,910,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	96,021,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	286,797,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	217,372,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	107,004,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	104,677,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	100,757,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	99,231,000	

		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	99,123,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	83,902,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	96,999,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	99,266,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	194,968,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	97,274,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	97,488,000	
		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	198,320,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	395,488,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,533,600	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	842,545,500	
		中日本高速道路　第６３回	100,000,000	100,142,000	
		中日本高速道路　第８６回	500,000,000	497,120,000	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	99,189,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	297,306,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	198,010,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,898,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	199,190,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	200,396,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	299,364,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	496,895,000	
		西日本高速道路　第２９回	200,000,000	199,484,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	298,239,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	298,509,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	297,426,000	
		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,089,044,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	198,008,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	198,218,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	198,546,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	207,674,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	290,052,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	291,192,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	13,954,000	14,433,180	

		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	48,678,000	50,383,190	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	42,872,000	43,952,374	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	50,376,000	51,905,415	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	37,212,000	38,140,067	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	24,616,000	25,254,046	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	46,626,000	48,038,301	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	53,784,000	54,871,512	
		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	82,188,000	83,516,979	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	71,439,000	72,993,512	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	48,334,000	49,239,779	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	17,385,000	17,858,741	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	42,408,000	43,708,653	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	28,338,000	28,593,892	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	62,424,000	62,911,531	
		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	135,110,000	136,500,281	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	84,582,000	86,073,180	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	17,749,000	18,392,046	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	18,137,000	18,784,309	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	17,227,000	17,835,974	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	16,368,000	16,875,735	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	46,560,000	47,720,275	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	66,189,000	67,837,106	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	22,201,000	22,771,121	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	53,146,000	54,009,622	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	51,148,000	52,482,451	

		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	50,646,000	52,224,635	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	55,737,000	57,348,914	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	89,465,000	91,712,360	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	163,730,000	168,104,865	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	49,718,000	50,964,430	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	88,800,000	89,918,880	
		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	79,431,000	80,231,664	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	63,854,000	65,023,166	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	52,980,000	53,951,653	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	135,044,000	135,647,646	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	230,097,000	230,941,455	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	36,243,000	36,124,847	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	36,921,000	36,822,051	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	38,095,000	37,841,668	
		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	80,662,000	79,343,982	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	86,522,000	84,187,636	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	45,678,000	44,968,163	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	48,700,000	47,663,177	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	144,072,000	141,746,677	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	150,615,000	148,501,871	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	101,276,000	99,629,252	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	49,605,000	48,687,803	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	50,365,000	49,586,357	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	231,372,000	220,451,241	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	297,695,000	281,250,328	

		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	194,664,000	184,115,157	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	130,546,000	124,206,686	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	131,210,000	124,497,296	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	65,134,000	61,903,353	
		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	131,214,000	124,548,328	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	65,735,000	62,047,923	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	66,366,000	62,716,533	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	67,919,000	64,223,527	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	268,768,000	253,311,152	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	204,090,000	192,293,598	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	136,000,000	128,086,160	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	139,766,000	131,758,805	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	141,758,000	132,640,125	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	70,908,000	66,342,942	
		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	71,739,000	67,337,812	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	71,526,000	66,731,612	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	222,045,000	205,935,635	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	220,110,000	204,138,818	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	225,570,000	208,616,158	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	391,120,000	358,164,228	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	158,454,000	146,457,447	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	160,312,000	147,628,114	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	160,688,000	148,433,933	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	249,459,000	230,265,624	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	254,481,000	234,063,989	

		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	167,780,000	154,818,995	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	253,584,000	234,981,077	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	168,100,000	155,655,557	
		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	168,272,000	155,644,869	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	256,962,000	237,265,862	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	427,445,000	394,377,854	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	262,818,000	242,562,616	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	265,569,000	244,514,689	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	264,108,000	242,023,289	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	176,782,000	163,136,197	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	264,288,000	245,864,483	
		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	266,619,000	247,219,801	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	177,840,000	165,798,453	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	542,004,000	505,147,728	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	273,744,000	256,166,897	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	184,430,000	175,486,989	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	192,022,000	186,491,766	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	289,062,000	284,463,023	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	192,582,000	191,206,964	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	385,428,000	380,452,124	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	485,690,000	477,515,837	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	293,130,000	289,808,837	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	491,780,000	488,111,321	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	198,622,000	200,312,273	
	小計	銘柄数：410	76,363,217,000	75,519,490,021	

		組入時価比率：6.7%		6.7%	
	合計			75,519,490,021	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	96,394,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	301,869,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	99,242,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	197,228,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２９回非上位円貨社債	100,000,000	100,090,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,956,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	100,238,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	98,532,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	199,540,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	100,496,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,765,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	100,109,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	98,069,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	100,000,000	100,036,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	199,726,000	
		ＩＮＰＥＸ　第１回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,040,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,831,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,480,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,682,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,819,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,931,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,610,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,269,000	
		大和ハウス工業　第２９回特定社債	100,000,000	99,740,000	

		間限定同順位特約付			
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,034,000	
		明治ホールディングス　第１０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,292,000	
		アサヒグループホールディングス第１６回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,861,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	99,102,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,990,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,077,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	98,425,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,017,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,802,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	96,046,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,080,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,327,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,397,000	
		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,925,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,804,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１４回社債間限定同順位特約	600,000,000	597,288,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	197,456,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,172,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,611,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,954,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,899,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,418,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,925,000	
		王子ホールディングス　第４２回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,768,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,258,000	

		大王製紙　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,790,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,767,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,580,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,309,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,512,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,984,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,714,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,863,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,324,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,457,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,439,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,659,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,564,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,807,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,296,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,672,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,642,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,007,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,593,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,560,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,604,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,780,000	
		アステラス製薬　第１回無担保社債間限定	100,000,000	99,666,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	99,433,000	

		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	99,245,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,784,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,601,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,040,000	
		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,147,000	
		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,360,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,000,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,306,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,976,000	
		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,053,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,363,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,274,000	
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,057,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,515,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,002,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,225,000	
		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,605,000	
		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,383,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,294,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,993,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	295,161,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,731,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,337,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,983,000	

		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,666,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,444,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,034,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,363,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,752,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,994,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,889,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,429,000	
		荏原製作所　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,475,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,227,000	
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,197,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,997,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,407,000	
		日本精工　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,504,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,311,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,659,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,264,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,661,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,389,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,014,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,230,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,982,000	
		パナソニック　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,428,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,528,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,742,000	

		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,398,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,885,000	
		ソニー　第３９回	100,000,000	99,371,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	99,465,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	98,808,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,947,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,717,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,936,000	
		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	296,676,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,789,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,662,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,065,000	
		三井住友トラスト・パナソニックファイナンス　第９回社債間限定	100,000,000	99,571,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,451,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,832,000	
		トヨタ自動車　第２６回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,309,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,819,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,919,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,293,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	100,080,000	
		ニコン　第２２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,411,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,513,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,231,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,080,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,512,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,953,000	

		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,748,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,532,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,139,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,673,000	
		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,145,000	
		豊田通商　第１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,544,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,126,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,473,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,874,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,619,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,214,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,900,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,879,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,589,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,002,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,860,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,164,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,933,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,065,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,945,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,834,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,308,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,922,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	100,451,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,877,000	

		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	108,258,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	105,442,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	99,994,000	
		三井住友信託銀行　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,676,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,439,000	
		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	103,728,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,144,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,243,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,905,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,433,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,438,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,104,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,764,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,082,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１６回日本電信電話保証付	200,000,000	198,942,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	197,328,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	779,152,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,246,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,564,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,450,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,784,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,541,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,590,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,164,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,695,000	

		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,162,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,770,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,080,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,099,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,464,000	
		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,058,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,538,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000	
		トヨタファイナンス　第９４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,569,000	
		トヨタファイナンス　第９６回社債間限定同順位特約付	800,000,000	793,008,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,747,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,974,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,624,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,117,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,291,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,140,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,323,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,774,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,349,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,568,000	
		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,671,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,056,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,670,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,327,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	395,632,000	

		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,932,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,943,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,058,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,426,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,841,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,866,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,454,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,016,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,908,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	291,819,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,974,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	213,692,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,835,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	55,183,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,113,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	95,686,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,250,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,043,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,368,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,055,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,892,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,479,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,908,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,533,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,044,000	

		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	87,305,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	94,017,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,989,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	106,653,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,662,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,770,000	
		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,804,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,012,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,557,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,828,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,027,000	
		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,756,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	214,016,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,562,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,931,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,039,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,536,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,971,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,009,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,754,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,110,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	93,414,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,069,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	117,930,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,180,000	

		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,858,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,834,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,312,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,069,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	124,538,000	
		東日本旅客鉄道　第１８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,676,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,941,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,182,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	315,699,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,550,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,196,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,612,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	169,278,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	61,873,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	215,742,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,762,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,658,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,392,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,862,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	90,763,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	80,179,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	79,959,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	67,573,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	53,160,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	83,130,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	74,131,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,706,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同	100,000,000	98,744,000	

		順位特約付			
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	408,356,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	92,160,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,507,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,200,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,241,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,356,000	
		日立物流　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,899,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,039,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,231,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	147,240,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,946,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,954,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,822,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,214,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,237,000	
		ＫＤＤＩ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,621,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,990,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,449,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,109,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,052,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,587,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,537,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,128,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	102,381,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	101,510,000	

		中部電力　第５２４回	100,000,000	99,292,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	195,220,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	89,455,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	87,850,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	99,426,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	297,462,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	87,176,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	197,804,000	
		関西電力　第５３５回	200,000,000	199,030,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	96,633,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	96,935,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	89,413,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	98,234,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	89,929,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,939,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	87,725,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	97,902,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	580,956,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	96,867,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	97,333,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	88,825,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,756,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	100,602,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	99,148,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	174,804,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	97,834,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	89,924,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	91,283,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	99,354,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	98,466,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	292,008,000	
		東北電力　第５２９回	200,000,000	198,244,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	84,631,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	193,392,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	196,398,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	101,962,000	

		四国電力　第２９３回	100,000,000	90,783,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	73,453,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	97,911,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	198,680,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	99,372,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	98,265,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	87,729,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	292,596,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	194,872,000	
		九州電力　第４９３回	300,000,000	297,291,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	100,504,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	306,594,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	131,979,900	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	91,220,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	92,065,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	87,808,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	98,043,000	
		沖縄電力　第３２回	100,000,000	99,701,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,236,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,672,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,758,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,688,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,585,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,559,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,718,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,350,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,924,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	298,521,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	295,155,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	99,900,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	287,532,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	100,214,000	

		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	96,787,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	382,988,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	291,357,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	266,148,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	96,764,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	180,056,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	98,413,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	99,347,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	98,825,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,737,000	
		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,568,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	393,244,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,132,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,982,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,821,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,555,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	69,744,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	141,388,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,959,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,797,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,564,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,394,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,199,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,895,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,762,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,876,000	
	小計	銘柄数：422 組入時価比率：5.0%	58,030,000,000	55,958,194,900 5.0%	
	合計			55,958,194,900	

合計		1,123,291,227,445	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年 9月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	259,814,550
コール・ローン	439,176,606
国債証券	99,361,789,731
派生商品評価勘定	1,004,575,450
未収入金	143,055,355
未収利息	568,751,538
前払費用	124,292,498
差入委託証拠金	91,435,926
流動資産合計	101,992,891,654
資産合計	101,992,891,654
負債の部	
流動負債	
未払金	137,812,548
未払解約金	268,978,507
その他未払費用	828,200
流動負債合計	407,619,255
負債合計	407,619,255
純資産の部	
元本等	
元本	100,915,691,988
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	669,580,411
元本等合計	101,585,272,399
純資産合計	101,585,272,399
負債純資産合計	101,992,891,654

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

３．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月 6日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.0066円
(10,000口当たり純資産額)	(10,066円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日
至 2024年 9月 6日

1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	84,932,260,318円
同期中における追加設定元本額	61,976,723,831円
同期中における一部解約元本額	45,993,292,161円
期末元本額	100,915,691,988円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,854,123,007円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,190,689,277円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	36,681,714円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	20,639,204円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	9,557,566円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	6,300,767円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,505,600,398円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	33,456,633円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	21,553,827円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	146,416,831円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	46,485,483円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	38,136,558円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	48,485,833,697円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,370,168,820円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	25,976,769,707円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	129,698,855円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	723,161円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	2,891,176円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,039,965,307円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年９月６日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年９月６日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	610,000.00	629,300.76	
		US TREASURY BOND	1,800,000.00	1,937,812.50	
		US TREASURY BOND	20,000.00	21,314.84	
		US TREASURY BOND	4,000,000.00	3,345,468.40	
		US TREASURY BOND	3,000,000.00	2,848,710.89	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,069,928.42	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,923,747.60	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,568,354.88	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,206,702.80	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,501,904.25	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,435,546.80	
		US TREASURY N/B	500,000.00	504,882.80	

		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,957,578.00	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,872,947.23	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,009,570.30	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,398,781.04	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,005,664.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,497,978.45	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,188,503.82	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,096,812.48	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,114,031.04	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,328,281.25	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,900,624.80	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,087,855.20	
		US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,337,665.65	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,846,132.70	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,479,343.48	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,898,203.00	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,571,945.22	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,885,468.60	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,874,375.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,910,000.00	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,320,320.26	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	958,671.80	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,360,009.75	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,827,656.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	964,296.80	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,242,515.56	
		US TREASURY N/B	500,000.00	473,437.50	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	950,390.60	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,160,484.36	
		US TREASURY N/B	700,000.00	680,804.67	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	921,328.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	977,695.30	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,225,070.14	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,838,281.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,947,734.20	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	917,128.90	

		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,188,351.48	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,734,277.10	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,928,456.90	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,848,437.20	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,945,546.80	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,046,464.60	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,724,609.30	
		US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,858,038.92	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,640,156.00	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,269,531.25	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,093,203.04	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,084,663.80	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,840,000.00	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,689,062.40	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,222,187.50	
		US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,877,441.00	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,568,835.92	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,627,109.20	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,798,462.72	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,738,261.70	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,831,523.40	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,259,076.10	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,650,281.12	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,614,601.52	
		US TREASURY N/B	700,000.00	679,177.73	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,423,154.25	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,121,452.96	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,562,726.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,915,273.40	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,381,308.27	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,040,429.50	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,038,671.80	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,230,206.88	
		US TREASURY N/B	4,600,000.00	3,911,257.64	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,991,171.80	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,795,664.00	

		US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,754,949.05	
		US TREASURY N/B	900,000.00	901,511.64	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	2,158,281.25	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,546,601.30	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,023,554.50	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,519,238.25	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,531,406.25	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,864,167.82	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,110,117.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,604,179.65	
		US TREASURY N/B	3,150,000.00	3,479,273.28	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,072,617.00	
		US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,409,765.50	
		US TREASURY N/B	4,700,000.00	4,029,699.16	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,238,890.52	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,791,874.80	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,437,296.68	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,096,679.50	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,565,062.50	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,733,663.80	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,037,441.20	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,243,359.20	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,130,780.80	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,262,437.44	
		US TREASURY N/B	400,000.00	417,234.36	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,332,500.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,320,585.80	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,367,148.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,478,359.20	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	936,914.04	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	714,882.80	
		US TREASURY N/B	500,000.00	444,560.50	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,112,929.65	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	784,960.90	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	863,828.10	
		US TREASURY N/B	500,000.00	446,992.15	

		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,824,109.32	
		US TREASURY N/B	250,000.00	227,070.30	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,982,437.44	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,286,365.21	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,051,288.80	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,519,460.84	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,260,331.90	
		US TREASURY N/B	300,000.00	231,796.86	
		US TREASURY N/B	400,000.00	306,281.24	
		US TREASURY N/B	700,000.00	508,292.96	
		US TREASURY N/B	800,000.00	651,781.20	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	831,171.80	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	829,648.40	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	949,406.16	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,026,593.75	
		US TREASURY N/B	500,000.00	412,851.55	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,181,031.18	
		US TREASURY N/B	900,000.00	741,287.07	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	916,245.98	
		US TREASURY N/B	300,000.00	216,972.63	
		US TREASURY N/B	600,000.00	398,460.90	
		US TREASURY N/B	700,000.00	382,744.11	
		US TREASURY N/B	500,000.00	281,738.25	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,502,001.75	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	639,921.80	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	2,516,923.50	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,643,994.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,273,242.00	
		US TREASURY N/B	700,000.00	487,921.84	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	959,507.76	
		US TREASURY N/B	800,000.00	656,296.80	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,683,265.54	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	926,835.90	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,020,615.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,028,085.80	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,920,937.50	

		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,220,312.20	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,103,125.00	
	小計	銘柄数：158 組入時価比率：45.6%	346,530,000.00	323,554,433.37 (46,345,937,035) 46.5%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,293,430.84	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,421,776.72	
		CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	875,231.01	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	768,749.92	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	796,002.96	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	612,582.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	812,125.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,782,944.70	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	226,388.96	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	458,372.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	607,171.53	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	916,669.90	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	454,968.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	468,877.65	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	776,162.16	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	730,096.32	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	394,691.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,126,874.87	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,102,877.82	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	241,174.54	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	223,364.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	106,078.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	375,841.56	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	476,993.46	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	888,161.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	92,915.89	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	560,236.26	
	小計	銘柄数：27 組入時価比率：1.9%	19,100,000.00	18,590,760.27 (1,973,037,387) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,588,012.20	

		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,500,000.00	9,011,320.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12,000,000.00	10,936,233.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	8,556,795.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	1,922,100.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12,000,000.00	11,529,970.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,700,000.00	9,771,527.83	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,450,172.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	8,000,000.00	7,069,943.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	3,095,814.30	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,256,371.75	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,152,760.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,545,537.05	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,500,000.00	10,756,800.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.7%	109,700,000.00	98,643,357.73 (710,725,392) 0.7%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,072,331.70	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	466,750.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	944,176.20	
		BELGIUM KINGDOM	700,000.00	652,414.84	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	348,900.00	
		BELGIUM KINGDOM	800,000.00	720,000.00	
		BELGIUM KINGDOM	700,000.00	584,430.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	328,098.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,021,403.00	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	401,779.08	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	419,815.25	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	193,095.14	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	199,350.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	342,497.25	
		BELGIUM KINGDOM	800,000.00	861,116.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	362,362.90	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	387,655.50	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	156,776.00	
		BELGIUM KINGDOM	370,000.00	280,161.22	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	400,000.00	477,616.00	

		BONOS Y OBLIG DE	2,000,000.00	1,714,845.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	102,786.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	397,293.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	289,530.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,504,680.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	530,432.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	780,207.68	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	941,700.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	761,640.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	581,274.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	826,110.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,800,000.00	1,732,596.30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	550,550.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	762,160.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	917,050.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	1,812,015.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	964,200.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	920,300.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	490,300.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	816,640.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,437,629.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	839,318.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	613,497.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	533,633.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	300,144.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	318,822.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	473,344.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	509,876.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	815,410.54	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,188,909.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	742,017.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	344,964.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	170,912.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	419,402.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	659,872.36	
		BUNDESOBLIGATION	600,000.00	583,590.00	

		BUNDESOBLIGATION	1,100,000.00	1,060,400.00	
		BUNDESOBLIGATION	600,000.00	585,780.00	
		BUNDESOBLIGATION	2,000,000.00	2,005,540.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,675,050.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,241,955.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	654,913.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	474,185.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	875,920.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	932,400.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	924,530.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	904,310.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,998,900.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	601,945.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	885,180.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,828,350.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	717,198.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	433,600.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,358,882.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,012,210.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,553,190.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,590,187.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,600,000.00	1,258,256.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	823,301.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	857,292.45	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,299,983.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,111,299.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,803,758.76	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	199,976.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	481,131.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	510,310.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,700,000.00	1,473,248.56	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	500,000.00	501,850.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,006,350.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,000,750.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,800,000.00	1,813,770.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	693,490.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,008,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	484,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,024,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	383,480.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	812,937.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	540,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	792,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	951,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	582,300.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,057,485.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	691,740.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	1,002,690.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	698,810.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	976,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	1,832,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,020,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	310,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	257,208.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	899,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	397,640.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	776,860.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	624,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	513,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	915,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	824,880.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	1,949,640.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,047,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,562,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,170,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	507,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	941,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	468,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,075,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,169,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	561,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,371,580.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	206,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,409,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	786,450.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	453,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	785,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	445,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,261,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,096,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	177,540.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	180,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	673,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	222,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	340,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,156,870.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	231,883.10	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	387,767.20	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	189,394.84	
		FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	506,967.50	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	203,824.34	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	272,677.80	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	258,712.86	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	338,390.00	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	347,427.60	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	220,162.80	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	285,632.10	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	221,826.00	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	95,883.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,932,414.40	
		FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,299,148.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,750,000.00	1,665,996.85	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	846,794.70	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	961,281.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	499,895.30	
		FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	1,131,105.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,346,737.50	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	2,015,550.00	

		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,364,809.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	963,600.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,488,829.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,534,064.40	
		FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,736,456.82	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,220,100.00	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	812,113.60	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,579,395.30	
		FRANCE (GOVT OF)	3,300,000.00	2,851,650.45	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	662,480.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,400,000.00	939,542.38	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	890,734.50	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	481,990.80	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	156,590.80	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	683,648.70	
		FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	321,574.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	521,982.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,837,825.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	830,400.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	500,000.00	489,950.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	774,240.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,200,000.00	1,216,848.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	2,014,000.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,800,000.00	2,026,516.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,700,000.00	1,583,134.35	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	364,503.75	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	465,811.40	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	200,000.00	219,989.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	2,331,166.40	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	500,000.00	496,706.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	772,772.35	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	892,744.00	
		IRISH GOVERNMENT	300,000.00	285,545.52	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	169,302.20	
		IRISH TSY 0.2%	200,000.00	189,236.52	
		IRISH TSY 0.2% 2030	600,000.00	528,165.42	

		IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	237,538.86	
		IRISH TSY 1.10% 2029	200,000.00	189,350.00	
		IRISH TSY 1.5% 2050	400,000.00	299,089.60	
		IRISH TSY 1.7% 2037	450,000.00	399,914.01	
		IRISH TSY 1% 2026	300,000.00	292,928.52	
		IRISH TSY 2% 2045	300,000.00	259,423.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	387,560.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	580,356.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	480,250.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	661,220.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	543,900.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	454,098.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	437,620.35	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	520,279.14	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	402,625.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,300,000.00	1,305,200.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	229,102.74	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	352,012.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	292,027.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	687,369.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	811,248.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	347,776.10	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	157,140.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	295,140.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	198,340.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	289,830.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	381,320.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	662,550.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,100,000.00	1,010,900.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	526,150.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	443,300.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	610,260.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	930,000.00	905,820.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	220,560.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	260,493.97	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	186,750.00	

		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	399,300.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	238,480.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	203,540.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	234,620.00	
		SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	102,933.97	
		SPANISH GOVERNMENT	800,000.00	966,160.00	
		SPANISH GOVERNMENT	500,000.00	552,609.35	
	小計	銘柄数：243 組入時価比率：29.8%	199,020,000.00	190,094,677.17 (30,259,270,711) 30.5%	
	英ポンド	UK TREASURY	500,000.00	489,025.00	
		UK TREASURY	300,000.00	287,182.20	
		UK TREASURY	300,000.00	279,195.00	
		UK TREASURY	2,100,000.00	2,131,867.50	
		UK TREASURY	600,000.00	533,149.38	
		UK TREASURY	90,000.00	98,154.00	
		UK TREASURY	2,100,000.00	1,830,331.44	
		UK TREASURY	1,600,000.00	1,691,409.92	
		UK TREASURY	1,800,000.00	1,424,698.56	
		UK TREASURY	1,500,000.00	1,437,423.90	
		UK TREASURY	1,200,000.00	933,336.00	
		UK TREASURY	1,000,000.00	1,047,910.40	
		UK TREASURY	1,200,000.00	849,600.00	
		UK TREASURY	300,000.00	307,092.00	
		UK TREASURY	700,000.00	538,419.00	
		UK TREASURY	600,000.00	578,700.00	
		UK TREASURY	500,000.00	532,733.30	
		UK TREASURY	950,000.00	641,032.45	
		UK TREASURY	200,000.00	201,088.00	
		UK TREASURY	1,000,000.00	999,300.00	
		UK TREASURY	700,000.00	715,890.00	
		UK TREASURY	400,000.00	352,692.88	
		UK TREASURY	300,000.00	293,352.00	
		UK TREASURY	300,000.00	175,710.00	
		UK TREASURY	1,000,000.00	974,235.00	
		UK TREASURY	1,300,000.00	659,490.00	

		UK TREASURY	810,000.00	723,294.76	
		UK TREASURY	3,600,000.00	1,902,744.00	
		UK TREASURY	500,000.00	274,219.60	
		UK TREASURY	200,000.00	130,373.24	
		UK TSY 0 1/2% 2061	350,000.00	111,262.55	
		UK TSY 0 5/8% 2050	1,300,000.00	550,680.00	
		UK TSY 1 5/8% 2071	400,000.00	191,067.48	
		UK TSY 3 1/4% 2044	700,000.00	598,640.00	
		UNITED KINGDOM GILT	950,000.00	941,240.81	
		UNITED KINGDOM GILT	1,050,000.00	1,052,971.50	
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	511,323.80	
		UNITED KINGDOM GILT	800,000.00	811,152.00	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	311,074.38	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	600,000.00	582,060.00	
	小計	銘柄数：40 組入時価比率：5.3%	34,900,000.00	28,695,122.05 (5,418,499,896) 5.5%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,180,893.84	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,933,009.40	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,711,008.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,789,520.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,232,719.56	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,963,800.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,286,681.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	11,300,000.00	11,097,631.80 (155,144,892) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	486,199.75	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,690,500.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,443,900.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	937,501.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,269,566.90	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,026,544.95	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,160,626.38	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,030,372.50	
	小計	銘柄数：8	11,650,000.00	11,045,211.98	

		組入時価比率：0.1%		(148,889,457) 0.1%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,388,380.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,906,931.60	
		KINGDOM OF DENMARK	3,100,000.00	2,865,330.00	
		KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	953,249.55	
		KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,210,920.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,700,000.00	3,426,166.62	
		KINGDOM OF DENMARK	1,900,000.00	1,090,106.19	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.3%	13,400,000.00	12,841,083.96 (274,028,731) 0.3%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	954,440.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,921,605.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,093,257.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,159,289.45	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,673,182.26	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,065,911.06	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,199,907.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	2,831,562.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.5%	15,700,000.00	13,899,154.87 (516,708,031) 0.5%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	575,034.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	524,706.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	187,680.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	515,040.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	390,732.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	668,990.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	290,940.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	986,970.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	671,510.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	470,715.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	849,640.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	693,088.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,237,350.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	255,825.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	418,268.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	558,234.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,183,260.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	384,936.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,072,260.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	538,320.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	327,140.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	350,000.00	276,570.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	400,610.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：1.3%	14,870,000.00	13,477,818.00 (1,301,822,440) 1.3%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	141,465.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	254,225.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	176,000.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	241,550.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	205,720.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	170,866.36	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	301,490.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	550,000.00	524,120.57	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000.00	501,970.20	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	167,440.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	66,870.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	247,625.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	3,300,000.00	2,999,342.13 (267,361,357) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	682,199.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	703,990.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,650,000.00	1,679,700.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	510,900.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	470,150.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,500,000.00	1,505,700.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	959,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	481,145.00	

		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	401,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	250,403.75	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	168,400.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	501,264.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.9%	8,500,000.00	8,313,851.75 (916,519,016) 0.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,102,363.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,572,390.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,087,262.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,076,942.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,155,341.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,120,097.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	26,000,000.00	26,097,965.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,134,056.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,142,908.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,250,861.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,200,691.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,258,631.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000.00	43,326,086.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,205,144.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,185,084.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,216,017.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,093,874.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,121,055.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,273,912.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,186,065.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,200,619.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,170,206.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,481,727.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,134,880.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,378,188.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,522,057.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,238,151.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,378,537.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,906,888.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,309,804.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,271,135.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,000,000.00	25,197,652.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,236,509.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,197,905.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,091,088.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,278,515.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,194,671.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,182,014.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,200,705.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,460,298.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	17,337,047.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,186,531.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,826,139.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,480,899.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	9,609,673.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,139,891.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	7,074,136.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	22,863,108.00	
	小計	銘柄数：48 組入時価比率：10.6%	517,500,000.00	535,355,735.10 (10,814,239,384) 10.9%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,400,000.00	1,327,336.22	
		ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,228,094.01	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	460,828.10	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	388,951.80	
		ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	831,043.80	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	630,564.40	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	467,187.65	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	203,541.78	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	524,000.00	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	650,051.52	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.3%	7,500,000.00	6,711,599.28 (259,606,002) 0.3%	
合計				99,361,789,731	

			(99,361,789,731)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 9月 6日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	100,490,056,060	－	99,485,480,610	1,004,575,450
米ドル	46,676,945,303	－	46,176,743,730	500,201,573
カナダドル	1,996,706,952	－	1,972,754,105	23,952,847
メキシコペソ	738,472,232	－	728,188,200	10,284,032
ユーロ	30,656,426,215	－	30,414,085,840	242,340,375
英ポンド	5,489,204,580	－	5,436,043,760	53,160,820
スウェーデンクローナ	157,695,743	－	155,373,020	2,322,723
ノルウェークローネ	151,206,880	－	147,782,800	3,424,080
デンマーククローネ	279,207,730	－	276,715,400	2,492,330
ズロチ	520,077,064	－	516,066,300	4,010,764
豪ドル	1,334,270,980	－	1,309,078,880	25,192,100
ニュージーランドドル	275,881,995	－	270,775,035	5,106,960
シンガポールドル	932,080,123	－	923,511,960	8,568,163
人民元	11,011,144,261	－	10,894,357,100	116,787,161
新シェケル	270,736,002	－	264,004,480	6,731,522
合計	100,490,056,060	－	99,485,480,610	1,004,575,450

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年 9月 6日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	268,496,740
コール・ローン	131,880,461
国債証券	45,988,128,615
未収入金	273,001,116
未収利息	578,387,450
前払費用	78,961,826
流動資産合計	47,318,856,208
資産合計	47,318,856,208
負債の部	
流動負債	
未払金	372,474,134
未払解約金	96,739,223
その他未払費用	142,700
流動負債合計	469,356,057
負債合計	469,356,057
純資産の部	
元本等	
元本	19,625,851,524
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	27,223,648,627
元本等合計	46,849,500,151
純資産合計	46,849,500,151
負債純資産合計	47,318,856,208

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月 6日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3871円
(10,000口当たり純資産額)	(23,871円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日

1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,553,226,021円
同期中における追加設定元本額	9,951,865,244円
同期中における一部解約元本額	6,879,239,741円
期末元本額	19,625,851,524円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	453,498,131円
ネクストコア	9,060,729円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	775,928,558円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	5,024,036円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	3,440,075円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	23,597,770円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	7,654,590円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	17,353,209円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	1,620,113,143円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	4,000,720,695円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国債券・Ｊ．Ｐ．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,204,143,712円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	2,178,023,641円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,257,384円
ノムラ新興国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,143,181円
新興国債券・インデックスＦ（適格機関投資家専用）	1,334,447,742円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	7,260,825,638円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	511,179,544円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	42,962,057円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	173,477,689円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年９月６日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年９月６日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,577,803.20	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,200,000.00	2,009,040.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,400,000.00	1,443,596.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,200,000.00	2,050,353.14	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000.00	2,385,628.50	
		ABU DHABI GOVT INT'L	600,000.00	519,107.70	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,383,439.20	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,264,920.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,000,000.00	1,483,027.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,700,000.00	3,133,375.34	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,500,000.00	1,620,460.50	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	502,423.60	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,200,000.00	964,170.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,400,000.00	2,902,240.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	2,527,368.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,309,630.16	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,516,371.52	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,306,117.26	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,600,000.00	2,271,715.94	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,806,852.06	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,181,424.42	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,600,000.00	2,452,310.64	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,400,000.00	2,430,380.16	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,100,000.00	1,913,940.42	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,500,000.00	3,242,201.20	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	1,050,537.50	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,475,296.80	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000.00	3,510,173.62	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,900,000.00	3,007,084.53	

		FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000.00	536,219.16	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,532,874.30	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,300,000.00	2,317,962.54	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,800,000.00	2,844,583.84	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,700,000.00	2,800,606.22	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,700,000.00	1,745,659.45	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	843,000.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	790,078.40	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,700,000.00	1,752,053.15	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,407,885.96	
		HUNGARY	1,900,000.00	1,974,090.50	
		HUNGARY	2,200,000.00	2,230,577.14	
		HUNGARY	800,000.00	661,940.96	
		HUNGARY	3,100,000.00	3,310,490.00	
		HUNGARY	3,300,000.00	3,324,420.00	
		HUNGARY	1,800,000.00	1,200,702.60	
		KSA SUKUK LTD	700,000.00	726,999.70	
		KSA SUKUK LTD	2,000,000.00	2,003,365.00	
		KSA SUKUK LTD	700,000.00	656,410.86	
		KSA SUKUK LTD	1,500,000.00	1,556,082.00	
		KSA SUKUK LTD	400,000.00	400,522.20	
		KSA SUKUK LTD	600,000.00	624,919.50	
		MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,072,190.00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3,400,000.00	3,620,375.08	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,700,000.00	1,709,773.64	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,600,000.00	1,614,340.32	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	2,416,679.88	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	5,438,696.64	3,135,634.31	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	12,437,686.00	5,518,925.90	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7,786,159.00	3,786,835.80	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	1,589,545.32	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	4,000,000.00	1,865,884.80	
		REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,152,217.92	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	2,035,568.40	
		REPUBLIC OF CHILE	1,800,000.00	1,581,700.86	
		REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	1,278,792.45	

		REPUBLIC OF CHILE	1,300,000.00	1,187,448.34	
		REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	2,319,029.05	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,553,171.80	
		REPUBLIC OF CHILE	3,000,000.00	2,731,244.40	
		REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	1,131,750.90	
		REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	1,530,307.76	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,361,618.40	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	3,600,000.00	2,955,862.80	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000.00	480,377.58	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,776,729.54	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,300,000.00	2,381,552.25	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	2,237,583.39	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000.00	505,357.76	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,700,000.00	2,947,290.30	
		REPUBLIC OF ECUADOR	4,100,000.00	2,913,870.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	8,100,000.00	4,419,360.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,300,000.00	1,649,670.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,200,000.00	2,126,779.60	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000.00	2,293,031.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	1,200,000.00	863,718.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,900,000.00	1,571,680.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,100,000.00	830,502.64	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,700,000.00	3,708,238.79	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,400,000.00	2,372,800.16	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,100,000.00	750,738.45	
		REPUBLIC OF PERU	3,700,000.00	3,291,740.89	
		REPUBLIC OF PERU	2,300,000.00	1,960,338.99	
		REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,651,427.36	
		REPUBLIC OF PERU	2,000,000.00	2,098,065.80	
		REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,075,466.70	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,500,000.00	1,039,814.25	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,800,000.00	2,100,971.60	
		REPUBLIC OF POLAND	1,200,000.00	1,252,405.44	
		REPUBLIC OF POLAND	2,600,000.00	2,653,131.00	
		REPUBLIC OF POLAND	3,000,000.00	3,236,094.00	
		REPUBLIC OF POLAND	800,000.00	815,016.00	

		REPUBLIC OF POLAND	4,000,000.00	4,122,384.00	
		REPUBLIC OF POLAND	3,000,000.00	3,081,294.00	
		REPUBLIC OF POLAND	3,400,000.00	3,491,313.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,900,000.00	1,818,303.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,200,000.00	967,390.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,600,000.00	3,478,077.00	
		REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	320,432.70	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,833,334.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,087,715.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,833,535.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000.00	3,358,702.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	2,018,083.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	952,632.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	2,474,587.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	1,057,815.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	571,941.30	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,900,000.00	1,930,400.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	3,002,766.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	974,460.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,570,960.80	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,098,125.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,247,350.40	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	648,766.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,600,000.00	2,828,098.00	
		ROMANIA	1,200,000.00	1,250,460.00	
		ROMANIA	2,200,000.00	2,244,550.00	
		ROMANIA	2,300,000.00	2,487,335.00	
		ROMANIA	2,500,000.00	2,577,375.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,365,405.55	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,474,335.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,235,093.30	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000.00	3,261,100.80	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	935,292.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,400,000.00	3,603,551.20	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	500,000.00	416,594.25	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,441,491.20	

		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,700,000.00	3,790,103.14	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,900,000.00	1,771,607.50	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,500,000.00	3,612,350.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	669,621.15	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,000,000.00	1,698,000.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,040,928.00	
		STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,687,194.75	
		STATE OF QATAR	3,600,000.00	3,538,440.00	
		STATE OF QATAR	1,800,000.00	1,878,790.50	
		STATE OF QATAR	5,400,000.00	4,974,480.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,100,000.00	1,084,635.75	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,249,854.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,554,787.50	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,085,385.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	138,931.00	61,640.37	
		UKRAINE GOVERNMENT	825,935.00	379,000.92	
		UKRAINE GOVERNMENT	519,168.00	165,009.08	
		UKRAINE GOVERNMENT	791,049.00	357,564.03	
		UKRAINE GOVERNMENT	438,733.00	177,412.65	
		UKRAINE GOVERNMENT	926,405.00	416,306.67	
		UKRAINE GOVERNMENT	365,611.00	146,929.92	
		UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	1,096,594.44	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,368,858.56	
		UNITED MEXICAN STATES	2,600,000.00	2,495,370.54	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,432,288.05	
		UNITED MEXICAN STATES	800,000.00	679,308.48	
		UNITED MEXICAN STATES	3,100,000.00	3,242,820.72	
		UNITED MEXICAN STATES	2,400,000.00	2,439,075.60	
		UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	896,300.90	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,852,777.30	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,303,460.89	
		UNITED MEXICAN STATES	3,100,000.00	3,070,532.95	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,295,094.56	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	847,811.64	
	小計	銘柄数：171	381,943,486.64	321,056,468.97 (45,988,128,615)	

		組入時価比率：98.2%		100.0%	
合計				45,988,128,615 (45,988,128,615)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年 9月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	532,149,182
投資証券	58,744,343,500
派生商品評価勘定	27,104,410
未収入金	32,006,563
未収配当金	887,024,071
未収利息	3,471
差入委託証拠金	83,049,894
流動資産合計	60,305,681,091
資産合計	60,305,681,091
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,615,020
未払金	27,513,172
未払解約金	22,478,698
流動負債合計	57,606,890
負債合計	57,606,890
純資産の部	
元本等	
元本	23,028,846,026
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,219,228,175
元本等合計	60,248,074,201
純資産合計	60,248,074,201
負債純資産合計	60,305,681,091

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日

	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月 6日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6162円
(10,000口当たり純資産額)	(26,162円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,962,211,403円
同期中における追加設定元本額	9,958,608,863円
同期中における一部解約元本額	5,891,974,240円
期末元本額	23,028,846,026円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,756,473,909円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,547,306,820円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	1,968,253,363円
野村資産設計ファンド２０１５	12,908,935円
野村資産設計ファンド２０２０	14,479,248円
野村資産設計ファンド２０２５	18,928,166円
野村資産設計ファンド２０３０	23,224,624円
野村資産設計ファンド２０３５	21,040,613円
野村資産設計ファンド２０４０	45,969,789円
野村資産設計ファンド２０４５	9,243,108円
野村インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ	2,680,073,408円
ネクストコア	18,388,265円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,053,809,104円
野村Ｊ－ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,487,996,444円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	809,093,125円
野村資産設計ファンド２０５０	6,093,193円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	250,981円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	172,157円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	1,248,596円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	459,505円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	1,304,115円
野村６資産均等バランス	5,738,309,858円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	87,600,958円
野村資産設計ファンド２０６０	5,590,140円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	227,432,594円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	1,295,052,464円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	51,474,749円
Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,658,981,172円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	199,508,855円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	380,878円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,035,125,293円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	92,354,503円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	19,286,118円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,773,043円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	27,420,389円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	18,951,698円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	22,153,226円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	8,520,378円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	6,926,201円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	47,286,041円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年９月６日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年９月６日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,288	149,794,400	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,865	149,013,500	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	2,905	330,589,000	
		東海道リート投資法人　投資証券	995	112,037,000	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	2,010	1,310,520,000	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	6,846	872,180,400	
		産業ファンド投資法人　投資証券	10,659	1,292,936,700	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,721	1,887,930,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	2,830	948,050,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	19,555	2,602,770,500	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	2,948	955,152,000	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	10,141	2,673,167,600	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	1,231	596,419,500	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	1,015	248,878,000	
		イオンリート投資法人　投資証券	7,141	949,038,900	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,144	718,616,800	
		日本リート投資法人　投資証券	1,891	593,774,000	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	17,493	1,423,930,200	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	1,266	171,163,200	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人 投資証券	1,435	169,904,000	
		サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,586	158,282,800	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	18,826	2,867,199,800	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	963	117,582,300	

		ラサールロジポート投資法人　投資証券	7,458	1,072,460,400	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	10,728	571,802,400	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	1,057	123,034,800	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	2,427	1,050,891,000	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	940	65,800,000	
		投資法人みらい　投資証券	8,016	349,497,600	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	2,010	754,755,000	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,506	373,644,600	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	997	113,757,700	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	3,598	318,063,200	
		アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,551	314,793,400	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	6,791	4,529,597,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人投資証券	5,980	3,504,280,000	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	29,329	2,921,168,400	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	11,600	1,764,360,000	
		日本プライムリアルティ投資法人投資証券	3,981	1,345,578,000	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人	5,917	679,863,300	
		東急リアル・エステート投資法人投資証券	3,903	576,863,400	
		グローバル・ワン不動産投資法人投資証券	4,299	432,479,400	
		ユナイテッド・アーバン投資法人投資証券	13,023	1,807,592,400	
		森トラストリート投資法人　投資証券	11,221	728,242,900	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	32,075	1,886,010,000	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	2,160	920,160,000	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	4,269	545,578,200	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	3,911	1,022,726,500	
		福岡リート投資法人　投資証券	3,182	451,207,600	

		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	16,287	2,530,999,800	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	4,248	351,734,400	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,412	745,308,000	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	2,776	346,444,800	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	1,009	195,241,500	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	8,731	2,057,896,700	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人投資証券	21,387	1,501,367,400	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	8,598	871,837,200	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	4,999	620,375,900	
	小計	銘柄数：58 組入時価比率：97.5%	380,130	58,744,343,500 100.0%	
合計				58,744,343,500	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 9月 6日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引 REIT指数先物取引 買建	1,477,653,120	－	1,497,237,000	19,489,390
合計	1,477,653,120	－	1,497,237,000	19,489,390

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年 9月 6日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	58,793,801
コール・ローン	113,388,201

投資証券	7,111,347,639
派生商品評価勘定	145,671,101
未収入金	508,350
未収配当金	12,290,541
未収利息	739
差入委託証拠金	63,052,453
流動資産合計	7,505,052,825
資産合計	7,505,052,825
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	118,890
未払金	29,547,438
未払解約金	15,750,699
その他未払費用	302,100
流動負債合計	45,719,127
負債合計	45,719,127
純資産の部	
元本等	
元本	4,631,191,935
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,828,141,763
元本等合計	7,459,333,698
純資産合計	7,459,333,698
負債純資産合計	7,505,052,825

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月 6日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6107円
(10,000口当たり純資産額)	(16,107円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 9月 7日 至 2024年 9月 6日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 9月 6日現在	
期首	2023年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,105,813,388円
同期中における追加設定元本額	1,339,413,321円

同期中における一部解約元本額	1,814,034,774円
期末元本額	4,631,191,935円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,742,722,284円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ・為替ヘッジ型	392,642,889円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	417,221円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	286,444円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	2,088,112円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,532,423円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	4,343,214円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	2,245,043,533円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	239,642,391円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	519,265円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	1,954,159円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年９月６日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年９月６日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,400	76,874.00	
		AGREE REALTY CORP	3,250	243,425.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,200	42,570.00	
		ALEXANDERS INC	65	14,939.60	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,180	608,028.40	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	500	9,550.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,600	41,520.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	2,000	44,180.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	10,610	421,747.50	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	8,670	252,817.20	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	4,500	40,230.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	7,500	104,475.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,200	26,356.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	1,700	1,510.79	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,660	1,055,583.20	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,100	6,090.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	5,900	30,208.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	9,740	265,804.60	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	6,300	114,786.00	

		BRT APARTMENTS CORP	400	7,388.00	
		BXP INC	4,690	350,155.40	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,510	435,696.30	
		CARETRUST REIT INC	4,540	135,882.20	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	760	19,684.00	
		CENTERSPACE	450	33,885.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,600	13,024.00	
		CITY OFFICE REIT INC	1,500	8,535.00	
		CLIPPER REALTY INC	500	2,445.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	820	13,366.00	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	3,670	107,787.90	
		COUSINS PROPERTIES INC	4,960	140,318.40	
		CTO REALTY GROWTH INC	700	13,468.00	
		CUBESMART	7,420	379,013.60	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	6,800	56,508.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	30,000	17,700.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	10,650	1,596,541.50	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	6,500	21,190.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	5,400	85,212.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	22,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	3,300	44,286.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	1,590	296,296.50	
		ELME COMMUNITIES	2,700	47,709.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	4,100	43,132.00	
		EPR PROPERTIES	2,480	118,345.60	
		EQUINIX INC	3,112	2,557,254.88	
		EQUITY COMMONWEALTH	3,600	72,756.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,150	444,829.50	
		EQUITY RESIDENTIAL	11,330	854,282.00	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	5,830	187,201.30	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,112	637,845.12	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,950	1,206,242.00	
		FARMLAND PARTNERS INC	1,300	13,208.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,420	280,574.80	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	4,280	241,563.20	

		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2,950	84,960.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	3,200	5,312.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,950	460,925.00	
		GETTY REALTY CORP	1,570	49,769.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,300	19,760.00	
		GLADSTONE LAND CORP	1,100	14,828.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,000	18,340.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	6,500	56,550.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	12,200	219,722.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,900	505,861.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,530	112,254.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	23,200	388,136.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	3,800	18,962.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	7,400	148,444.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	1,900	9,329.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	920	112,028.40	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,260	66,376.20	
		INVITATION HOMES INC	18,930	705,710.40	
		IRON MOUNTAIN INC	9,620	1,049,349.60	
		JBG SMITH PROPERTIES	2,600	45,240.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	21,000	5,460.00	
		KILROY REALTY CORP	3,490	122,743.30	
		KIMCO REALTY CORP	22,000	508,420.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	7,160	185,300.80	
		LINEAGE INC	1,890	157,115.70	
		LTC PROPERTIES INC	1,440	52,891.20	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	9,600	97,920.00	
		MACERICH CO /THE	7,100	109,340.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	7,070.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	19,500	95,355.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,840	618,816.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	2,230	102,646.90	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	1,420	117,164.20	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	551	16,232.46	
		NETSTREIT CORP	2,200	36,916.00	

		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	1,386	7,886.34	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	730	33,514.30	
		NNN REIT INC	5,940	284,585.40	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	2,000	4,260.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,000	319,920.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	520	13,837.20	
		ORION OFFICE REIT INC	2,200	8,624.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	5,600	27,272.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	7,000	99,890.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	1,200	15,240.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	3,700	46,620.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	3,990	148,308.30	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	4,100	38,991.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,100	25,454.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	700	10,080.00	
		PRIME US REIT	20,000	3,780.00	
		PROLOGIS INC	30,350	3,866,893.50	
		PUBLIC STORAGE	5,188	1,769,989.96	
		REALTY INCOME CORP	28,560	1,780,144.80	
		REGENCY CENTERS CORP	5,430	398,019.00	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	4,100	62,238.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	7,100	356,207.00	
		RLJ LODGING TRUST	4,900	44,639.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,970	194,892.10	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	7,700	134,288.00	
		SAFEHOLD INC	1,500	37,275.00	
		SAUL CENTERS INC	430	17,539.70	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	4,800	22,080.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	10,690	1,755,084.20	
		SITE CENTERS CORP	1,500	86,670.00	
		SL GREEN REALTY CORP	2,140	136,339.40	
		STAG INDUSTRIAL INC	5,890	235,069.90	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	3,600	23,328.00	
		SUN COMMUNITIES INC	4,060	558,047.00	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	6,500	64,480.00	

		TANGER INC	3,570	111,027.00	
		TERRENO REALTY CORP	3,130	214,279.80	
		UDR INC	9,990	443,755.80	
		UMH PROPERTIES INC	2,000	39,320.00	
		UNITI GROUP INC	7,900	41,712.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	420	18,832.80	
		URBAN EDGE PROPERTIES	3,800	78,470.00	
		VENTAS INC	13,300	835,506.00	
		VERIS RESIDENTIAL INC	2,500	43,525.00	
		VICI PROPERTIES INC	34,250	1,150,457.50	
		VORNADO REALTY TRUST	5,220	175,548.60	
		WELLTOWER INC	19,610	2,431,640.00	
		WHITESTONE REIT	1,600	20,960.00	
		WP CAREY INC	7,210	437,863.30	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	3,100	41,385.00	
	小計	銘柄数：139 組入時価比率：74.7%	892,624	38,925,039.55 (5,575,622,665) 78.4%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	1,900	32,813.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	1,500	11,265.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	790	68,493.00	
		BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	600	10,830.00	
		BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	1,000	3,370.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,680	142,066.80	
		CHOICE PROPERTIES REIT	5,200	77,688.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	1,700	25,670.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	1,800	27,900.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,600	63,066.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	300	5,793.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	3,400	60,588.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	1,000	76,410.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	4,400	47,080.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2,400	30,600.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,900	38,988.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	700	11,522.00	

		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	600	11,088.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,300	10,946.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,700	18,722.00	
		PRIMARIS REIT	1,500	22,695.00	
		PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,000	5,400.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	4,700	90,851.00	
		SLATE GROCERY REIT	900	11,466.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2,400	62,304.00	
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	200	2,234.00	
	小計	銘柄数：26 組入時価比率：1.4%	52,170	969,848.80 (102,930,053) 1.4%	
	ユーロ	AEDIFICA	1,540	96,096.00	
		ALTAREA	150	16,020.00	
		CARE PROPERTY INVEST	1,200	17,112.00	
		CARMILA	1,900	32,528.00	
		COFINIMMO	1,210	78,347.50	
		COVIVIO	1,610	85,652.00	
		CROMWELL REIT EUR	10,000	14,800.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,370	33,359.50	
		GECINA SA	1,670	171,342.00	
		HAMBORNER REIT AG	2,300	15,088.00	
		ICADE	1,050	22,974.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	2,100	5,281.50	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	9,200	53,958.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	13,000	11,440.00	
		KLEPIERRE	6,440	180,577.60	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	1,800	14,526.00	
		MERCIALYS	3,200	38,560.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	12,900	148,092.00	
		MONTEA	570	44,289.00	
		NSI NV	600	12,030.00	
		RETAIL ESTATES	420	27,804.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	1,030	41,766.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,310	246,859.80	
		VASTNED RETAIL NV	610	14,823.00	

		WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,800	141,520.00	
		WERELDHAVE NV	1,100	15,664.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	1,130	38,928.50	
	小計	銘柄数：27 組入時価比率：3.5%	87,210	1,619,438.90 (257,782,284) 3.6%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	13,000	7,319.00	
		AEW UK REIT PLC	6,000	5,658.00	
		ASSURA PLC	98,000	39,650.80	
		BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	24,000	22,800.00	
		BIG YELLOW GROUP PLC	6,500	84,110.00	
		BRITISH LAND	30,600	132,865.20	
		CLS HOLDINGS PLC	5,000	4,410.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	14,000	11,340.00	
		DERWENT LONDON PLC	3,660	87,840.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	19,000	18,240.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	13,300	46,284.00	
		HAMMERSON PLC	120,000	34,536.00	
		HELICAL PLC	3,500	8,032.50	
		HOME REIT PLC	30,000	5,707.50	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	13,000	11,414.00	
		INTU PROPERTIES PLC	39,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	24,400	159,210.00	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	11,000	3,619.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	66,300	133,528.20	
		NEWRIVER REIT PLC	10,000	7,930.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	18,000	13,392.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	44,000	44,000.00	
		PRS REIT PLC/THE	17,000	16,235.00	
		REGIONAL REIT LTD	1,900	2,365.50	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	7,400	64,750.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	16,000	7,680.00	
		SEGRO PLC	44,100	383,670.00	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	63,000	95,130.00	

		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	42,000	31,836.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	20,000	16,880.00	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	12,000	7,776.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	75,000	120,975.00	
		UNITE GROUP PLC	14,500	138,402.50	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	15,000	17,970.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	15,000	12,930.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	4,600	29,348.00	
	小計	銘柄数：36	959,760	1,827,834.20	
				(345,149,931)	
		組入時価比率：4.6%		4.9%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	14,000	17,570.00	
		ABACUS STORAGE KING	18,000	22,590.00	
		ARENA REIT	11,700	47,034.00	
		BWP TRUST	18,500	66,970.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	28,000	48,160.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	18,000	56,880.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	14,000	16,310.00	
		CHARTER HALL GROUP	15,500	236,065.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	22,000	85,580.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	16,400	59,204.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	10,000	27,200.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	45,000	18,225.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	7,000	19,460.00	
		DEXUS/AU	35,300	258,396.00	
		GDI PROPERTY GROUP	17,000	11,390.00	
		GOODMAN GROUP	56,700	1,881,873.00	
		GPT GROUP	62,200	314,110.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	9,000	22,500.00	
		HEALTHCO REIT	17,000	20,230.00	
		HMC CAPITAL LTD	8,200	68,142.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	62,000	79,050.00	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	5,700	19,779.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	12,000	62,880.00	
		MIRVAC GROUP	128,000	271,360.00	

		NATIONAL STORAGE REIT	41,000	100,040.00	
		REGION RE LTD	38,000	84,740.00	
		RURAL FUNDS GROUP	13,000	26,520.00	
		SCENTRE GROUP	171,000	593,370.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	77,400	393,966.00	
		VICINITY CENTRES	126,000	287,280.00	
		WAYPOINT REIT	23,000	61,180.00	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：6.8%	1,140,600	5,278,054.00 (509,807,235) 7.2%	
	ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	25,000	29,250.00	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	34,000	72,080.00	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	53,000	51,410.00	
		PRECINCT PROPERTIES GROUP	53,000	68,900.00	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：0.3%	165,000	221,640.00 (19,756,989) 0.3%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	60,000	109,200.00	
		FORTUNE REIT	50,000	206,000.00	
		LINK REIT	83,920	3,121,824.00	
		PROSPERITY REIT	40,000	54,800.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	34,000	63,580.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	66,500.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.9%	337,920	3,621,904.00 (66,570,595) 0.9%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	21,805	28,346.50	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	117,000	335,790.00	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	80,000	73,200.00	
		CAPITALAND CHINA TRUST	39,000	28,080.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	169,000	353,210.00	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	23,000	21,275.00	
		EC WORLD REIT	12,000	1,680.00	
		ESR-LOGOS REIT	200,000	55,000.00	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	33,000	21,120.00	

		FRASERS CENTREPOINT TRUST	38,000	90,060.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	96,000	107,520.00	
		KEPPEL DC REIT	45,000	97,200.00	
		KEPPEL REIT	73,000	65,700.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	58,000	34,510.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	67,000	164,820.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	110,181	149,846.16	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	76,000	104,880.00	
		PARAGON REIT	42,000	36,750.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	11,700	45,162.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	17,000	11,390.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	47,000	23,970.00	
		SUNTEC REIT	73,000	91,250.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：2.9%	1,448,686	1,940,759.66 (213,949,344) 3.0%	
	ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	1,700	6,349,500.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	5,000	25,450,000.00	
		JR REIT XXVII	5,400	19,386,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA RE-RIGHTS	149	11,175.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,500	6,990,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	3,800	14,326,000.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	1,300	4,849,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,500	15,450,000.00	
		SK REITS CO LTD	4,100	21,648,000.00	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%	25,449	114,459,675.00 (12,327,306) 0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	23,000	40,733.00	
		REIT 1 LTD	6,600	100,188.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	7,000	51,716.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	36,600	192,637.00 (7,451,237) 0.1%	
合計				7,111,347,639	

			(7,111,347,639)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 9月 6日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	226,532,628	－	228,972,004	2,439,376
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	7,257,293,657	－	7,114,180,822	143,112,835
米ドル	5,716,657,512	－	5,602,835,300	113,822,212
カナダドル	104,703,584	－	102,604,369	2,099,215
ユーロ	253,279,382	－	249,535,192	3,744,190
英ポンド	343,721,142	－	338,200,923	5,520,219
豪ドル	518,658,357	－	506,209,252	12,449,105
ニュージーランドドル	20,813,283	－	20,330,322	482,961
香港ドル	69,529,007	－	68,208,627	1,320,380
シンガポールドル	221,541,376	－	218,124,729	3,416,647
新シェケル	8,390,014	－	8,132,108	257,906
合計	－	－	－	145,552,211

（注）時価の算定方法

1先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 12 期中間計算期間（2024 年 9 月 7 日から 2025 年 3 月 6 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年5月９日

野村アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型の２０２４年９月７日から２０２５年３月６日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型の２０２５年３月６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２４年９月７日から２０２５年３月６日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 11 期 (2024 年 9 月 6 日現在)	第 12 期中間計算期間末 (2025 年 3 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	78,076,152	75,423,104
親投資信託受益証券	16,537,461,709	15,321,813,560
派生商品評価勘定	33,337,721	13,632,628
未収入金	27,696,660	9,918,810
未収利息	509	1,008
流動資産合計	16,676,572,751	15,420,789,110
資産合計	16,676,572,751	15,420,789,110
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,004,453	26,000,699
未払受託者報酬	3,739,660	3,499,083
未払委託者報酬	43,005,968	40,239,398
その他未払費用	280,412	262,370
流動負債合計	89,030,493	70,001,550
負債合計	89,030,493	70,001,550
純資産の部		
元本等		
元本	9,854,742,029	9,095,676,426
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,732,800,229	6,255,111,134
（分配準備積立金）	2,803,748,172	2,479,401,318
元本等合計	16,587,542,258	15,350,787,560
純資産合計	16,587,542,258	15,350,787,560
負債純資産合計	16,676,572,751	15,420,789,110

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 11 期中間計算期間 自　2023 年 9 月 7 日 至　2024 年 3 月 6 日	第 12 期中間計算期間 自　2024 年 9 月 7 日 至　2025 年 3 月 6 日
営業収益		
受取利息	－	105,782
有価証券売買等損益	740,555,296	215,798,129
為替差損益	△90,058,952	△129,860,180
営業収益合計	650,496,344	86,043,731
営業費用		
支払利息	8,090	－
受託者報酬	3,940,384	3,499,083

委託者報酬	45,314,225	40,239,398
その他費用	362,675	358,413
営業費用合計	49,625,374	44,096,894
営業利益又は営業損失（△）	600,870,970	41,946,837
経常利益又は経常損失（△）	600,870,970	41,946,837
中間純利益又は中間純損失（△）	600,870,970	41,946,837
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	8,452,386	7,053,954
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,949,679,631	6,732,800,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	349,727,471	288,384,566
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	349,727,471	288,384,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,081,520,097	800,966,544
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,081,520,097	800,966,544
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,810,305,589	6,255,111,134

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年 9月 7日から2025年 3月 6日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第11期 2024年 9月 6日現在	第12期中間計算期間末 2025年 3月 6日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 9,854,742,029口	1.　中間計算期間の末日における受益権の総数 9,095,676,426口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6832円 （10,000口当たり純資産額）（16,832円）	2.　中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6877円 （10,000口当たり純資産額）（16,877円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第11期 2024年 9月 6日現在	第12期中間計算期間末 2025年 3月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の ２ デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の ２ デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１ 元本の移動

第 11 期 自 2023 年 9 月 7 日 至 2024 年 9 月 6 日		第 12 期中間計算期間 自 2024 年 9 月 7 日 至 2025 年 3 月 6 日	
期首元本額	11,930,085,716 円	期首元本額	9,854,742,029 円
期中追加設定元本額	1,063,027,592 円	期中追加設定元本額	417,942,095 円
期中一部解約元本額	3,138,371,279 円	期中一部解約元本額	1,177,007,698 円

２ デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 11 期(2024 年 9 月 6 日現在)				第 12 期中間計算期間末(2025 年 3 月 6 日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超				うち１年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721	1,700,520,397	－	1,686,887,769	13,632,628
米ドル	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721	1,700,520,397	－	1,686,887,769	13,632,628
合計	1,861,477,430	－	1,828,139,709	33,337,721	1,700,520,397	－	1,686,887,769	13,632,628

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド」および「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 3月 6日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,695,631,266
株式	764,660,431,270
派生商品評価勘定	99,197,947
未収入金	4,650,034
未収配当金	1,200,314,494
未収利息	477,187
その他未収収益	73,790,700
差入委託証拠金	660,789,297
流動資産合計	802,395,282,195
資産合計	802,395,282,195
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,286,177
未払金	1,519,120,918
未払解約金	602,344,612
未払利息	11,192,365
有価証券貸借取引受入金	25,101,048,999
流動負債合計	27,246,993,071
負債合計	27,246,993,071
純資産の部	
元本等	
元本	246,937,885,858
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	528,210,403,266
元本等合計	775,148,289,124
純資産合計	775,148,289,124
負債純資産合計	802,395,282,195

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.1390円
（10,000口当たり純資産額）	（31,390円）
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	24,229,217,840円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	242,759,849,857円
同期中における追加設定元本額	16,897,564,865円
同期中における一部解約元本額	12,719,528,864円
期末元本額	246,937,885,858円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	83,473,559円
バランスセレクト５０	202,868,563円
バランスセレクト７０	350,592,003円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,471,922,722円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,216,739,755円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,121,488,568円
野村資産設計ファンド２０１５	21,382,526円
野村資産設計ファンド２０２０	23,556,122円
野村資産設計ファンド２０２５	34,349,802円
野村資産設計ファンド２０３０	62,429,079円
野村資産設計ファンド２０３５	66,334,305円
野村資産設計ファンド２０４０	118,932,587円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	18,869,155,692円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,423,200,295円
のむラップ・ファンド（普通型）	15,791,445,859円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,804,789,163円
野村資産設計ファンド２０４５	28,340,781円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,440,043,180円
マイ・ロード	1,810,097,739円
ネクストコア	16,278,072円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	835,042,443円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,992,895,515円

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	705,485,139 円
野村資産設計ファンド２０５０	30,716,508 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,452,710 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,205,514 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,045,650 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	4,001,237 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	468,310,720 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,608,224,692 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,011,202 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,770,294 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	17,029,782 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,447,539 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	33,425,354 円
野村６資産均等バランス	5,679,861,948 円
世界６資産分散ファンド	102,189,142 円
野村資産設計ファンド２０６０	32,277,581 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	909,797,255 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,089,709,416 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	132,726,952 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	91,172,930 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	178,976,749 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	84,057,033 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	984,124 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,203,464 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	446,641 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,214,413,767 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,846,227 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	18,654,048 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,075,725 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	61,810,997 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	102,834,723 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,109,849,997 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,659,722 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	147,273,622 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,186,415,602 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,116,122 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,779,523 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,319,442 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	35,119,074 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	80,628,288 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,825,224,724 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,076,974,983 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	31,077,960,808 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,960,723,770 円
マイバランスＤＣ３０	3,147,489,624 円
マイバランスＤＣ５０	6,042,262,055 円
マイバランスＤＣ７０	7,715,800,681 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,279,023,606 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,058,694,562 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	21,126,427 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,399,407,389 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	2,042,679,768 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,066,732,945 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,662,459 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,646,016 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	196,520,769 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	61,549,579 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	69,657,867 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	53,848,916 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,293,997,593 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,085,328,475 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	861,742,549 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,246,319,394 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	53,737,349 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	499,725,614 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	185,031,967 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	228,122,060 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	225,962,329 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	16,309,417 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025 年 3 月 6 日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	72,066,892
コール・ローン	2,350,172,277
株式	85,733,627,399
投資証券	1,651,597,548
派生商品評価勘定	599,694,097
未収入金	46,395
未収配当金	83,243,092
未収利息	31,417
差入委託証拠金	1,352,824,975
流動資産合計	91,843,304,092
資産合計	91,843,304,092
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	451,695,470
未払解約金	59,812,427
その他未払費用	480,400
流動負債合計	511,988,297
負債合計	511,988,297
純資産の部	
元本等	
元本	27,777,591,474
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,553,724,321
元本等合計	91,331,315,795
純資産合計	91,331,315,795
負債純資産合計	91,843,304,092

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.2879円
(10,000口当たり純資産額)	(32,879円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
為替予約取引
１）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	29,811,293,924円
同期中における追加設定元本額	3,580,843,474円
同期中における一部解約元本額	5,614,545,924円
期末元本額	27,777,591,474円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,725,551,268円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	775,046,964円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,782,924,377円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,036,028円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,922,291円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	11,278,170円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3,829,047円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	6,788,706円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,481,177,791円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	3,590,357,785円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	1,534,116,352円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	1,302,225,107円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,381,336,648円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	773,505,881円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	375,293,549円
先進８ヵ国国債入替型プラス外国株式戦略３０オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	29,201,510円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 3月 6日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,064,710,998
国債証券	963,660,274,650
地方債証券	59,290,762,742

特殊債券	71,090,549,615
社債券	53,299,939,900
未収入金	3,070,624,000
未収利息	3,262,612,910
前払費用	190,535,745
流動資産合計	1,159,930,010,560
資産合計	1,159,930,010,560
負債の部	
流動負債	
未払金	1,140,238,000
未払解約金	1,042,847,747
流動負債合計	2,183,085,747
負債合計	2,183,085,747
純資産の部	
元本等	
元本	965,518,907,807
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,228,017,006
元本等合計	1,157,746,924,813
純資産合計	1,157,746,924,813
負債純資産合計	1,159,930,010,560

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1991円
(10,000口当たり純資産額)	(11,991円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在

期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	906,544,819,001円
同期中における追加設定元本額	138,363,097,753円
同期中における一部解約元本額	79,389,008,947円
期末元本額	965,518,907,807円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	293,648,067円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	44,601,998,359円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,384,257,413円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,463,773,367円
野村資産設計ファンド２０１５	324,645,688円
野村資産設計ファンド２０２０	356,718,622円
野村資産設計ファンド２０２５	449,405,167円
野村資産設計ファンド２０３０	423,534,315円
野村資産設計ファンド２０３５	269,566,998円
野村資産設計ファンド２０４０	313,281,530円
野村日本債券インデックスファンド	515,796,221円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	125,684,965,282円
のむラップ・ファンド（保守型）	28,197,856,152円
のむラップ・ファンド（普通型）	108,577,557,867円
のむラップ・ファンド（積極型）	14,474,677,911円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,412,321,440円
野村資産設計ファンド２０４５	52,278,090円
野村円債投資インデックスファンド	381,427,221円
野村インデックスファンド・国内債券	2,224,706,178円
マイ・ロード	49,429,023,964円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,405,292,436円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	26,715,444,231円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,401,728,020円
野村資産設計ファンド２０５０	36,862,894円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	27,529,432円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,312,719円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,577,027円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,509,622円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,727,073,001円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,330,018,298円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	31,260,307円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	14,446,076円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	75,100,193円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	22,083,727円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	14,496,609円
野村６資産均等バランス	14,338,562,310円
世界６資産分散ファンド	257,961,096円
野村資産設計ファンド２０６０	23,280,041円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	156,921,252,305円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	15,004,346,648円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	401,939,612円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	92,033,407円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,129,493,992円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	318,272,537円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	9,109,102円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,185,996円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	450,855円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,065,643,850円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,153,280円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	35,723,682円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	416,163,216円

野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	259,612,490 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,121,140,317 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	79,064,434 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,508,984,595 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	561,392,844 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,272,485 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,535,180,894 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	74,404,144,337 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	34,894,559,685 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	49,812,444,408 円
マイバランスＤＣ３０	22,003,668,959 円
マイバランスＤＣ５０	20,399,764,211 円
マイバランスＤＣ７０	8,678,415,264 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,116,479,647 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,375,327,017 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,964,070,837 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	6,011,076,094 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	565,327,207 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	97,397,894 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	141,739,237 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	417,567,671 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	183,486,527 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	64,624,127 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,440,124,017 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,508,874,324 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,213,667,457 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,398,287,044 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	38,757,880 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	560,659,961 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	973,094,872 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,678,228,960 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	570,409,155 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	18,297,987 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 3 月 6 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	2,500,853,950
コール・ローン	1,306,607,933
国債証券	81,993,343,762
派生商品評価勘定	59,743,393
未収入金	1,648,387,401
未収利息	551,211,628
前払費用	110,655,278
差入委託証拠金	2,976,335
流動資産合計	88,173,779,680

資産合計	88,173,779,680
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,130,323,328
未払金	4,854,673,012
未払解約金	145,992,207
その他未払費用	1,107,400
流動負債合計	6,132,095,947
負債合計	6,132,095,947
純資産の部	
元本等	
元本	83,811,379,655
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,769,695,922
元本等合計	82,041,683,733
純資産合計	82,041,683,733
負債純資産合計	88,173,779,680

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
1.　元本の欠損	
	1,769,695,922円
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9789円
(10,000口当たり純資産額)	(9,789円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2．時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当

該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
　２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	100,915,691,988円
同期中における追加設定元本額	19,336,649,826円
同期中における一部解約元本額	36,440,962,159円
期末元本額	83,811,379,655円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,727,877,683円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,466,704,845円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	33,855,320円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	21,299,833円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	10,547,678円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	6,775,103円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,883,062,738円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	9,635,375円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	5,650,155円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	38,282,697円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	15,710,580円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	17,816,414円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	48,095,174,530円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,476,833,812円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	8,708,458,784円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	97,224,554円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,196,469,554円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 3月 6日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	342,417,618
コール・ローン	76,752,762
国債証券	45,575,534,807
未収入金	986,093,257
未収利息	580,113,041
前払費用	46,624,824
流動資産合計	47,607,536,309

資産合計	47,607,536,309
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	29,216
未払金	1,197,109,176
未払解約金	20,011,299
その他未払費用	175,800
流動負債合計	1,217,325,491
負債合計	1,217,325,491
純資産の部	
元本等	
元本	18,149,265,293
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,240,945,525
元本等合計	46,390,210,818
純資産合計	46,390,210,818
負債純資産合計	47,607,536,309

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5560円
(10,000口当たり純資産額)	(25,560円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 為替予約取引 1）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,625,851,524円
同期中における追加設定元本額	4,791,457,964円
同期中における一部解約元本額	6,268,044,195円
期末元本額	18,149,265,293円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	435,687,789円
ネクストコア	8,141,018円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	664,690,901円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,208,402円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,491,896円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	13,552,940円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	6,061,244円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	13,831,117円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	1,500,013,604円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	3,877,607,534円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国債券・Ｊ．Ｐ．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,291,230,662円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	1,004,059,033円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,114,777円
ノムラ新興国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,135,499円
新興国債券・インデックスＦ（適格機関投資家専用）	655,601,295円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	332,058,273円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	7,615,183,195円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	523,446,831円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	15,919,841円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	184,229,442円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 3月 6日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	447,565,471
投資証券	63,476,725,600
派生商品評価勘定	57,233,990
未収配当金	1,099,680,747
未収利息	5,983
差入委託証拠金	36,370,765

流動資産合計	65,117,582,556
資産合計	65,117,582,556
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	597,200
未払金	14,682,180
未払解約金	54,087,309
流動負債合計	69,366,689
負債合計	69,366,689
純資産の部	
元本等	
元本	25,305,599,839
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	39,742,616,028
元本等合計	65,048,215,867
純資産合計	65,048,215,867
負債純資産合計	65,117,582,556

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5705円
(10,000口当たり純資産額)	(25,705円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定

先物取引
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	23,028,846,026円
同期中における追加設定元本額	5,801,445,855円
同期中における一部解約元本額	3,524,692,042円
期末元本額	25,305,599,839円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,719,907,867円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,589,377,108円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	2,189,625,103円
野村資産設計ファンド２０１５	12,599,801円
野村資産設計ファンド２０２０	13,843,356円
野村資産設計ファンド２０２５	18,262,463円
野村資産設計ファンド２０３０	22,788,762円
野村資産設計ファンド２０３５	20,788,742円
野村資産設計ファンド２０４０	45,302,859円
野村資産設計ファンド２０４５	8,962,437円
野村インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ	2,504,271,698円
ネクストコア	23,532,510円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	975,423,626円
野村Ｊ－ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,410,847,993円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	443,239,842円
野村資産設計ファンド２０５０	5,882,025円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	731,657円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	494,548円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	3,629,998円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,171,110円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	5,447,656円
野村６資産均等バランス	6,634,705,408円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	81,611,207円
野村資産設計ファンド２０６０	5,386,263円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	282,424,980円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	2,866,372,879円
Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,657,693,194円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	326,009円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,532,600,340円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	39,163,942円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,799,607円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,267,859円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	32,794,072円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	22,476,182円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	26,533,118円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,311,739円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	8,967,330円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	54,034,549円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 3月 6日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	64,999,131
コール・ローン	65,064,154
投資証券	6,839,279,477
派生商品評価勘定	40,027,828
未収入金	539,934
未収配当金	12,875,040
未収利息	869
差入委託証拠金	42,786,536
流動資産合計	7,065,572,969
資産合計	7,065,572,969
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,552,440
未払金	38,768,243
未払解約金	8,531,867
その他未払費用	110,700
流動負債合計	63,963,250
負債合計	63,963,250
純資産の部	
元本等	
元本	4,502,786,016
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,498,823,703
元本等合計	7,001,609,719
純資産合計	7,001,609,719
負債純資産合計	7,065,572,969

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式

	配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 6日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.5550円
(10,000口当たり純資産額)	(15,550円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 6日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 為替予約取引 １）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 ２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 6日現在	
期首	2024年 9月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,631,191,935円
同期中における追加設定元本額	615,776,235円
同期中における一部解約元本額	744,182,154円
期末元本額	4,502,786,016円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,652,447,862円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ・為替ヘッジ型	382,277,591円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	402,301円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	272,280円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	5,990,864円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,687,210円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	6,735,570円

野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	2,259,415,106 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	192,557,232 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	16,715,675,962円
Ⅱ　負債総額	1,693,657,175円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,022,018,787円
Ⅳ　発行済口数	9,050,103,075口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6599円

（参考）国内株式マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	838,534,901,367円
Ⅱ　負債総額	77,513,605,858円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	761,021,295,509円
Ⅳ　発行済口数	248,215,080,742口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0660円

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	172,262,312,789円
Ⅱ　負債総額	87,878,458,545円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	84,383,854,244円
Ⅳ　発行済口数	26,807,486,018口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1478円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	1,171,111,321,535円
Ⅱ　負債総額	7,048,810,651円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,164,062,510,884円
Ⅳ　発行済口数	969,940,740,128口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2001円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	169,127,678,856円
Ⅱ　負債総額	86,575,230,316円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	82,552,448,540円
Ⅳ　発行済口数	84,286,739,968口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9794円

（参考）新興国債券マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	46,747,445,876円
Ⅱ　負債総額	148,283,201円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,599,162,675円
Ⅳ　発行済口数	18,353,262,290口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5390円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	67,611,604,313円
Ⅱ　負債総額	1,819,867,689円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	65,791,736,624円
Ⅳ　発行済口数	25,197,725,849口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6110円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	13,483,141,874円
Ⅱ　負債総額	6,865,721,579円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,617,420,295円
Ⅳ　発行済口数	4,429,902,181口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4938円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	54,261,776
単位型株式投資信託	147	611,138
追加型公社債投資信託	14	6,561,750
単位型公社債投資信託	399	683,150
合計	1,475	62,117,814

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		－
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		－
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		－		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		－	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		－		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度末 （2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901 百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214 百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0 百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	－
資産計	42,108	42,108	－
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	－
負債計	46	46	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,865	－	－	－
金銭の信託	42,108	－	－	－
未収委託者報酬	26,116	－	－	－
未収運用受託報酬	3,780	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	－	－	－
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	42,108	－	42,108
資産計	－	42,108	－	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	－	46	－	46
負債計	－	46	－	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	－
小計	21,900	21,900	－
合計	21,900	21,900	－

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	－	16
合計	66	－	16

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	－	△46	△46

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2023年3月31日）		当事業年度末 （2024年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
１株当たり純資産額　17,016円74銭 １株当たり当期純利益　5,060円34銭	１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇　中間損益計算書

		自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない　… 時価法 株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない　… 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6 年 附属設備　6～15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	6,350 百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円

※４　特別利益の内訳

株式報酬受入益	23 百万円

※５　特別損失の内訳

固定資産除却損	13 百万円

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1 株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024 年 3 月 31 日
(4) 効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	－
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	－
資産計	47,722	47,722	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	47,595	－	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	－	126	－	126
資産計	－	47,722	－	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	－	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

	自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－
時の経過による調整額	－
中間期末残高	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　　10,222円13銭 １株当たり中間純利益　　4,021円58銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　20,713百万円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　20,713百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型）

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、J－REITインデックス マザーファンド受益証券および海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

①　各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：1/6

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券：1/9

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/9

新興国債券マザーファンド受益証券：1/9

J－REITインデックス マザーファンド受益証券：1/6

海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

（※）各マザーファンドの対象指数

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド：MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド：NOMURA-BPI総合

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

新興国債券マザーファンド：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）

（注）新興国債券マザーファンドは、新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、原則として基本投資割合の範囲において、実質的にJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ない、また合成指数の算出においてもJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・イ

ンデックス・プラス（円ヘッジベース）を使用します。

J－REIT インデックス マザーファンド：東証 REIT 指数（配当込み）

海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド：S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

② 前号に規定する合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定しま

す。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金１億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については１億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④　第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2.　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J－REITインデックス マザーファンド、および海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といい

ます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
⑥　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
（利害関係人等との取引等）
第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第30条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第31条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第32条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第33条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第35条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年9月8日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条　受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第48条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国

為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条　この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
第2条　第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
②　第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
③　第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第48条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 13 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 25 条において同じ。）、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第 14 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 15 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 14 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 14 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 16 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 17 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　（削除）

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更）
第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
（反対者の買取請求権）
第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。
（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）
第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。
（運用状況に係る情報）
第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。
（公告）
第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
（信託約款に関する疑義の取扱い）
第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成19年2月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（損益の帰属）
第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金立替え）
第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告）
第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用）
第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬）
第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第１項、第38条第２項、第39条第１項、第40条第１項および第42条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

②　前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

③　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りで

はありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第21条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第32条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第33条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第34条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第37条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ

れらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第47条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(J－REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J－REIT インデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第１項、第 31 条第２項、第 34 条第１項、第 35 条第１項および第 37 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第29条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第30条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第31条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第33条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第34条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第35条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第36条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第37条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第38条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第39条　第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第40条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第42条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

①　日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③　効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第16条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第22条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第33条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第34条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第35条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第38条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす

る旨を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第45条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第48条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社